

民法典

目次

第一編 総則	1
第 I 章 総則	1
第 1 条 調整範囲	1
第 2 条 民事権の公認, 尊重, 保護及び保障	1
第 3 条 民事法令の各基本原則	1
第 4 条 民法典の適用	2
第 5 条 慣習の適用	2
第 6 条 類似法令の適用	2
第 7 条 民事関係についての国家の政策	2
第 II 章 民事権の確立, 履行及び保護	3
第 8 条 民事権の確立根拠	3
第 9 条 民事権の履行	3
第 10 条 民事権履行の限界	3
第 11 条 民事権保護の各方式	3
第 12 条 民事権の自己保護	4
第 13 条 損害賠償	4
第 14 条 権限のある国家機関を通じた民事権の保護	4
第 15 条 権限のある機関, 組織, 者の不法な特定の決定の取消し	4
第 III 章 個人	4
第 1 節 個人の民事法律能力, 民事行為能力	4
第 16 条 個人の民事法律能力	4
第 17 条 個人の民事法律能力の内容	5
第 18 条 個人の民事法律能力の非制限	5
第 19 条 個人の民事行為能力	5
第 20 条 成年者	5
第 21 条 未成年者	5
第 22 条 民事行為能力の喪失	5
第 23 条 行為認識制御困難者	6
第 24 条 民事行為能力の制限	6
第 2 節 人格権	6
第 25 条 人格権	6

第26条	氏名を持つ権利	6
第27条	氏を変更する権利	7
第28条	名を変更する権利	8
第29条	民族確定, 再確定の権利	8
第30条	出生, 死亡を届け出られる権利	9
第31条	国籍に対する権利	9
第32条	肖像に対する個人の権利	9
第33条	生存権, 生命・健康・身体に対する安全を保証される権利	9
第34条	名誉, 人格, 威信を保護される権利	10
第35条	人体の組織, 部分の提供と受領, 死体の提供と取得の権利	10
第36条	性を再確定する権利	11
第37条	性転換	11
第38条	個人の私的生活, 秘密, 家族の秘密に関する権利	11
第39条	婚姻及び家族における人格権	12
第3節	居所	12
第40条	個人の居所	12
第41条	未成年者の居所	12
第42条	被後見人の居所	12
第43条	夫婦の居所	12
第44条	軍人の居所	12
第45条	移動的職業をする者の居所	13
第4節	後見	13
第46条	後見	13
第47条	被後見人	13
第48条	後見人	13
第49条	個人が後見人になるための条件	14
第50条	法人が後見人になるための条件	14
第51条	後見の監督	14
第52条	未成年者の当然後見人	15
第53条	民事行為能力喪失者の当然後見人	15
第54条	後見人の選任, 指定	15
第55条	満十五歳未満の被後見人に対する後見人の義務	16
第56条	満十五歳以上満十八歳未満の被後見人に対する後見人の義務	16
第57条	民事行為能力喪失者, 行為能力喪失者である被後見人に対する後見人の義務	16
第58条	後見人の権利	16

第59条	被後見人の財産の管理	17
第60条	後見人の変更	17
第61条	後見の引継ぎ	17
第62条	後見の終了	17
第63条	後見終了の効果	18
第5節	居所不在者の捜索の通告 失踪宣告, 死亡宣告	18
第64条	居所不在者の捜索, 不在者の財産管理の通知の請求	18
第65条	居所不在者の財産管理	18
第66条	居所不在者の財産管理者の義務	19
第67条	居所不在者の財産管理者の権利	19
第68条	失踪宣告	19
第69条	失踪宣告を受けた者の財産管理	19
第70条	失踪宣告決定の取消し	20
第71条	死亡宣告	20
第72条	裁判所の死亡宣告を受けた者の人格関係と財産関係	21
第73条	死亡宣告決定の取消し	21
第IV章	法人	21
第74条	法人	21
第75条	商業法人	22
第76条	非商業法人	22
第77条	法人の定款	22
第78条	法人の名称	22
第79条	法人の本店	23
第80条	法人の国籍	23
第81条	法人の財産	23
第82条	法人の設立, 登記	23
第83条	法人の組織構造	23
第84条	法人の支店, 駐在員事務所	23
第85条	法人の法定代表	24
第86条	法人の民事法律能力	24
第87条	法人の民事責任	24
第88条	法人の新設合併	24
第89条	法人の吸収合併	24
第90条	法人の分割	25
第91条	法人の分離	25
第92条	法人の形態転換	25

第93条	法人の解散	25
第94条	解散法人の財産の清算	25
第95条	法人の破産	26
第96条	法人の存在の終了	26
第V章	民事関係におけるベトナム社会主義共和国，中央，地方の国家機関	26
第97条	民事関係におけるベトナム社会主義共和国，中央，地方の国家機関	26
第98条	民事関係に参加する代表者	26
第99条	民事義務に関する責任	26
第100条	一方当事者が外国の国家，法人，個人である民事関係におけるベトナム社会主義共和国，中央，地方の国家機関の民事義務に関する責任	27
第VI章	民事関係における世帯，組合，法人資格を持たないその他の組織	27
第101条	世帯，組合，法人資格を持たないその他の組織の参加がある民事関係における主体	27
第102条	世帯，組合，法人資格を持たないその他の組織の共有財産	27
第103条	世帯，組合，法人資格を持たないその他の組織の構成員の民事責任	28
第104条	代理権を持たない又は代理の範囲を超えて構成員が確立，履行した民事取引についての法的効果	28
第VII章	財産	28
第105条	財産	28
第106条	財産の登記	28
第107条	不動産及び動産	29
第108条	現存財産及び将来形成財産	29
第109条	天然果実，法定果実	29
第110条	主物及び従物	29
第111条	分割できる物及び分割できない物	29
第112条	消耗物及び非消耗物	30
第113条	同類物及び特定物	30
第114条	同セット物	30
第115条	財産権	30
第VIII章	民事取引	30
第116条	民事取引	30
第117条	民事取引の有効要件	30
第118条	民事取引の目的	31
第119条	民事取引の形式	31
第120条	条件付き民事取引	31
第121条	民事取引の解釈	31

第 122 条	無効な民事取引	31
第 123 条	法律の禁止事項，社会道德への違反により無効である民事取引	31
第 124 条	仮装により無効である民事取引	32
第 125 条	未成年者，民事行為能力喪失者，行為認識制御困難者，民事行為能力被制限者が確立，履行したことにより無効である民事取引	32
第 126 条	錯誤により無効である民事取引	32
第 127 条	詐欺，強迫，強制により無効である民事取引	32
第 128 条	自己の行為を認識し，制御することができない者が確立したことにより無効である民事取引	33
第 129 条	形式に関する規定を遵守しないことにより無効である民事取引	33
第 130 条	部分的に無効である民事取引	33
第 131 条	無効な民事取引の法的効果	33
第 132 条	裁判所に対する民事取引無効宣言の請求の時効	34
第 133 条	民事取引が無効とされたときの善意無過失の第三者の権利の保護	34
第 IX 章	代理	35
第 134 条	代理	35
第 135 条	代理権確立の根拠	35
第 136 条	個人の法定代理	35
第 137 条	法人の法定代表	35
第 138 条	委任代理	36
第 139 条	代理行為の法律効果	36
第 140 条	代理の期間	36
第 141 条	代理の範囲	37
第 142 条	無権代理人が確立，履行した民事取引の効果	37
第 143 条	代理人が代理の範囲を超えて確立，履行した民事取引の効果	38
第 X 章	期間及び時効	38
第 1 節	期間	38
第 144 条	期間	38
第 145 条	期間の計算方法の適用	38
第 146 条	期間，期間の起算時点に関する規定	39
第 147 条	期間の開始時点	39
第 148 条	期間の終了時点	39
第 2 節	時効	40
第 149 条	時効	40
第 150 条	各種時効	40
第 151 条	時効の計算方法	40

第 152 条	民事権享受, 民事義務免除時効の効力	41
第 153 条	民事権享受, 民事義務免除時効の連続性	41
第 154 条	民事事件の提訴時効, 非訟事件解決請求時効の開始	41
第 155 条	提訴時効の不適用	41
第 156 条	民事事件の提訴時効, 非訟事件解決請求時効に算入されない時間	41
第 157 条	民事事件の提訴時効の再開始	42
第二編	所有権及び財産に対するその他の権利	42
第 XI 章	総則	42
第 1 節	所有権, 財産に対するその他の権利の確立, 履行の原則	42
第 158 条	所有権	42
第 159 条	財産に対するその他の権利	42
第 160 条	所有権, 財産に対するその他の権利の確立, 履行の原則	43
第 161 条	所有権, 財産に対するその他の権利の確立時点	43
第 162 条	財産に関する危険負担	43
第 2 節	所有権, 財産に対するその他の権利の保護	44
第 163 条	所有権, 財産に対するその他の権利の保護	44
第 164 条	所有権, 財産に対するその他の権利の保護措置	44
第 165 条	法令の根拠のある占有	44
第 166 条	財産の取戻権	44
第 167 条	善意無過失の占有者から所有権登記が不要な動産を取り戻す権利	45
第 168 条	善意無過失の占有者から所有権登記が必要な動産又は不動産を取り戻す権利	45
第 169 条	所有権, 財産に対するその他の権利の行使に対する不法な妨害行為の中止請求権	45
第 170 条	損害賠償請求権	45
第 3 節	所有権, 財産に対するその他の権利の限界	45
第 171 条	緊急事態が生じた場合の所有者, 財産に対するその他の権利を有する主体の権利及び義務	45
第 172 条	環境を保護する義務	46
第 173 条	社会秩序, 安全を尊重, 保障する義務	46
第 174 条	建設規則を尊重する義務	46
第 175 条	各不動産間の境界	46
第 176 条	各不動産を隔する境界標	46
第 177 条	損害を生じさせるおそれがある植物, 工作物の場合における安全の保障	47
第 178 条	隣接不動産へ面した扉の設置	47

第 XII 章 占有	47
第 179 条 占有の概念	48
第 180 条 善意無過失占有	48
第 181 条 善意無過失でない占有	48
第 182 条 連続占有	48
第 183 条 公開占有	48
第 184 条 占有者の状態及び権利の推定	48
第 185 条 占有の保護	49
第 XIII 章 所有権	49
第 1 節 所有権の内容	49
第 1 款 占有権限	49
第 186 条 所有者の占有権限	49
第 187 条 所有者から財産管理を委任された者の占有権限	49
第 188 条 民事取引を通じて財産の引渡しを受けた者の占有権限	49
第 2 款 使用権限	49
第 189 条 使用権限	50
第 190 条 所有者の使用権限	50
第 191 条 所有者でない者の使用権限	50
第 3 款 処分権限	50
第 192 条 処分権限	50
第 193 条 処分権限の行使の条件	50
第 194 条 所有者の処分権限	50
第 195 条 所有者ではない者の処分権限	50
第 196 条 処分権限の制限	50
第 2 節 所有形態	51
第 1 款 全人民所有	51
第 197 条 全人民所有に属する財産	51
第 198 条 全人民所有に属する財産に対する所有者の権利行使	51
第 199 条 全人民所有に属する財産の占有, 使用, 処分	51
第 200 条 企業に投資された財産に対する全人民所有権の行使	51
第 201 条 国家機関, 人民武装部隊に交付された財産に対する全人民所有権の行使	51
第 202 条 政治組織, 政治 - 社会組織, 政治社会 - 職業組織, 社会組織, 社会 - 職業組織に交付された財産に対する全人民所有権の行使	51
第 203 条 個人, 法人の全人民所有に属する財産を使用, 開発する権利	52
第 204 条 未だ個人, 法人に管理が委ねられていない全人民所有に属する財産	52

第2款 単独所有	52
第205条 単独所有及び単独所有に属する財産	52
第206条 単独所有に属する財産の占有, 使用, 処分	52
第3款 共同所有	52
第207条 共同所有及び各種共同所有	52
第208条 共同所有権の確立	53
第209条 持分のある共同所有	53
第210条 合一共同所有	53
第211条 共同体の共同所有	53
第212条 家族の各構成員の共同所有	53
第213条 夫婦の共同所有	54
第214条 共同住宅の共同所有	54
第215条 混合共同所有	54
第216条 共有財産の管理	54
第217条 共有財産の使用	55
第218条 共有財産の処分	55
第219条 共同所有に属する財産の分割	55
第220条 共同所有の終了	56
第3節 所有権の確立, 消滅	56
第1款 所有権の確立	56
第221条 所有権の確立根拠	56
第222条 労働, 合法的生産, 経営活動, 知的所有権の対象に向けた創造的活動から得られた財産に対する所有権の取得	56
第223条 契約に基づく所有権の取得	57
第224条 天然果実, 法定果実に対する所有権の取得	57
第225条 付合の場合における所有権の確立	57
第226条 混和の場合における所有権の確立	58
第227条 加工の場合における所有権の確立	58
第228条 無主財産, 所有者を確定することができない財産に対する所有権の確立	58
第229条 発見された埋蔵, 隠匿, 埋没, 水没財産に対する所有権の確立	59
第230条 他人が紛失, 遺失した財産に対する所有権の確立	59
第231条 逸れた家畜に対する所有権の確立	60
第232条 逸れた家禽に対する所有権の確立	60
第233条 養殖水産物に対する所有権の確立	60
第234条 相続を受けることによる所有権の確立	61

第 235 条	裁判所, その他の権限のある国家機関の判決, 決定に基づく所有権の 確立	61
第 236 条	法令の根拠なしに財産を占有し, 利益を得ることによる時効に基づく 所有権の確立	61
第 2 款	所有権の消滅	61
第 237 条	所有権の消滅根拠	61
第 238 条	所有者による自己の所有権の他人への譲渡	61
第 239 条	所有権の放棄	62
第 240 条	他人に対する所有権が確立された財産	62
第 241 条	所有者の義務の履行のための財産の処分	62
第 242 条	消費された又は滅失した財産	62
第 243 条	強制的に買収された財産	62
第 244 条	没収された財産	63
第 XIV 章	財産に対するその他の権利	63
第 1 節	隣接不動産に対する権利	63
第 245 条	隣接不動産に対する権利	63
第 246 条	隣接不動産に対する権利の確立根拠	63
第 247 条	隣接不動産に対する権利の効力	63
第 248 条	隣接不動産に対する権利の行使の原則	63
第 249 条	隣接不動産に対する権利の行使の変更	63
第 250 条	雨水の排水における所有者の義務	64
第 251 条	下水の排水における所有者の義務	64
第 252 条	隣接不動産を超えた給排水に関する権利	64
第 253 条	工作における灌水, 排水に関する権利	64
第 254 条	通過路に関する通路	64
第 255 条	他の不動産を通過する送電線, 通信線の設置	65
第 256 条	隣接不動産に対する権利の消滅	65
第 2 節	享用権	65
第 257 条	享用権	65
第 258 条	享用権の確立根拠	65
第 259 条	享用権の効力	65
第 260 条	享用権の期限	65
第 261 条	享用者の権利	66
第 262 条	享用者の義務	66
第 263 条	財産所有者の権利及び義務	66
第 264 条	天然果実, 法定果実の享受権	66

第 265 条	享用権の消滅	67
第 266 条	享用権消滅時の財産の返還	67
第 3 節	地上権	67
第 267 条	地上権	67
第 268 条	地上権の確立根拠	67
第 269 条	地上権の効力	67
第 270 条	地上権の期限	67
第 271 条	地上権の内容	68
第 272 条	地上権の消滅	68
第 273 条	地上権消滅時の財産の処理	68
第三編	義務及び契約	68
第 XV 章	総則	68
第 1 節	義務の発生根拠及び対象	69
第 274 条	義務	69
第 275 条	義務の発生根拠	69
第 276 条	義務の対象	69
第 2 節	義務の履行	69
第 277 条	義務の履行地点	69
第 278 条	義務の履行期限	69
第 279 条	物の引渡義務の履行	70
第 280 条	金銭支払義務の履行	70
第 281 条	仕事を実施すべき又は実施してはならない義務	70
第 282 条	定期的義務の履行	70
第 283 条	第三者を通じた義務の履行	70
第 284 条	条件付き義務の履行	71
第 285 条	任意に選択する対象のある義務の履行	71
第 286 条	代替可能な義務の履行	71
第 287 条	独立した義務の履行	71
第 288 条	連帯義務の履行	71
第 289 条	複数の連帯権利者に対する義務の履行	72
第 290 条	部分ごとに分割できる義務の履行	72
第 291 条	部分ごとに分割できない義務の履行	72
第 3 節	義務の履行担保	72
第 1 款	総則	72
第 292 条	義務の履行担保措置	72
第 293 条	被担保義務の範囲	73

第 294 条	将来における義務の履行の担保	73
第 295 条	担保財産	73
第 296 条	複数の義務の履行を担保するために用いられる一つの財産	73
第 297 条	第三者への対抗力	74
第 298 条	担保措置の登記	74
第 299 条	担保財産を処分する各場合	74
第 300 条	担保財産の処分に関する通知	74
第 301 条	処分のための担保財産の引渡し	74
第 302 条	担保財産の取戻権	75
第 303 条	質, 抵当財産の処分方式	75
第 304 条	質, 抵当財産の売却	75
第 305 条	担保設定者の義務の履行に代替するための担保財産そのものの取得	75
第 306 条	担保財産の価額の決定	76
第 307 条	質, 抵当財産の処分により得られた金員の弁済	76
第 308 条	各共同担保財産受領者の間の弁済の優先順位	76
第 2 款	財産の質	77
第 309 条	財産の質	77
第 310 条	財産の質の効力	77
第 311 条	質設定者の義務	77
第 312 条	質設定者の権利	77
第 313 条	質受領者の義務	77
第 314 条	質受領者の権利	78
第 315 条	財産の質の消滅	78
第 316 条	質財産の返還	78
第 3 款	財産の抵当	78
第 317 条	財産の抵当	78
第 318 条	抵当財産	79
第 319 条	財産の抵当の効力	79
第 320 条	抵当設定者の義務	79
第 321 条	抵当設定者の権利	80
第 322 条	抵当受領者の義務	80
第 323 条	抵当受領者の権利	80
第 324 条	抵当財産を保管する第三者の権利及び義務	81
第 325 条	土地使用権に抵当を設定するが土地付着財産には抵当を設定しない場合	81
第 326 条	土地付着財産に抵当を設定するが土地使用権には抵当を設定しない場	

合.....	81
第 327 条 財産の抵当の消滅.....	82
第 4 款 手付, 預託, 供託.....	82
第 328 条 手付.....	82
第 329 条 預託.....	82
第 330 条 供託.....	82
第 5 款 所有権留保.....	82
第 331 条 所有権留保.....	83
第 332 条 財産の取戻権.....	83
第 333 条 財産の買主の権利及び義務.....	83
第 334 条 所有権留保の消滅.....	83
第 6 款 保証.....	83
第 335 条 保証.....	83
第 336 条 保証の範囲.....	84
第 337 条 報酬.....	84
第 338 条 複数の者による共同保証.....	84
第 339 条 保証人と保証受領人との関係.....	84
第 340 条 保証人の請求権.....	84
第 341 条 保証義務の履行の免除.....	84
第 342 条 保証人の民事責任.....	85
第 343 条 保証の終了.....	85
第 7 款 信用.....	85
第 344 条 政治社会組織の信用による担保.....	85
第 345 条 信用の形式, 内容.....	85
第 8 款 財産の留置.....	85
第 346 条 財産の留置.....	86
第 347 条 財産の留置の確立.....	86
第 348 条 留置者の権利.....	86
第 349 条 留置者の義務.....	86
第 350 条 留置の終了.....	86
第 4 節 民事責任.....	86
第 351 条 義務違反による民事責任.....	86
第 352 条 義務を引き続き履行する責任.....	87
第 353 条 義務の履行遅滞.....	87
第 354 条 義務の履行延期.....	87
第 355 条 義務の履行の受領遅滞.....	87

第 356 条	物の引渡し義務を履行しないことによる責任	88
第 357 条	金銭支払義務の履行を遅滞することによる責任	88
第 358 条	仕事を履行しない又は履行すべきでないことによる責任	88
第 359 条	義務の履行の受領が遅延したことによる責任	88
第 360 条	義務違反による損害賠償責任	88
第 361 条	義務違反による損害	88
第 362 条	損害の阻止, 抑制義務	89
第 363 条	違反された者に故意過失がある場合における損害賠償	89
第 364 条	民事責任における故意過失	89
第 5 節	請求権の移転及び義務の移転	89
第 365 条	請求権の移転	89
第 366 条	情報の提供及び書類の引渡義務	90
第 367 条	請求権移転後の責任の不負担	90
第 368 条	義務の履行について担保措置がある請求権の移転	90
第 369 条	義務者の拒否権	90
第 370 条	義務の移転	90
第 371 条	担保措置のある義務の移転	90
第 6 節	義務の消滅	90
第 372 条	義務消滅の根拠	90
第 373 条	義務の完遂	91
第 374 条	権利者が義務の対象の受領を遅滞する場合における義務の完遂	91
第 375 条	合意による義務の消滅	91
第 376 条	義務の履行免除による義務の消滅	91
第 377 条	その他の民事義務により代替されたことによる義務の消滅	91
第 378 条	義務の相殺による義務の消滅	92
第 379 条	義務を相殺することができない場合	92
第 380 条	義務者と権利者との同一化による義務の消滅	92
第 381 条	義務免除時効の完成による義務の消滅	92
第 382 条	権利者である個人が死亡し, 又は法人が存在を終えた場合の義務の消滅	92
第 383 条	特定物がなくなった場合の義務の消滅	92
第 384 条	破産した場合の義務の消滅	92
第 7 節	契約	93
第 1 款	契約の締結	93
第 385 条	契約の概念	93
第 386 条	契約締結の申込み	93

第 387 条	契約締結における情報	93
第 388 条	有効な契約締結の申込みの時点	93
第 389 条	契約締結の申込みの変更, 撤回	94
第 390 条	契約締結の申込みの取消し	94
第 391 条	契約締結の申込みの消滅	94
第 392 条	被申込者の提案による修正	94
第 393 条	契約締結の申込みの承諾	94
第 394 条	契約締結の承諾の回答期限	94
第 395 条	契約締結の申込者が死亡し, 民事行為能力を喪失し又は行為認識制御困難となった場合	95
第 396 条	契約締結の被申込者が死亡し, 民事行為能力を喪失し又は行為認識制御困難となった場合	95
第 397 条	契約締結承諾の撤回	95
第 398 条	契約の内容	95
第 399 条	契約締結の地点	96
第 400 条	契約締結の時点	96
第 401 条	契約の効力	96
第 402 条	主要な契約の各類型	96
第 403 条	契約の付属書	96
第 404 条	契約の解釈	97
第 405 条	標準様式契約	97
第 406 条	契約締結における一般取引条件	97
第 407 条	契約の無効	98
第 408 条	履行することができない対象があることによる契約の無効	98
第 2 款	契約の履行	98
第 409 条	片務契約の履行	98
第 410 条	双務契約の履行	99
第 411 条	双務契約における義務の履行を延期する権利	99
第 412 条	双務契約における財産の留置	99
第 413 条	一方当事者の故意過失により履行することができない義務	99
第 414 条	各当事者の故意過失によらない義務の履行不能	99
第 415 条	第三者の利益のための契約の履行	99
第 416 条	第三者の拒否権	100
第 417 条	第三者の利益のための契約の修正又は解除の不能	100
第 418 条	違約罰の合意	100
第 419 条	契約違反により賠償される損害	100

第 420 条	環境が本質的に変化したときの契約の履行	101
第 3 款	契約の修正, 終了, 解除	101
第 421 条	契約の修正	101
第 422 条	契約の終了	101
第 423 条	契約の解除	102
第 424 条	義務の履行遅滞による契約の解除	102
第 425 条	履行不能による契約の解除	102
第 426 条	財産が失われ, 損傷した場合の契約の解除	102
第 427 条	契約解除の効果	103
第 428 条	契約の履行の一方的終了	103
第 429 条	契約に関する提訴時効	104
第 XVI 章	典型契約	104
第 1 節	財産売買契約	104
第 430 条	財産売買契約	104
第 431 条	売買契約の対象	104
第 432 条	売買財産の品質	104
第 433 条	価格及び弁済の方式	104
第 434 条	売買契約の履行期限	105
第 435 条	財産引渡しの地点	105
第 436 条	財産引渡しの方式	105
第 437 条	数量どおりでない財産の引渡しによる責任	105
第 438 条	(同セット物を) 同セットでなく引渡すことによる責任	106
第 439 条	種類どおりでない財産の引渡しによる責任	106
第 440 条	金銭支払義務	106
第 441 条	危険負担の時点	107
第 442 条	運送費用及び所有権の移転に係る費用	107
第 443 条	情報の提供及び使用方法の案内義務	107
第 444 条	売買財産に対する買主の所有権の保証	107
第 445 条	売買物の品質の保証	108
第 446 条	保証義務	108
第 447 条	保証請求権	108
第 448 条	保証期間中の物の修繕	108
第 449 条	保証期間中の損害賠償	108
第 450 条	財産権の売買	109
第 451 条	財産の競売	109
第 452 条	試用後の購入	109

第 453 条	後払い又は分割払による購入	110
第 454 条	売却した財産の買戻し	110
第 2 節	財産交換契約	110
第 455 条	財産交換契約	110
第 456 条	差額の清算	110
第 3 節	財産贈与契約	111
第 457 条	財産贈与契約	111
第 458 条	動産の贈与	111
第 459 条	不動産の贈与	111
第 460 条	自己の所有に属さない財産を故意に贈与することによる責任	111
第 461 条	贈与財産の瑕疵の通知	111
第 462 条	財産の条件付き贈与	111
第 4 節	財産消費貸借契約	112
第 463 条	財産消費貸借契約	112
第 464 条	消費貸借財産に対する所有権	112
第 465 条	貸主の義務	112
第 466 条	借主の債務返済義務	112
第 467 条	消費貸借財産の使用	113
第 468 条	利率	113
第 469 条	期限のない消費貸借契約の履行	113
第 470 条	期限付き消費貸借契約の履行	113
第 471 条	講（ホ、ファイ、ビエウ、フォン）	114
第 5 節	財産賃貸借契約	114
第 1 款	財産賃貸借契約に関する総則	114
第 472 条	財産賃貸借契約	114
第 473 条	賃料	114
第 474 条	賃貸借期間	114
第 475 条	転貸借	114
第 476 条	賃貸借財産の引渡し	115
第 477 条	賃貸借財産の使用価値を保証する義務	115
第 478 条	賃借人に財産の使用権を保証する義務	115
第 479 条	賃貸借財産の保管義務	115
第 480 条	効用、目的に従った賃貸借財産の使用義務	116
第 481 条	賃料の支払	116
第 482 条	賃貸借財産の返還	116
第 2 款	財産請負賃貸借契約	116

第 483 条	財産請負貸借契約.....	116
第 484 条	財産請負貸借契約の対象.....	117
第 485 条	請負貸借の期間.....	117
第 486 条	請負賃借料.....	117
第 487 条	請負貸借財産の引渡し.....	117
第 488 条	請負賃借料の支払及び支払の方式.....	117
第 489 条	請負貸借財産の開発.....	118
第 490 条	請負貸借財産の保管, 保守, 処分.....	118
第 491 条	請負貸借家畜に関する天然果実の享受及び損害の負担.....	118
第 492 条	請負貸借契約の履行の一方的な終了.....	118
第 493 条	請負貸借財産の返却.....	118
第 6 節	財産使用貸借契約.....	119
第 494 条	財産使用貸借契約.....	119
第 495 条	財産使用貸借契約の対象.....	119
第 496 条	財産の使用借主の義務.....	119
第 497 条	財産の使用借主の権利.....	119
第 498 条	財産の使用貸主の義務.....	119
第 499 条	財産の使用貸主の権利.....	120
第 7 節	土地使用権に関する契約.....	120
第 500 条	土地使用権に関する契約.....	120
第 501 条	土地使用権に関する契約の内容.....	120
第 502 条	土地使用権に関する契約の形式, 履行手続.....	120
第 503 条	土地使用権の移転の効力.....	120
第 8 節	組合契約.....	120
第 504 条	組合契約.....	121
第 505 条	組合契約の内容.....	121
第 506 条	組合員の共有財産.....	121
第 507 条	組合構成員の権利と義務.....	121
第 508 条	民事取引の確立, 履行.....	122
第 509 条	組合構成員の民事責任.....	122
第 510 条	組合契約からの離脱.....	122
第 511 条	組合契約への加入.....	122
第 512 条	組合契約の終了.....	122
第 9 節	役務契約.....	123
第 513 条	役務契約.....	123
第 514 条	役務契約の対象.....	123

第 515 条	役務使用者の義務	123
第 516 条	役務使用者の権利	123
第 517 条	役務提供者の義務	123
第 518 条	役務提供者の権利	124
第 519 条	役務報酬の支払	124
第 520 条	役務契約の履行の一時的な終了	124
第 521 条	役務契約の継続	124
第 10 節	運送契約	125
第 1 款	旅客運送契約	125
第 522 条	旅客運送契約	125
第 523 条	旅客運送契約の形式	125
第 524 条	運送人の義務	125
第 525 条	運送人の権利	125
第 526 条	旅客の義務	125
第 527 条	旅客の権利	126
第 528 条	損害賠償責任	126
第 529 条	旅客運送契約の履行の一時的な終了	126
第 2 款	財産運送契約	126
第 530 条	財産運送契約	126
第 531 条	財産運送契約の形式	127
第 532 条	運送人への財産の引渡し	127
第 533 条	運送料金	127
第 534 条	運送人の義務	127
第 535 条	運送人の権利	127
第 536 条	運送注文主の義務	128
第 537 条	運送注文主の権利	128
第 538 条	財産受領者への財産の引渡し	128
第 539 条	財産受領者の義務	128
第 540 条	財産受領者の権利	128
第 541 条	損害賠償責任	129
第 11 節	加工契約	129
第 542 条	加工契約	129
第 543 条	加工契約の対象	129
第 544 条	加工注文主の義務	129
第 545 条	加工注文主の権利	129
第 546 条	加工引受人の義務	130

第 547 条	加工引受人の権利	130
第 548 条	危険負担の責任	130
第 549 条	加工製品の引渡し, 受領	130
第 550 条	加工製品の引渡し, 受領の遅滞	130
第 551 条	加工契約の履行の一方的な終了	131
第 552 条	工賃の支払	131
第 553 条	原材料の整理	131
第 12 節	財産寄託契約	131
第 554 条	財産寄託契約	131
第 555 条	財産寄託者の義務	132
第 556 条	財産寄託者の権利	132
第 557 条	財産受託者の義務	132
第 558 条	受託者の権利	132
第 559 条	寄託財産の返還	132
第 560 条	寄託財産の引渡しの遅滞, 受領の遅滞	133
第 561 条	労賃の支払	133
第 13 節	委任契約	133
第 562 条	委任契約	133
第 563 条	委任の期限	133
第 564 条	再委任	134
第 565 条	受任者の義務	134
第 566 条	受任者の権利	134
第 567 条	委任者の義務	134
第 568 条	委任者の権利	134
第 569 条	委任契約の履行の一方的な終了	135
第 XVII 章	懸賞の約束, 賞品付き競技	135
第 570 条	懸賞の約束	135
第 571 条	懸賞約束宣言の撤回	135
第 572 条	懸賞の支払	135
第 573 条	賞品付き競技	136
第 XVIII 章	委任のない仕事の実施	136
第 574 条	委任のない仕事の実施	136
第 575 条	委任のない仕事を実施する義務	136
第 576 条	実施を受ける仕事を有する者の清算義務	136
第 577 条	損害賠償義務	137
第 578 条	委任のない仕事の実施の終了	137

第 XIX 章 法的根拠のない財産の占有, 使用及び財産からの収益による返還義務	137
第 579 条 返還義務.....	137
第 580 条 返還財産.....	137
第 581 条 天然果実, 法定果実の返還義務.....	138
第 582 条 第三者に対する返還請求権.....	138
第 583 条 清算義務.....	138
第 XX 章 契約外の損害賠償責任.....	138
第 1 節 総則.....	138
第 584 条 損害賠償責任の発生根拠.....	138
第 585 条 損害賠償の原則.....	139
第 586 条 個人の損害賠償責任負担能力	139
第 587 条 複数の者がともに与えた損害の賠償.....	139
第 588 条 損害賠償請求の提訴時効.....	140
第 2 節 損害の確定	140
第 589 条 財産の侵害による損害	140
第 590 条 健康の侵害による損害	140
第 591 条 生命の侵害による損害	140
第 592 条 名誉, 人格, 威信の侵害による損害.....	141
第 593 条 生命, 健康の侵害による損害賠償の享受期間	141
第 3 節 いくつかの具体的な場合における損害賠償	141
第 594 条 正当防衛の限度を超えた場合の損害の賠償.....	142
第 595 条 緊急事態の要請を超えた場合の損害の賠償.....	142
第 596 条 刺激物を用いた者が与えた損害の賠償	142
第 597 条 法人の従業員が加えた損害の賠償	142
第 598 条 公務執行者が加えた損害の賠償.....	142
第 599 条 十五歳未満の者, 民事行為能力喪失者が学校, 病院, その他の法人が 直接管理する期間中に加えた損害の賠償	142
第 600 条 被用者, 実習生が加えた損害の賠償.....	143
第 601 条 高度危険源が生じさせた損害の賠償.....	143
第 602 条 環境汚染による損害の賠償.....	143
第 603 条 動物が生じさせた損害の賠償	143
第 604 条 樹木が生じさせた損害の賠償	144
第 605 条 住居, その他の建築物が生じさせた損害の賠償.....	144
第 606 条 死体の侵害による損害の賠償	144
第 607 条 墓の侵害による損害の賠償.....	144
第 608 条 消費者の権利の侵害による損害の賠償	145

第四編 相続	145
第 XXI 章 総則	145
第 609 条 相続権	145
第 610 条 個人の相続に対する平等権	145
第 611 条 相続開始の時点・場所	145
第 612 条 遺産	145
第 613 条 相続人	145
第 614 条 相続人の権利と義務の発生時点	145
第 615 条 死亡した者の残した財産的義務の履行	146
第 616 条 遺産管理者	146
第 617 条 遺産管理者の義務	146
第 618 条 遺産管理者の権利	147
第 619 条 同時点に死亡した互いの遺産の相続権を有する複数の者の相続	147
第 620 条 遺産受領の拒否	147
第 621 条 遺産を享受する権利のない者	147
第 622 条 実際に相続する者がいない財産	148
第 623 条 相続の時効	148
第 XXII 章 遺言による相続	148
第 624 条 遺言	148
第 625 条 遺言者	148
第 626 条 遺言者の権利	148
第 627 条 遺言の形式	149
第 628 条 文書による遺言	149
第 629 条 口頭による遺言	149
第 630 条 合法的な遺言	149
第 631 条 遺言の内容	150
第 632 条 遺言の証人	150
第 633 条 証人のいない文書による遺言	150
第 634 条 証人のいる文書による遺言	150
第 635 条 公証又は確証のある遺言	150
第 636 条 公証営業組織又は社級人民委員会における遺言の作成の手続	151
第 637 条 遺言を公証し、確証することのできない者	151
第 638 条 公証され、確証された遺言と同一の価値を有する文書による遺言	151
第 639 条 公証人によって遺言者の所在地で作成される遺言	151
第 640 条 遺言の修正、補充、代替、撤回	152
第 641 条 遺言の寄託	152

第 642 条	紛失し、破損した遺言	152
第 643 条	遺言の効力	152
第 644 条	遺言の内容にかかわらない相続人	153
第 645 条	祭祀に用いられる遺産	153
第 646 条	遺贈	153
第 647 条	遺言の公表	154
第 648 条	遺言の内容の解釈	154
第 XXIII 章	法定相続	154
第 649 条	法定相続	154
第 650 条	法定相続のいくつかの場合	154
第 651 条	法定相続人	155
第 652 条	代襲相続	155
第 653 条	養子と養父、養母と実父母との相続関係	155
第 654 条	継子と継父、継母との相続関係	155
第 655 条	妻、夫が共有財産を既に分割した ; 妻、夫が離婚申請中である、又は他の者と結婚した場合における相続	156
第 XXIV 章	遺産の精算と分割	156
第 656 条	相続人の集合	156
第 657 条	遺産分割人	156
第 658 条	精算優先順位	156
第 659 条	遺言による遺産の分割	157
第 660 条	法令による遺産の分割	157
第 661 条	遺産分割の制限	157
第 662 条	新しい相続人が出現する又は相続権が取り消される相続人がいる場合の遺産の分割	158
第五編	外国的要素を持つ民事関係に適用する法令	158
第 XXV 章	総則	158
第 663 条	適用範囲	158
第 664 条	外国的要素を有する民事関係に適用する法令の確定	158
第 665 条	外国的要素を有する民事関係に対する国際条約の適用	159
第 666 条	国際慣習の適用	159
第 667 条	外国法令の適用	159
第 668 条	参照法令の範囲	159
第 669 条	複数の法令体系を持つ国の法令の適用	159
第 670 条	外国法令を適用しない場合	159
第 671 条	時効	160

第 XXVI 章 個人, 法人に適用される法令	160
第 672 条 無国籍の者, 多国籍の者に対する適用法令確定根拠	160
第 673 条 個人の民事法律能力	160
第 674 条 個人の民事行為能力	160
第 675 条 失踪又は死亡した個人の確定	161
第 676 条 法人	161
第 XXVII 章 財産関係と身分関係に対して適用される法令	161
第 677 条 財産の分類	161
第 678 条 所有権及び財産に対するその他の権利	161
第 679 条 知的所有権	161
第 680 条 相続	161
第 681 条 遺言	162
第 682 条 後見	162
第 683 条 契約	162
第 684 条 一方的法律行為	163
第 685 条 法令の根拠がない財産の占有, 使用, 受領利益の返還義務	163
第 686 条 事務管理	163
第 687 条 不法行為による損害賠償	163
第六編 施行条項	163
第 688 条 経過規定	164
第 689 条 施行効力	164

国会
法律番号：91/2015/QH13

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

民法典

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は民法典を発行する。

第一編 総則

第I章 総則

第1条 調整範囲

本法典は、個人、法人の法的地位、各対応方法に関する法的基準；平等、意思の自由、財産の独立及び自己責任を基礎として形成される各関係（以下「民事関係」と総称する。）における個人、法人の人格及び財産に関する権利・義務を規定する。

第2条 民事権の公認、尊重、保護及び保障

1. ベトナム社会主義共和国においては、各民事権は、憲法及び法令¹により公認、尊重、保護、保障される。
2. 民事権は、国防、国家安寧、秩序、社会安全、社会道徳及び共同体の健全上の理由により必要不可欠な場合において、法律²の規定によってのみ制限され得る。

第3条 民事法令の各基本原則

1. すべての個人、法人はいずれも平等であり、いかなる理由があろうとも差別取扱いを受けない；各人格権及び財産について等しく法令による保護を受ける。
2. 個人、法人は、約束、合意の自由、自主を基礎として、自己の民事権、民事義務を確立し、履行し、消滅させる。法律の禁止事項に反さず、社会道徳に反しないすべての約束、合意は、各当事者に対する履行効力を有し、他の主体により尊重されなければならない。
3. 個人、法人は、善意、誠実なやり方で、自己の民事権、民事義務を確立し、履行し、消滅させなければならない。
4. 民事権、民事義務の確立、履行、消滅は、国家³、民族の利益、公共の利益、その他の者

¹ 「法令」は、原文では“**pháp luật**”である。ベトナムにおける法規範文書一般を指す言葉であり、本稿では原則として「法令」と訳出したが、一部「法律」とした例もある。

² 「法律」は、原文では“**luật**”である。国会が制定する法規範文書の形式の一つであり、本稿では原則として「法律」と訳出したが、一部「法」とした例もある。

³ 「国家」は、原文では“**quốc gia**”である。2005年民法では“**Nhà nước**”の用語が用いられていたが変更

の権利及び合法的利益を侵害してはならない。

5. 個人、法人は、民事義務を履行しない又は正しく履行しないことに対して自ら責任を負わなければならない。

第4条 民法典の適用

1. 本法典は各民事関係を調整する一般法である。
2. 各具体的分野における民事関係を調整する他の関係法律は、本法典第3条に規定する民事法令の各基本原則に反することはできない。
3. 他の関係法律が規定しない場合又は規定はあるがこの条第2項の規定に違反する場合、本法典の規定が適用される。
4. 同一事項に関する本法典の規定とベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定との間に齟齬がある場合、国際条約の規定を適用する。

第5条 慣習の適用

1. 慣習とは、ある地方、地域、民族、住民共同体において、又はある民事分野において、具体的な民事関係における個人、法人の権利義務を確定するための明瞭な内容を有し、長期間にわたり形成、反復継続され、幅広く承認、適用されている対応規則である。
2. 各当事者が合意をしておらず、法令にも規定がない場合においては、慣習を適用することができるが、慣習の適用は本法典第3条に規定する民事法令の各基本原則に反することができない。

第6条 類似法令の適用

1. 民事法令の調整範囲に属する関係が生じたが、各当事者が合意をしておらず、法律にも規定がなく、適用することのできる慣習も存在しない場合は、類似する民事関係を調整する法令の規定を適用する。
2. この条第1項の規定に基づき類似法令を適用できない場合は、本法典第3条に規定する民事法令の各基本原則、判例、公平の理を適用する。

第7条 民事関係についての国家の政策

1. 民事権、民事義務の確立、履行、消滅は、民族の特色の保存を保障し、風習、慣習、良き伝統、団結性、相互親愛、相互愛情、各人は共同体のために、共同体は各人のために、及びベトナム国土で共に暮らす各民族の高貴な各道徳的価値を尊重し、発揮させなければならない。

された。“Nhà nước”は現存する具体的な政府、政権を意味するのに対し、“quốc gia”はより抽象的な国家概念を指すというニュアンスの違いがあり、起草担当者の説明によれば、「民事関係において国と個人は対等であり、もはや国（≒政府）の権利利益が個人の権利利益より優先されることはないことを示すために用語を変更した。」とのことである。

2. 民事関係において、法令の規定に合致する各当事者間の和解は推奨される。

第II章 民事権の確立、履行及び保護

第8条 民事権の確立根拠

民事権は、次の各根拠から確立される。

1. 契約
2. 一方的法律行為
3. 法律の規定に基づく裁判所、その他の権限のある機関の決定
4. 労働、生産、経営の結果；知的所有権の対象に向けた創造的活動の結果
5. 財産の占有
6. 財産の使用、法令の根拠を持たない財産からの利益の享受
7. 不法行為による被害
8. 委任のない仕事の履行
9. 法令が規定するその他の根拠

第9条 民事権の履行

1. 個人、法人は、自己の意思に基づき民事権を履行し、本法典第3条及び第10条の規定に反してはならない。
2. 個人、法人の自己の民事権の不履行は、法律に異なる規定がある場合を除き、権利の消滅根拠とはならない。

第10条 民事権履行の限界

1. 個人、法人は、自己の各義務に違反する又はその他の不法な目的を実現するために、自己の民事権を濫用して他人に損害を加えてはならない。
2. 個人、法人がこの条第1項の規定を遵守しない場合、裁判所又はその他の権限のある機関は、違反行為の性質、悪影響を根拠としてその者の権利の一部又は全部を保護せず、損害を加えたときは賠償を強制することができ、法律が定めるその他の制裁を適用することができる。

第11条 民事権保護の各方式

個人、法人の民事権が侵害されたとき、その主体は、本法典、その他の関係法律の規定に基づき自ら権利を保護する、又は権限のある機関、組織に次の請求をする権利を有する。

1. 自己の民事権の公認、尊重、保護及び保障
2. 侵害行為の中止の強制
3. 公開の謝罪、訂正の強制

4. 義務の履行の強制
5. 損害賠償の強制
6. 権限のある機関、組織、者の不法な特定の決定の取消し
7. 法律の規定に基づくその他の請求

第12条 民事権の自己保護

民事権の自己保護は、当該民事権に対する侵害の性質、程度に相応するものでなければならず、本法典第3条に規定する民事法令の各基本原則に反してはならない。

第13条 損害賠償

侵害された民事権を有する個人、法人は、各当事者が異なる合意をした、又は法律に異なる規定がある場合を除き、全損害の賠償を受ける。

第14条 権限のある国家機関を通じた民事権の保護

1. 裁判所、その他の権限のある機関は、個人、法人の民事権を尊重し、保護する責任を有する。

民事権が侵害され又は紛争となった場合、権利の保護は、裁判所又は仲裁所における訴訟法令に基づき実現される。

行政手続に従った民事権の保護は、法律が規定する場合において実現される。行政手続に従った事件の解決決定は、裁判所において再度審理され得る。

2. 裁判所は、適用するための条項がまだないことを理由として民事事件の解決を拒否することはできない；この場合においては本法典第5条及び第6条の規定が適用される。

第15条 権限のある機関、組織、者の不法な特定の決定の取消し

民事権保護の請求を解決する際、裁判所又はその他の権限のある機関は、権限のある機関、組織、者の不法な特定の決定を取り消すことができる。

特定の決定が取り消された場合、侵害された民事権は回復され、及び本法典第11条に規定する各方式により保護され得る。

第III章 個人

第1節 個人の民事法律能力、民事行為能力

第16条 個人の民事法律能力

1. 個人の民事法律能力とは、民事権及び民事義務を有する個人の能力のことである。
2. すべての個人は等しく民事法律能力を有する。

3. 個人の民事法律能力は、その者が出生した時に生じ、その者が死亡した時に消滅する。

第 17 条 個人の民事法律能力の内容

1. 財産と結び付いていない人格権及び財産と結び付いている人格権
2. 財産に対する所有権、相続権及びその他の権利
3. 民事関係に参加する権利及びその関係から生じる義務

第 18 条 個人の民事法律能力の非制限

個人の民事法律能力は、本法典、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除き、制限されることはない。

第 19 条 個人の民事行為能力

個人の民事行為能力とは、自己の行為により、民事権、義務を確立し、履行することができる個人の能力のことである。

第 20 条 成年者

1. 成年者とは、満十八歳以上の者である。
2. 成年者は、本法典第 22 条、23 条及び 24 条が規定する場合を除き、完全な民事行為能力を有する。

第 21 条 未成年者

1. 未成年者とは、満十八歳未満の者である。
2. 満六歳未満の者の民事取引は、その者の法定代理人により確立、履行される。
3. 満六歳から満十五歳未満の者は、民事取引を確立、履行する時は、その年代に適当な日常生活の需要を満たす民事取引を除き、法定代理人の同意を得なければならない。
4. 満十五歳から満十八歳未満の者は、登記しなければならない不動産、動産に関する民事取引及び法律の規定に基づき法定代理人の同意を得なければならないとされているその他の民事取引を除き、自ら民事取引を確立、履行する。

第 22 条 民事行為能力の喪失

1. 人が精神病又はその他の病気により、行為を認識し、制御することができないときは、利害関係者又は関連機関、組織の請求に基づき、裁判所は、精神法医学鑑定の結論を基礎として、その者が民事行為能力喪失者である旨を宣告する決定を出す。
民事行為能力喪失宣告の根拠が失われたときは、本人又は利害関係者若しくは関連機関、組織の請求に基づき、裁判所は、民事行為能力喪失宣告決定を取り消す決定を出す。
2. 民事行為能力喪失者の民事取引は、法定代理人が確立、履行しなければならない。

第23条 行為認識制御困難者

1. 行為を認識、制御する能力が十分でないが民事行為能力喪失の程度には至らない身体又は精神の状態にある成年者については、本人、利害関係者又は関連機関、組織の請求に基づき、精神法医学鑑定の結論を基礎として、裁判所は、その者が行為認識制御困難者である旨を宣告し、後見人を指定し、後見人の権利、義務を確定する決定を出す。
2. 行為認識制御困難者宣告の根拠が失われたときは、本人又は利害関係者若しくは関連機関、組織の請求に基づき、裁判所は、行為認識制御困難者宣告決定を取り消す決定を出す。

第24条 民事行為能力の制限

1. 麻薬又はその他の各刺激物に耽溺し、家族の財産を散失させる者については、利害関係者又は関連機関、組織の請求に基づき、裁判所は、その者が民事行為能力被制限者である旨を宣告する決定を出すことができる。
裁判所は、民事行為能力被制限者の法定代理人及び代理の範囲を決定する。
2. 裁判所が民事行為能力被制限者である旨を宣告した者の財産に関する民事取引の確立、履行は、日常生活の需要を満たすための取引又は関係法律に異なる規定がある取引を除き、法定代理人の同意を要する。
3. 民事行為能力被制限者宣告の根拠が失われたときは、本人又は利害関係者若しくは関連機関、組織の請求に基づき、裁判所は、民事行為能力制限宣告決定を取り消す決定を出す。

第2節 人格権

第25条 人格権

1. 本法典において規定される人格権とは、各個人に結び付き、他人に引き継ぐことができない民事権である。ただし、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除く。
2. 未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者の人格権に関する民事関係の確立、履行は、本法典、その他の関係法律の規定に基づき又は裁判所の決定に基づき、これらの者の法定代理人の同意を得なければならない。
失踪宣告を受けた者、死亡者の人格権に関する民事関係の確立、履行は、これらの者の配偶者又は成年の子の同意を得なければならない；該当者がいない場合、本法典、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除き、失踪宣告を受けた者、死亡者の父母の同意を得なければならない。

第26条 氏名を持つ権利

1. 個人は氏名（もしあれば、全てのミドルネームを含む。）を持つ権利を有する。氏名は、その者の出生届記載の氏名に従って確定される。

2. 個人の氏は、父母の合意に基づき、実父の氏又は実母の氏として確定される；合意がない場合、慣習に従って確定される。実父を確定できない場合、子の氏は実母の氏に従って確定される。

遺棄され、実父、実母が確定されていないが養子として受け入れられた子の場合、子の氏は、養父母の合意に基づき、養父又は養母の氏に従って確定される。養父又は養母のみがいる場合、子の氏はその者の氏に従って確定される。

遺棄され、実父、実母が確定されておらず、養子としても受け入れられていない子の場合、子の氏は、当該子を養育する基礎組織の指導者の提案、又は子が一時的にその者の養育を受けているときは子に対する出生登記を請求した者の提案に基づき確定される。

本法典において規定される実父、実母とは、出生の事実の上に確定される父、母；婚姻家族法の規定に基づき代理妊娠から出産可能な者に代理妊娠を依頼した者である。

3. 命名は、他人の権利、合法的利益を侵害する場合、又は本法典第3条に規定する民事法令の各基本原則に反する場合において制限を受ける。

ベトナム公民の名は、ベトナム語又はベトナムのその他の民族の言語によらなければならない；数字、文字ではない記号により命名することはできない。

4. 個人は、自己の氏名に基づき、民事権、民事義務を確立、履行する。

5. 別名、筆名の使用は、その他の者の権利、合法的利益に損害を生じさせてはならない。

第27条 氏を変更する権利

1. 個人は、権限のある国家機関に対し、次の各場合における氏の変更を公認するよう請求する権利を有する。

a) 実子の氏を、実父の氏から実母の氏へ、又はその逆へ変更する。

b) 養父、養母の請求に基づき、養子の氏を、実父又は実母の氏から養父又は養母の氏へ変更する。

c) 養子が養子であることをやめ、本人又はその実父母が、実父又は実母の氏に従ったその者の氏を取り戻すよう請求するとき。

d) 子の父母を確定する際に、実父母又は子の請求に基づき、子の氏を変更する。

d) 自分の血統が不明であったが、それが判明した者が氏を変更する。

e) 外国的要素を持つ婚姻及び家族関係において、外国人の妻、夫がその国の公民である外国の法令に符合させるよう妻、夫の氏に従って氏を変更する、又は変更前の氏に戻す。

g) 父母が氏を変更するときに子の氏を変更する。

h) 戸籍に関する法令に規定するその他の場合

2. 満九歳以上の者の氏の変更は、本人の同意が必要である。

3. 個人の氏の変更は、旧氏に基づき確立された民事権、民事義務を変更、消滅させない。

第28条 名を変更する権利

1. 個人は、権限のある国家機関に対し、次の場合における名の変更を公認するよう請求する権利を有する。
 - a) その使用が混同を引き起こし、家族の情愛、その者の名誉、権利、合法的利益に影響を与える名を持つ者の請求がある。
 - b) 養子の名の変更について養父母の請求がある、又は養子が養子であることをやめた際、本人又はその実父母が、実父母が命名した名を取り戻すよう請求する
 - c) 子の父母を確定する際に、実父母又は子の請求がある。
 - d) 自分の血統が不明であったが、それが判明した者が名を変更する。
 - d) 外国的要素を持つ婚姻及び家族関係において、外国人の妻、夫がその国の公民である外国の法令に符合させるよう妻、夫の名を変更する、又は変更前の名に戻す。
 - e) 性の再確定をした者、性転換をした者の名を変更する。
 - g) 戸籍に関する法令に規定するその他の場合
2. 満九歳以上の者の名の変更は、本人の同意が必要である。
3. 個人の名の変更は、旧名に基づき確立された民事権、民事義務を変更、消滅させない。

第29条 民族確定、再確定の権利

1. 個人は自分の民族を確定、再確定する権利を有する。
2. 個人の民族は、出生のときに実父母の民族に従って確定される。実父、実母が異なる二つの民族に属する場合、子の民族は、実父、実母の合意に基づき、実父又は実母の民族に従って確定される。合意がない場合は、子の民族は慣習に従って確定される。慣習が互いに異なる場合は、子の民族はより少数である民族の慣習に従って確定される。

子が親に遺棄され、実父、実母を確定できず、養子として受け入れられた場合は、養父母の合意に基づき、養父又は養母の民族に従って民族が確定される。養父又は養母のみがいる場合、子の民族はその者の民族に従って確定される。

子が親に遺棄され、実父、実母を確定できず、養子としても受け入れられていない子の民族は、当該子を養育する基礎組織の指導者の提案、又は子の出生登記をした時点で子を一時的に養育している者の提案に基づき確定される。
3. 個人は、権限のある国家機関に対し、次の場合において民族を再確定するよう請求する権利を有する。
 - a) 実父又は実母が異なる民族に属する場合において、実父又は実母の民族に従って再確定する。
 - b) 養子が、自己の実父、実母が確定された場合において、実父又は実母の民族に従って再確定する。
4. 満十五歳以上十八歳未満の者の民族の再確定は、その者の承諾を得なければならない。
5. 私腹を肥やし、又はベトナムの各民族の団結を分断し、妨害する目的で民族の再確定を

濫用することを禁ずる。

第30条 出生、死亡を届け出られる権利

1. 個人は出生時から出生を届け出られる権利を有する。
2. 死亡者は死亡を届けられなければならない。
3. 生まれて二十四時間以上生存したがその後死亡した子は、出生と死亡を届け出られなければならない；生まれたが二十四時間未満しか生存しなかったときは、実父、実母が求める場合を除き、出生と死亡を届ける必要はない。
4. 出生届、死亡届は、戸籍に関する法令の規定するところによる。

第31条 国籍に対する権利

1. 個人は国籍を持つ権利を有する。
2. ベトナム国籍の確定、変更、取得、停止、再取得は、ベトナム国籍法の規定するところによる。
3. ベトナム領土で居住し、生活する無国籍者の権利は、法律に基づき保障される。

第32条 肖像に対する個人の権利

1. 個人は、自分の肖像に対する権利を有する。
個人の肖像の利用は、その者の同意を得なければならない。
商業目的での他人の肖像の使用は、各当事者が異なる合意をした場合を除き、肖像を有する者に対して謝礼を支払わなければならない。
2. 次の場合における肖像の使用は、肖像を有する者又はそれらの者の法定代理人の同意を得ることを要しない。
 - a) 国家、民族の利益、公共の利益のために使用される肖像
 - b) 会議、セミナー、競技試合活動、芸術公演及びその他の公共活動を含む公共の各活動から使用される肖像であって、肖像を有する者の名誉、人格、威信を損なわないもの
3. この条の規定に違反する肖像の使用があったときは、肖像を有する者は、裁判所に対し、違反者、関係機関、組織、個人に肖像の回収、滅失、使用の終了、損害賠償及び法令の規定に基づくその他の各処分措置の適用を義務付ける決定を出すよう請求する権利を有する。

第33条 生存権、生命・健康・身体に対する安全を保証される権利

1. 個人は、生存権、生命、身体の不可侵権、健康について法令の保護を受ける権利を有する。何人も法律に反して生命を奪われない。
2. 事故にあつたり、病気にかかつたりして生命が脅かされている者を発見したときは、発見者は、最寄りの基礎診察所、診療所へ直ちに連れていく責任を有する、又はそのために

必要な条件を備えるその他の個人、機関、組織にそれを請求する；基礎診察所、診療所は、診察、診療に関する法令の規定に基づき診察、診療を行う責任を有する。

3. 人体部分の麻酔、手術、切断、組織の移植；人の身体に対する治療と検査の技術、方策の使用；人体に対する医学、薬学、科学その他いかなる実験であれ、本人の同意を得なければならず、権限のある組織により実施されなければならない。

実験を受ける者が未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者又は意識不明の患者である場合、その者の父、母、妻、夫、成年の子又は後見人の同意を得なければならない；患者の生命が脅かされていて、上記の者の意見を待つことができない場合、基礎診察所、診療所の権限のある者の決定を要する。

4. 死体の検査は、次の場合のいずれかに該当する場合に実施される。

- a) 死亡前にその者の同意を得る。

- b) 死亡前にその者の意見を得られなかった場合、その者の父、母、妻、夫、成年の子又は後見人の同意を得る。

- c) 法律が規定する場合において、基礎診察所、診療所の長又は権限のある国家機関の決定に従う。

第 34 条 名誉、人格、威信を保護される権利

1. 個人の名誉、人格、威信は不可侵であり、法令により保護される。

2. 個人は、裁判所に対し、自己の名誉、人格、威信に悪影響を与える情報を排除するよう請求することができる。

名誉、人格、威信の保護は、個人が死亡した後においても、妻、夫又は成年の子の請求に基づき；これらの者がいない場合は、関係法律に異なる規定がある場合を除き、死亡者の父、母の請求に基づき、実施され得る。

3. 個人の名誉、人格、威信に悪影響を与える情報がマスメディアに掲載されたときは、当該マスメディア自身によって除去、訂正されなければならない。この情報が、機関、組織、個人により保管されているときは、廃棄されなければならない。

4. 自己の名誉、人格、威信に悪影響を与える情報を報じた者を確定できない場合、情報を報じられた者は、裁判所に対し、当該情報は正しくないと宣言するよう請求することができる。

5. 名誉、人格、威信に悪影響を与える情報を報じられた個人は、当該情報の排除を請求することができるほか、情報を報じた者に対し、公開の謝罪、訂正及び損害賠償を請求することもできる。

第 35 条 人体の組織、部分の提供と受領、死体の提供と取得の権利

1. 他人の治療、又は医学、薬学研究及びその他の科学研究の目的のため、個人は生きている時に自己の身体の組織、部分を提供する権利、又は死後に自分の身体の組織、部分、死

体を提供する権利を有する。

2. 個人は、自己の治療のために、他人の体の組織、部分を受領する権利を有する。基礎診療所、診療所、科学研究に関する権限のある法人は、治療、医学、薬学の実験及びその他の科学研究のため、人体の部分を受領し、死体を取得する権利を有する。
3. 人体の組織・部分の提供と取得、死体の提供と取得は、各条件を遵守し、本法典、人体の組織・部分の提供、取得、移植及び肢体の提供、取得法、及びその他の関係法律の規定に基づき実施されなければならない。

第36条 性を再確定する権利

1. 個人は、性を再確定する権利を有する。
ある者の性の再確定は、その者の性に先天的な欠陥がある又は正確に定着していない場合であって、性を明確に確定する目的で医学的な干渉が必要なときに実施される。
2. 性の再確定は、法令の規定に基づき行われる。
3. 性の再確定をした個人は、戸籍に関する法令の規定に基づき、戸籍の変更登記をする権利、義務を有する；本法典及びその他の関係法律の規定に基づき、再確定された性と合致する人格権を有する。

第37条 性転換

性転換は、法律の規定に基づき行われる。性転換をした個人は、戸籍に関する法令の規定に基づき、戸籍の変更登記をする権利、義務を有する；本法典及びその他の関係法律の規定に基づき、転換後の性と合致する人格権を有する。

第38条 個人の私的生活、秘密、家族の秘密に関する権利

1. 個人の私的生活、秘密、家族の秘密は、不可侵であり、法令により保護される。
2. 個人の私的生活、秘密と関係を有する情報の収集、保有、使用、公開は、その者の同意を得なければならず、家族の秘密と関係を有する情報の収集、保有、使用、公開は、家族の各構成員の同意を得なければならない。ただし、法律に異なる規定がある場合を除く。
3. 個人の手紙、電話、電報、電子的データベース及びその他の私的情報の交換形式は、安全と秘密が保証される。
他人の手紙、電話、電報、電子的データベース及びその他の私的情報の交換形式の開示、検査、収集は、法律に規定する場合において行われる。
4. 契約の各当事者は、自己が契約の確立、履行の過程において知った、互いの個人の私的生活・秘密、家族の秘密に関する情報を漏えいしてはならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第39条 婚姻及び家族における人格権

1. 個人は、婚姻関係、親子関係及び家族の各構成員の間において、結婚する権利、離婚する権利、夫婦平等の権利、父、母、子を確定する権利、養子として受け入れられる権利、養子を取る権利及びその他の人格権を有する。
父母の婚姻状態の中に属さずに生まれた子は、いずれも自己の父母に対するものと同様の権利及び義務を有する。
2. 個人は、本法典、婚姻家族法及びその他の関係法律の規定に基づき、婚姻及び家族における人格権を実現する。

第3節 居所

第40条 個人の居所

1. 個人の居所とはその者が常時生活する場所である。
2. この条第1項に基づき個人の居所を確定することができない場合、個人の居所は、その者が生活している場所である。
3. 民事関係における一方当事者が、権利、義務の履行に関連する居所を変更した場合、相手方当事者に対し、新たな居所を通知しなければならない。

第41条 未成年者の居所

1. 未成年者の居所は、父母の居所である。父母の居所がそれぞれ異なる場合、未成年者の居所は、その未成年者が常に共同生活する父又は母の居所である。
2. 未成年者は、父母の同意を得た又は法律の規定がある場合、父母の居所と違う居所を持つことができる。

第42条 被後見人の居所

1. 被後見人の居所は、後見人の居所である。
2. 被後見人は、後見人の同意を得た又は法律の規定がある場合、後見人の居所と異なる居所を持つことができる。

第43条 夫婦の居所

1. 夫婦の居所とは、夫婦が常に共同生活する場所である。
2. 合意がある場合、夫婦は異なる居所を持つことができる。

第44条 軍人の居所

1. 軍事義務を履行中の軍人の居所は、当該軍人の部隊が駐屯するところである。
2. 軍隊の士官、専門軍人、国防工員、国防職員の居所は、本法典第40条第1項の規定に基

づく居所を持つ人を除き、その者の部隊が駐屯するところである。

第45条 移動的職業をする者の居所

船舶、船、移動的職業を営む他の手設で移動的職業をする者の居所は、それらの者が本法典第40条第1項の規定による居所をもつ場合を除き、その船舶、船、他の手段が登記される場所である。

第4節 後見

第46条 後見

1. 後見とは、法律に規定され、社級人民委員会に選任され、裁判所に指定され又は本法典第48条2項に規定される個人、法人（以下「後見人」と総称する。）が、未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者（以下「被後見人」と総称する。）の世話をし、権利、合法的な利益を保護することである。
2. 行為認識制御困難者に対する後見の場合、請求の時点で自己の意思を表明する能力があるときは、その者の同意を得なければならない。
3. 後見は、戸籍に関する法令の規定に基づき、権限のある国家機関において登記されなければならない。
後見の登記をしていない当然後見人は、引き続き、後見人の義務を履行しなければならない。

第47条 被後見人

1. 被後見人は、次の者からなる。
 - a) 父母がいない又は父母を確定することができない未成年者
 - b) 父母がいる未成年者であるが、父母がいずれも民事行為能力を喪失した；父母がいずれも行為認識制御困難者である；父母がいずれも民事行為能力を制限された；父母がいずれも裁判所により子に対する権利の制限を宣告された；父母がいずれも子を世話、教育する条件を有せず、後見人を請求した。
 - c) 民事行為能力喪失者
 - d) 行為認識制御困難者
2. 父母がともに子供の後見人になる、又は祖父母がともに孫の後見人になる場合を除き、一人は一人による後見のみを受けることができる。

第48条 後見人

1. 本法典に規定する条件を備える個人、法人は、後見人となることができる。
2. 完全民事行為能力を有する者が自己に対する後見人を選定した場合、その者が後見を受

ける必要のある状態になったとき、選定された個人、法人の同意があれば、選定された者が後見人となる。後見人の選定は、公証又は確証のある文書によりなされなければならない。

3. 一人の個人、法人は複数人を後見することができる。

第 49 条 個人が後見人になるための条件

次の各条件を満たす個人は、後見人になることができる。

1. 完全な民事行為能力を有する。
2. 後見人の権利、義務を行うための良好な道徳的資格及び必要な条件を備えている。
3. 刑事責任の追及を受けている者、又は他人の生命、健康、名誉、品格、財産を故意に侵害するいずれかの罪について有罪の宣告を受け、未だ犯歴を抹消されていない者
4. 裁判所により未成年の子に対する権利の制限を宣告された者でない。

第 50 条 法人が後見人になるための条件

次の各条件を満たす法人は、後見人になることができる。

1. 後見に合致する民事法律能力を有する。
2. 後見人の権利、義務を行うために必要な条件を備えている。

第 51 条 後見の監督

1. 被後見人の親族は、合意によって親族の中から後見監督人を選任する、又は後見監督人となるその他の個人、法人を選定する。

後見監督人の選任、選定は、その者の同意を得なければならない。

被後見人の財産管理に関する後見監督の場合、監督人は被後見人の居所にある社級人民委員会で登録しなければならない。

被後見人の親族とは、被後見人の夫婦、父母、子である；これらの者が誰もいなければ、被後見人の親族とは、被後見人の祖父母、実の兄弟姉妹である；これらの者も誰もいなければ、被後見人の親族とは、父方、母方の、血縁関係のある伯父伯母、叔父叔母である。

2. 被後見人の親族がない場合、又は親族がこの条第 1 項の規定に基づき後見監督人を選任、選定しない場合、後見人の居所の社級人民委員会が後見監督人となる個人、法人を選任する。後見監督人の選任、選定について紛争がある場合、裁判所が決定する。
3. 後見監督人は、個人であれば完全民事行為能力を有し、法人であれば後見に合致する民事法律能力を有し；後見を実施するために必要な条件を備えた者でなければならない。
4. 後見監督人は、次の権利及び義務を有する。
 - a) 後見の実施において後見人を監視、検査する。
 - b) 本法典第 59 条に規定する民事取引の確立、履行について検討し、適時に文書により意見を述べる。

- c) 後見に関して権限のある国家機関に対し、後見、後見の監督の変更又は終了を検討するよう請求する。

第52条 未成年者の当然後見人

本法典第47条1項a号及びb号に規定する未成年者の当然後見人は、次の順番に従い確定される。

1. 長兄である実の兄又は長姉である実の姉が後見人となる；長兄又は長姉が後見人となる条件を備えていないときは、次兄又は次姉が後見人となる。ただし、その他の実兄姉が後見人となる旨の合意がある場合を除く。
2. この条第1項に規定する後見人がいない場合、父方の祖父母、母方の祖父母が後見人となる、又はこれらの者が合意により彼らの中から後見人となる一人又は何人かの者を選任する。
3. この条第1項及び第2項に規定する後見人がいない場合、父方、母方の、血縁関係のある伯父伯母、叔父叔母が後見人となる。

第53条 民事行為能力喪失者の当然後見人

本法典第48条2項に規定する後見人がいない場合、民事行為能力喪失者の当然後見人は、次のとおり確定される。

1. 妻が民事行為能力喪失者である場合、夫が後見人となる；夫が民事行為能力喪失者であるときは、妻が後見人となる。
2. 父母がともに民事行為能力を喪失し、又はうち一人が民事行為能力を喪失したが残りの一人が後見人となる条件を備えていない場合、長子が後見人となる；長子が後見人となる条件を備えていないときは、後見人となる条件を備えた次子が後見人である。
3. 配偶者、子のいない成年者が、民事行為能力を喪失した、又は配偶者、子はいるがいずれも後見人となる条件を備えていない場合、父母が後見人となる。

第54条 後見人の選任、指定

1. 未成年者、民事行為能力喪失者が本法典第52条及び第53条の規定に基づく当然後見人を有さない場合、被後見人の居所の社級人民委員会は、後見人を選任する責任を有する。

本法典第52条及び第53条に規定する後見人の間で後見人に関する紛争又は後見人の選任に関する紛争がある場合、裁判所が後見人を指定する。

満6歳以上の未成年者に対する後見人を選任、指定する場合、本人の希望を検討しなければならない。

2. 後見人の選任は、後見人として選任される者の同意を得なければならない。
3. 後見人の選任は、文書によりなされ、その中には後見人を選ぶ理由、後見人の具体的な権利、義務、被後見人の財産状態を明記しなければならない。

4. 本法典第 48 条 2 項の規定を適用する場合を除き、行為認識制御困難者の後見人は、本法典第 53 条に規定する後見人の中から裁判所が指定する。上記規定に基づく後見人がいない場合、裁判所は後見人を指定する又は後見を行う法人を一つ提議する。

第 55 条 満十五歳未満の被後見人に対する後見人の義務

1. 被後見人を世話し、教育する。
2. 法令が満十五歳未満の者でも自ら民事取引を確立、履行することができると規定する場合を除き、各民事取引において被後見人を代理する。
3. 被後見人の財産を管理する。
4. 被後見人の権利、合法的利益を保護する。

第 56 条 満十五歳以上満十八歳未満の被後見人に対する後見人の義務

1. 法令が法令が満十五歳以上満十八歳未満の者でも自ら民事取引を確立、履行することができると規定する場合を除き、各民事取引において被後見人を代理する。
2. 被後見人の財産を管理する。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く。
3. 被後見人の権利、合法的利益を保護する。

第 57 条 民事行為能力喪失者、行為能力喪失者である被後見人に対する後見人の義務

1. 民事行為能力喪失者の後見人は、次の各義務を有する。
 - a) 後見人を世話し、病気の治療を保証する。
 - b) 各民事取引において被後見人を代理する。
 - c) 被後見人の財産を管理する。
 - d) 被後見人の権利、合法的利益を保護する。
2. 行為認識制御困難者の後見人は、この条第 1 項に規定する各義務のうち裁判所の決定に基づく義務を有する。

第 58 条 後見人の権利

1. 未成年者、民事行為能力喪失者の後見人は、次の各権利を有する。
 - a) 被後見人の不可欠な需要を世話し、支出するために被後見人の財産を使用する。
 - b) 被後見人の財産管理のための合理的な各費用の清算を受ける。
 - c) 被後見人の権利、合法的な利益を保護するため、民事取引の確立、履行及び法令の規定に基づくその他の各権利の行使について、被後見人を代理する。
2. 行為認識制御困難者の後見人は、この条第 1 項に規定する各権利のうち裁判所の決定に基づく権利を有する。

第 59 条 被後見人の財産の管理

1. 未成年者、民事行為能力喪失者の後見人は、被後見人の財産を自己の財産と同じように管理する責任を有する；被後見人の利益のために被後見人の財産に係る民事取引を履行することができる。

大きな価値を有する被後見人の財産の売却、交換、賃貸、使用貸、消費貸、質、抵当、手付及びその他の民事取引は、後見監督人の同意を得なければならない。

後見人は、被後見人の財産を持ち出し、他人に贈与することはできない。

後見人と被後見人の間の被後見人の財産に係る各民事取引は、取引が被後見人の利益のために行われ、後見監督人の同意がある場合を除き、いずれも無効である。

2. 行為認識制御困難者の後見人は、この条第 1 項に規定される範囲における裁判所の決定に基づき、被後見人の財産を管理することができる。

第 60 条 後見人の変更

1. 後見人は、次の場合において変更される。
 - a) 本法典第 49 条、第 50 条に規定する各条件を満たさなくなった。
 - b) 個人である後見人が死亡した、又は裁判所により民事行為能力の制限、行為認識制御困難、民事行為能力の喪失、失踪の宣告を受けた；後見を行う法人が存在を終えた。
 - c) 後見人が、後見義務に重大に違反した。
 - d) 後見人が変更を提議し、他の者が後見を引き受けた。
2. 当然後見人の変更の場合、本法典第 52 条及び第 53 条に規定される者が当然後見人となる；当然後見人がいないときは、後見人の選任、指定は本法典第 54 条の規定に基づき行われる。
3. 後見人の変更手続は、戸籍に関する法令の規定に基づきおこなわれる。

第 61 条 後見の引継ぎ

1. 後見人が変更するときは、新たな後見人ができた日から 15 日以内に、後見を実施していた者は、自分の交代者に後見を引き継がなければならない。
2. 後見の引継ぎは、文書によりなされ、その中には引継ぎの理由及び引継ぎの時点における被後見人の財産状態その他の関連事項を明記しなければならない。後見人を選任、指定した機関、後見監督人は、後見の引継ぎに立ち会う。
3. 本法典第 60 条 1 項に規定する後見人の交代の場合、後見人を選任、指定した機関は、新後見人に対する引継ぎのために公式記録を作成し、後見監督人の立会の下、被後見人の財産状態その他の関連事項、後見の実施過程において生じた権利、義務を明記する。

第 62 条 後見の終了

1. 後見は、次の場合において終了する。

- a) 被後見人が完全な民事行為能力を有するようになった。
 - b) 被後見人が死亡した。
 - c) 未成年である被後見人の父母が自己の権利、義務を実現するための条件を十分に備えるようになった。
 - d) 被後見人が養子となった。
2. 後見終了の手続は、戸籍に関する法令の規定に基づき行われる。

第 63 条 後見終了の効果

1. 被後見人が完全民事行為能力を有するようになった場合、後見が終了した日から 15 日以内に、後見人は、被後見人とともに財産を精算し、被後見人の利益のための民事取引から生じた権利、義務を被後見人に引き継ぐ。
2. 被後見人が死亡した場合、後見が終了した日から 3 か月以内に、後見人は、被後見人の相続人とともに財産を精算し、又は被後見人の遺産管理者に財産を引き渡し、被後見人の利益のための民事取引から生じた権利、義務を被後見人の相続人に引き継ぐ；この期限が到来しても未だ相続人を確定することができないときは、後見人は、財産が相続に関する法令の規定に基づき処理されるまで被後見人の財産を引続き管理するとともに、被後見人の居所の社級人民委員会に通知しなければならない。
3. 本法典第 62 条 1 項 c 号及び d 号に規定する後見終了の場合、後見が終了した日から 15 日以内に、後見人は財産を清算し、被後見人の利益のための民事取引から生じた権利、義務を被後見人の父母に引き継ぐ。
4. 財産の精算及びこの条に規定する権利、義務の引継ぎは、後見監察人の監察の下、文書を作成して行われる。

第 5 節 居所不在者の搜索の通告 失踪宣告、死亡宣告

第 64 条 居所不在者の搜索、不在者の財産管理の通知の請求

ある者が 6 か月以上消息を絶っているとき、利害関係者は、裁判所に対し、民事訴訟に関する法令の規定に基づき居所不在者の搜索を通知するよう請求する権利を有し、及び裁判所に対し、本法典第 65 条に規定する居所不在者の財産管理の措置を適用するよう請求することができる。

第 65 条 居所不在者の財産管理

1. 利害関係者の請求に基づき、裁判所は、居所不在者の財産を次の管理者に引き渡す。
 - a) 不在者から管理を委任された財産については、受任者が引き続き管理する。
 - b) 共有財産については、残った共有者が管理する。
 - c) 妻又は夫が現に管理している財産については、妻又は夫が引き続き管理する；妻又は

夫が死亡し、又は民事行為能力を喪失し、行為認識制御困難となり、民事行為能力を制限された場合は、成年の子又は不在者の父母が管理する。

2. この条第1項に規定される者がいない場合、裁判所は、居所不在者の親族の中から一人を指名して財産を管理させる；親族がいないときは、裁判所は、その他の者を指名して財産を管理させる。

第66条 居所不在者の財産管理者の義務

1. 不在者の財産を自己の財産のように保存し、保管する。
2. 損傷するおそれのある収穫物その他の製品である財産を直ちに売却する。
3. 裁判所の決定に基づき、不在者の財産により、不在者の扶養義務、期限の到来した債務の弁済義務、その他の財政義務を履行する。
4. 不在者が戻ったときは、その財産を返還し、裁判所に通知しなければならない；財産管理において故意過失があり損害を生じさせた場合、賠償しなければならない。

第67条 居所不在者の財産管理者の権利

1. 不在者の財産を管理する。
2. 不在者の扶養義務、期限の到来した債務の弁済義務、その他の財政義務を履行するために、不在者の財産の一部を引き出す。
3. 不在者の財産の管理に必要な費用を精算することができる。

第68条 失踪宣告

1. 2年以上にわたり消息を絶った者を、民事訴訟に関する法令の規定に基づき通知、捜索の各措置を十分に適用したにもかかわらず、その者が生存しているか死亡したかという確実な情報がない場合、利害関係者の請求に基づき、裁判所は、その者が失踪したと宣告することができる。

2年の期間は、その者に関する最後の情報を知った日から計算する；最後の情報を得た日を確定することができない場合、この期間は、最後の情報を得た月の翌月の最初の日から計算する；最後の情報を得た日、月を確定することができない場合、この期間は、最後の情報を得た年の翌年の最初の日から計算する。

2. 失踪宣告を受けた者の妻又は夫が離婚を申請した場合、裁判所は、婚姻及び家族に関する法令の規定に基づき、離婚について解決する。
3. 裁判所の失踪宣告の決定は、戸籍に関する法令の規定に基づき注記するため、失踪宣告を受けた者の最後の居所の社級人民委員会に送付されなければならない。

第69条 失踪宣告を受けた者の財産管理

本法典第65条に規定する居所不在者の財産を管理している者は、当該不在者が裁判所か

ら失踪宣告を受けたときは、その者の財産を引き続き管理し、本法典第 66 条及び第 67 条に規定する各権利、義務を有する。

裁判所が失踪宣告を受けた者とその妻又は夫との離婚を解決する場合、失踪者の財産は、成年の子又は失踪者の父母の管理に引き渡される；これらの者がいないときは、失踪者の親族の管理に引き渡される；親族がいないときは、裁判所は、その他の者を指定して財産を管理させる。

第 70 条 失踪宣告決定の取消し

1. 失踪宣告を受けた者が戻った、又はその者が生存しているとの確実な情報があるときは、本人又は利害関係者の請求に基づき、裁判所は、その者に対する失踪宣告決定を取り消す決定を出す。
2. 失踪宣告を受けたが戻った者は、財産管理のための費用を清算した後、財産管理者から財産の引継ぎを受けることができる。
3. 失踪宣告を受けた者の妻又は夫が離婚済みである場合、失踪宣告を受けた者が戻ったか、又はその者が生存しているとの確実な情報があっても、離婚の決定はなお法的効力を有する。
4. 裁判所の失踪宣告決定の取消し決定は、戸籍に関する法令の規定に基づき注記するため、失踪宣告を受けた者の居所の社級人民委員会に送付されなければならない。

第 71 条 死亡宣告

1. 利害関係者は、次の場合において、裁判所に対し、ある者が死亡した旨を宣告する決定を出すよう請求することができる。
 - a) 裁判所の失踪宣告決定が法的効力を生じた日から 3 年が経過したが、依然として生存しているとの確実な情報がない。
 - b) 戦争中に消息を絶ち、戦争が終結した日から 5 年が経過したが、依然として生存しているとの確実な情報がない。
 - c) 事故又は大災害、天災に遭い、当該事故又は大災害、天災が終了した日から 2 年が経過したが、依然として生存しているとの確実な情報がない。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く。
 - d) 継続して 5 年以上にわたり消息を絶ち、生存しているという確実な情報がない；この期間は、本法典第 68 条 1 項の規定に基づき計算される。
2. この条第 1 項に規定する各場合を根拠として、裁判所は、死亡宣告を受けた者の死亡日を確定する。
3. 裁判所の死亡宣告決定は、戸籍に関する法令の規定に基づき注記するため、死亡宣告を受けた者の居所の社級人民委員会に送付されなければならない。

第72条 裁判所の死亡宣告を受けた者の人格関係と財産関係

1. ある者が死亡した旨を宣告する裁判所の決定が法的効力を生じたときは、その者の婚姻、家族及びその他の各人格関係は、死亡者に対するものと同様に解決される。
2. 裁判所の死亡宣告を受けた者の財産関係は、死亡者に対するものと同様に解決される；その者の財産は相続に関する法令の規定に基づき解決される。

第73条 死亡宣告決定の取消し

1. 死亡宣告を受けた者が戻った、又はその者が生存しているとの確実な情報があるときは、本人又は利害関係者の請求に基づき、裁判所は、その者が死亡した旨を宣告する決定を取り消す決定を出す。
2. 死亡宣告を受けた者の人格関係は、裁判所が死亡宣告決定を取り消す決定を出したときから回復される。ただし、次の場合を除く。
 - a) 死亡宣告を受けた者の妻又は夫が、本法典第68条2項の規定に基づき裁判所に離婚を認められているときは、離婚の決定は引き続き法的効力を有する。
 - b) 死亡宣告を受けた者の妻又は夫がその他の者と結婚済みであるときは、その結婚は引き続き法的効力を有する。
3. 死亡宣告を受けたが生存している者は、相続財産を受け取った者に対し、現存する財産、財産的価値を返還するよう請求する権利を有する。

死亡宣告を受けた者の相続人が、その者が生存していることを知っているが、わざと隠して相続を享受しようとする場合、その相続人は、天然果実と法定果実を含む受け取った財産全部を返還しなければならない；損害を加えたときは、賠償しなければならない。
4. 妻と夫との間の財産関係は、本法典、婚姻家族法の規定に基づき解決される。
5. 裁判所の死亡宣告決定の取消し決定は、戸籍に関する法令の規定に基づき注記するため、死亡宣告を受けた者の居所の社級人民委員会に送付されなければならない。

第IV章 法人

第74条 法人

1. ある組織は、次の各条件を満たすときに法人として公認される。
 - a) 本法典、その他の関係法律の規定に基づき設立される。
 - b) 本法典第83条の規定に基づく組織機構を有する。
 - c) 他の個人、法人から独立した財産を有し、自己の財産をもって自ら責任を負う。
 - d) 自己の名義をもって、独立して、法律関係に参加する。
2. 全ての個人、法人は法人を設立することができる。ただし、法律に異なる規定がある場合を除く。

第75条 商業法人

1. 商業法人とは、利潤を追求する目的を有し、利潤が各構成員に分配される法人である。
2. 商業法人は、企業及びその他の各経済組織からなる。
3. 商業法人の設立、活動及び終了は、本法典、企業法の規定及び関係法令のその他の規定に基づき行われる。

第76条 非商業法人

1. 非商業法人とは、利潤を追求する目的を有さず：利潤を生じたとしても各構成員に分配することができない法人である。
2. 非商業法人は、国家機関、人民武装勢力、政治組織、政治 - 社会組織、政治社会 - 職業組織、社会組織、社会 - 職業組織、社会基金、慈善基金、社会企業及びその他の各非商業組織からなる。
3. 非商業法人の設立、活動及び終了は、本法典、国家組織機構に関する各法律の規定及び関係法令のその他の規定に基づき行われる。

第77条 法人の定款

1. 法令に規定がある場合、法人は定款を有さなければならない。
2. 法人の定款には、次の主要な諸内容が記載される。
 - a) 法人の名称
 - b) 法人の活動の目的及び範囲
 - c) 本店⁴、支店、駐在員事務所（該当あれば）
 - d) 定款資本（該当あれば）
 - d) 法人の法定代表者
 - e) 組織構造；選任、選出、任命、免職、解職に関する規則。運営機関と他の部門における職名の任務と権限
 - g) 法人の構成員になる又は構成員でなくなる条件（法人が構成員を有する場合）
 - h) 構成員の権利と義務（法人が構成員を有する場合）
 - i) 法人の意思の規則、内部紛争の解決原則
 - k) 定款の変更と補充に関する規定
 - l) 法人の新設合併、吸収合併、分割、分離、形態転換、解散の条件

第78条 法人の名称

1. 法人はベトナム語の名称を持たなければならない。
2. 法人の名称は、法人の組織類型を明確に表現し、同じ活動分野におけるその他の法人と区別するものでなければならない。

⁴ 「本店」は、原文では“trụ sở chính”である。

3. 法人は、民事取引において自己の名称を使用しなければならない。
4. 法人の名称は、法令により公認され、保護される。

第79条 法人の本店⁵

1. 法人の本店は、法人の運営機関が置かれる地である。
本店を変更する場合、法人はこれを公示しなければならない。
2. 法人の連絡住所は法人の本店の住所である。法人は、別の場所を連絡住所として選定することができる。

第80条 法人の国籍

ベトナム法令に基づき設立された法人は、ベトナム法人である。

第81条 法人の財産

法人の財産は、所有者、発起人、法人の構成員の出資金及び本法典、その他の関係法律の規定に基づき法人が所有権を確立したその他の財産からなる。

第82条 法人の設立、登記

1. 法人は、個人、法人の自発性、又は権限のある国家機関の決定に基づき設立される。
2. 法人登記は、設立登記、変更登記及び法令の規定に基づくその他の登記からなる。
3. 法人の登記は、公示されなければならない。

第83条 法人の組織構造

1. 法人は、運営機関を有さなければならない。法人の運営機関の組織、任務及び権限は、法人の定款又は法人の設立決定において規定される。
2. 法人は、法人の決定又は法令の規定に基づくその他の各機関を有する。

第84条 法人の支店、駐在員事務所

1. 支店、駐在員事務所は、法人の附属部門であり、法人ではない。
2. 支店は、法人の機能の全部又は一部を実行する任務を有する。
3. 駐在員事務所は、法人が委ねた範囲において代理を行い、法人の利益を保護する任務を有する。
4. 法人の支店、駐在員事務所の設立、終了は、法令の規定に基づき、登記及び公示されなければならない。
5. 支店、駐在員事務所の長は、委任を受けた範囲及び期限において、法人の委任に基づく

⁵ この条の「本店」は、原文では“trụ sở”であり、第77条2項c号と表現が微妙に異なるが、意味は同じと思われることから同一の訳語を充てた。

任務を行う。

6. 法人は、支店、駐在員事務所が確立、履行した民事取引から生じる民事権、民事義務を有する。

第 85 条 法人の法定代表

法人の代表は、法定代表であっても委任代表であってもよい。法人の代表者はこの編第 9 章の代理に関する規定を遵守しなければならない。

第 86 条 法人の民事法律能力

1. 法人の民事法律能力とは、各民事権、民事義務を有する法人の能力のことである。
法人の民事法律能力は、本法典、その他の関係法令が異なる規定をする場合を除き、制限を受けない。
2. 法人の民事法律能力は、権限のある国家機関が設立し又は設立を許可した時点から生じる；法人が活動を登記しなければならないときは、法人の民事法律能力は登記簿に記入した時点から生じる。
3. 法人の民事法律能力は、法人が終了した時点で終了する。

第 87 条 法人の民事責任

1. 法人は、代表者が法人の名義をもって確立し、履行した民事権、民事義務の履行について民事責任を負わなければならない。
法人は、発起人又は発起人の代理人が設立、法人登記をするために確立、履行した義務について民事責任を負う。ただし、異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除く。
2. 法人は自己の財産をもって民事責任を負う；法人の名義によらずに法人の従業員が確立、履行した民事義務については、法律に異なる規定がある場合を除き、その者に代わって責任を負わない。
3. 法人の従業員は、法人が確立、履行した民事義務については、法律に異なる規定がある場合を除き、法人に代わって責任を負わない。

第 88 条 法人の新設合併

1. 各法人は、新設合併をして新しい法人を作ることができる。
2. 新規合併した後、各旧法人は新法人が設立されたときに存在を終える；旧法人の民事権、民事義務は、新法人に引き継がれる。

第 89 条 法人の吸収合併

1. 法人（以下「被合併法人」という。）は、他の法人と吸収合併することができる（以下「合

併法人」という。)

2. 吸収合併後、被合併法人は存在を終える；被合併法人の民事権、民事義務は、合併法人に引き継がれる。

第90条 法人の分割

1. 法人は、複数の法人に分割することができる。
2. 分割後、分割された法人は存在を終える。被分割法人の民事権、民事義務は各新法人に引き継がれる。

第91条 法人の分離

1. 法人は、複数の法人を分離することができる。
2. 分離後、被分離法人及び分離法人は、活動目的に合致する自己の民事権、民事義務を履行する。

第92条 法人の形態転換

1. 法人は、他の法人に形態転換することができる。
2. 形態転換後、被転換法人は、転換法人が設立されたときに存在を終える；転換法人は、被転換法人の民事権、民事義務を承継する。

第93条 法人の解散

1. 法人は、次の場合において解散する。
 - a) 定款の規定による
 - b) 権限のある国家機関の決定による
 - c) 定款又は権限のある国家機関の決定書に記載された活動期間の満了
 - d) 法令の規定に基づくその他の場合
2. 解散する前に、法人は各財産義務を完全に履行しなければならない。

第94条 解散法人の財産の清算

1. 解散法人の財産は、次の順序に従って清算される。
 - a) 法人の解散費用
 - b) 法令の規定に基づく労働者に対する給与、失業手当、社会保険、医療保険並びに団体労働協約及び締結された労働契約に基づくその他の労働者の権利利益に係る各債務
 - c) 租税債務及びその他の債務
2. 法人の解散費用及び各債務の清算完了後、その残余は法人所有者、各出資構成員に属する。ただし、この条第3項又はその他の法令が異なる規定を有する場合を除く。
3. 社会基金、慈善基金が、解散費用及びこの条第1項に規定する各債務の清算を終えた場

合、残余財産は同じ活動目的を有するその他の基金へ引き継がれる。

同じ活動目的を有し財産の引継ぎを受けるその他の基金がない、又は基金が法律の禁止事項違反、善良な社会道徳に反する活動により解散されるときは、解体される基金の財産は国家へ帰属する。

第95条 法人の破産

法人の破産は、破産に関する法令の規定に基づき行なわれる。

第96条 法人の存在の終了

1. 法人は、次の場合において存在を終える。
 - a) 本法典第88条、第89条、第90条、第92条及び第93条の規定による新設合併、吸収合併、分割、形態転換、解散
 - b) 破産に関する法令の規定に基づき破産宣告を受けた
2. 法人は、法人登記簿から名称が抹消された時点、又は権限のある国家機関の決定において確定された時点から存在を終える。
3. 法人が存在を終える際、法人の財産は、本法典の規定、関係法令のその他の規定に基づき解決される。

第V章 民事関係におけるベトナム社会主義共和国、中央、地方の国家機関

第97条 民事関係におけるベトナム社会主義共和国、中央、地方の国家機関

ベトナム社会主義共和国、中央、地方の国家機関が民事関係に参加するときは、その他の各主体と平等であり、本法典第99条及び第100条の規定に基づき、民事責任を負う。

第98条 民事関係に参加する代表者

民事関係に参加するベトナム社会主義共和国、中央、地方の国家機関の代表は、国家機関の役割、任務、権限及び組織機構に関する法令の規定に基づき行われる。他の個人、法人を通じての代表は、法令が規定する各場合において、法令が規定する順序、手続に基づいてのみ行われる。

第99条 民事義務に関する責任

1. ベトナム社会主義共和国、中央、地方の国家機関は、自己が所有者の代理人又は統一管理者である財産をもって、自らの各民事義務につき責任を負う。ただし、財産がこの条第2項の規定に基づく法人に対して引き継がれた場合を除く。
2. ベトナム社会主義共和国、中央、地方の国家機関が設立した法人は、ベトナム社会主義共和国、中央及び地方の国家機関の民事関係から生じた義務について責任を負わない。

3. ベトナム社会主義共和国，中央，地方の国家機関は，すべての国営企業を含む，自己が設立した法人の民事義務について責任を負わない。ただし，ベトナム社会主義共和国，中央，地方の国家機関が，法令の規定に基づき，法人の民事義務について保証をした場合を除く。
4. 中央，地方の国家機関は，ベトナム社会主義共和国，他の中央，地方の国家機関の民事義務について責任を負わない。ただし，関係法律に異なる規定がある場合を除く。

第 100 条 一方当事者が外国の国家，法人，個人である民事関係におけるベトナム社会主義共和国，中央，地方の国家機関の民事義務に関する責任

1. ベトナム社会主義共和国，中央，地方の国家機関は，次の場合において，外国の国家，法人，個人に対して自己が確立した民事義務について責任を負う。
 - a) ベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約が免除権の放棄に関する規定を有する。
 - b) 民事関係の各当事者が免除権放棄の合意をした。
 - c) ベトナム社会主義共和国，中央，地方の国家機関が免除権を放棄した。
2. ベトナム社会主義共和国，中央，地方の国家機関，ベトナムの法人，個人との民事関係に参加する外国の国家，国家機関の民事義務に関する責任については，この条第 1 項が類推適用される。

第 VI 章 民事関係における世帯，組合，法人資格を持たないその他の組織

第 101 条 世帯，組合，法人資格を持たないその他の組織の参加がある民事関係における主体

1. 世帯，組合，法人資格を持たないその他の組織が民事関係に参加する場合，世帯，組合，法人資格を持たないその他の組織の各構成員が民事取引の確立，履行に参加する，又は代理人へ民事取引の確立，履行に参加することを委任する主体である。委任は，異なる合意がある場合を除き，文書によりなされなければならない。代理人の変更があるときは，民事関係に参加している当事者に対し，通知しなければならない。

民事関係に参加する世帯，組合，法人資格を持たないその他の組織の構成員が，その他の各構成員の代理人となる委任を得ることができなかった場合，当該構成員は，自己が確立，履行した民事関係の主体である。
2. 土地を使用する世帯の参加がある民事関係の主体の確定は，土地法の規定に基づき行われる。

第 102 条 世帯，組合，法人資格を持たないその他の組織の共有財産

1. 世帯の各構成員の共有財産の確定，当該財産に対する権利，義務は，本法典第 212 条の

規定に基づき確定される。

2. 組合の各構成員の共有財産の確定、当該財産に対する権利、義務は、本法典第 506 条の規定に基づき確定される。
3. 法人資格を持たないその他の組織の各構成員の共有財産の確定、当該財産に対する権利、義務は、各構成員の合意に基づき確定される。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く。

第 103 条 世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織の構成員の民事責任

1. 世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織の各構成員の民事関係への参加から生じた民事義務は、各構成員の共有財産により履行が保証される。
2. 各構成員が、共同の義務を履行するための共有財産を有しない又は十分に有しない場合、債権者は、各構成員に対し、本法典第 288 条の規定に基づき、義務の履行を請求することができる。
3. 各当事者が合意をせず、組合契約又は法律が異なる規定を有さない場合、各構成員は自己の財産出資の相応分に従って、この条第 1 項及び第 2 項に規定する民事責任を負う。相応分に従って確定できないときは互いに等分として確定する。

第 104 条 代理権を持たない又は代理の範囲を超えて構成員が確立、履行した民事取引についての法的効果

1. 代理権を持たない構成員が、世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織のその他の各構成員の名義で民事取引を確立、履行した、又は代理人が代理の範囲を超えて確立、履行した場合、取引の法的効果は、本法典第 130 条、第 142 条及び第 143 条の規定に基づき適用される。
2. 代理権を持たない又は代理の範囲を超過した当事者が確立、履行した民事取引が、世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織のその他の構成員又は第三者に損害を生じさせたときは、被害者に賠償しなければならない。

第 VII 章 財産

第 105 条 財産

1. 財産は、物、金員、有価証券及び財産権である。
2. 財産は、不動産及び動産からなる。不動産及び動産は、現存財産及び将来形成財産であり得る。

第 106 条 財産の登記

1. 不動産である財産に対する所有権、その他の権利は、本法典及び財産登記に関する法令

の規定に基づき登記される。

2. 動産である財産に対する所有権，その他の権利は，財産登記に関する法令に異なる規定がある場合を除き，登記しなくてよい。
3. 財産の登記は，公開されなければならない。

第 107 条 不動産及び動産

1. 不動産は，次のものからなる。
 - a) 土地
 - b) 土地に付着した住宅，建築物
 - c) 土地，住宅，建築物に付着したその他の財産
 - d) 法令の規定に基づくその他の財産
2. 動産とは，不動産でない財産である。

第 108 条 現存財産及び将来形成財産

1. 現存財産とは，取引確立の前又はその時点において，既に形成されており，主体が財産に対する所有権，その他の権利を確立している財産である。
2. 将来形成財産は，次のものからなる。
 - a) まだ形成されていない財産
 - b) 形成されているが，主体が取引確立の時点の後に財産所有権を確立する財産

第 109 条 天然果実，法定果実

1. 天然果実とは，財産が繰り返しもたらず自然産物である。
2. 法定果実とは，財産の活用から得られる各利益である。

第 110 条 主物及び従物

1. 主物とは，独立し，性能に従って効用を活用することができる物である。
2. 従物とは，主物の効用の開発のために直接役立ち，主物の一部ではあるが主物から分離することができる物である。
3. 主物の引渡義務を履行する時は，異なる合意がある場合を除き，従物も引き渡さなければならない。

第 111 条 分割できる物及び分割できない物

1. 分割できる物とは，分割された時に依然として当初の性質及び使用性能を維持している物である。
2. 分割できない物とは，分割された時に当初の性質及び使用性能を維持できない物である。

第 112 条 消耗物及び非消耗物

1. 消耗物とは、一回の使用により、当初の性質、形状及び使用性能を失う又は保つことができなくなる物である。
2. 非消耗物とは、複数回使用しても、当初の性質、形状及び使用性能を基本的に保つことができる物である。

第 113 条 同類物及び特定物

1. 同類物とは、同じ形状、性質、使用性能を持ち、計測単位によって確定される物である。同じ品質を持つ同類物は、代替することができる。
2. 特定物とは、記号、形状、色彩、材料、特性、位置に関する固有の特徴によりその他の物と区別することができる物である。
特定物の引渡義務を履行する時は、その物自体を引き渡さなければならない。

第 114 条 同セット物

同セット物とは、相互に組み合わせられ、関連付けられて統一体になる各部分又は各部品からなり、いずれかの部分又は部品が欠ける、あるいは規格、種類に適合しない部分又は部品がある場合には使用することができない、あるいは物の使用価値が減少する物である。

同セット物の引渡義務を履行する時は、異なる合意がある場合を除き、統一体の各部分又は各部品全部を引き渡さなければならない。

第 115 条 財産権

財産権とは、金銭的価値を有する権利であり、知的所有権の対象に対する財産権、土地使用権及びその他の各財産権からなる。

第 VIII 章 民事取引

第 116 条 民事取引

民事取引とは、民事権・義務を発生、変更又は消滅させる契約又は一方的法律行為をいう。

第 117 条 民事取引の有効要件

1. 民事取引は、次の各条件を満たすときに効力を有する。
 - a) 主体が確立した民事取引に合致する民事法律能力、民事行為能力を有する。
 - b) 主体が完全に自主的に民事取引に参加した。
 - c) 民事取引の目的及び内容が、法律の禁止事項に違反せず、社会道徳に反しない。
2. 民事取引の形式は、法律に規定がある場合において民事取引の有効条件である。

第 118 条 民事取引の目的

民事取引の目的は、当該取引を確立するときに主体が得ることを望む利益である。

第 119 条 民事取引の形式

1. 民事取引は、口頭により、文書により、又は具体的な行為により表現される。
電子取引に関する法令の規定に基づくデータ通信の形式による電子的手段を通じた民事取引は、文書による取引とみなされる。
2. 法律が、民事取引が公証、確証、登記⁶のある文書により表現されなければならないと規定する場合、当該規定に従わなければならない。

第 120 条 条件付き民事取引

1. 各当事者が民事取引の発生又は解除の条件について合意した場合、当該条件が成就したときに、民事取引は発生又は解除される。
2. 民事取引の発生又は解除の条件が、一方当事者の故意による直接的又は間接的な阻止行為のため成就しない場合、当該条件は成就したものとみなす；条件の成就に対する一方当事者の故意による直接的又は間接的な促進の影響がある場合、当該条件は成就していないものとみなす。

第 121 条 民事取引の解釈

1. 民事取引が明確でない内容、理解が困難な内容、相互に異なる複数の意義に理解できる内容を有し、この条第 2 項の規定に属さない場合、当該民事取引の解釈は、次の順序に従って行われる。
 - a) 取引確立時における各当事者の実際の意思に従う。
 - b) 取引の目的に合致する意義に従う。
 - c) 取引が確立された地の慣習に従う。
2. 契約の解釈は、本法典第 404 条の規定に基づき行われる；遺言の内容の解釈は、本法典第 648 条の規定に基づき行われる。

第 122 条 無効な民事取引

本法典第 117 条に規定される各条件のいずれかを満たさない民事取引は無効である。ただし、本法典に異なる規定がある場合を除く。

第 123 条 法律の禁止事項、社会道德への違反により無効である民事取引

法律の禁止事項、社会道德に反する目的、内容を有する民事取引は、無効である。

⁶ ここでいう「登記」は、例えば、担保取引の登記（第 298 条 1 項後段参照）などを指すものと思われる。

法律の禁止事項とは、主体が一定の行為を行うことを許可しない法律の諸規定である。
社会道徳とは、社会生活における一般的な諸対応基準であり、共同体が承認し、尊重するものである。

第 124 条 仮装により無効である民事取引

1. 各当事者が別の民事取引を隠蔽するために仮装の方法として民事取引を確立した場合、仮装の民事取引は無効であり、隠蔽された民事取引が有効となる。ただし、当該取引もまた本法典又はその他の関係法律の規定により無効である場合を除く。
2. 第三者に対する義務を回避するために仮装の民事取引を確立した場合、当該民事取引は無効である。

第 125 条 未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者、民事行為能力被制限者が確立、履行したことにより無効である民事取引

1. 民事取引が未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者又は民事行為能力被制限者により確立、履行されたが、法令の規定によればその取引はこれらの者の代理人が確立、履行し又は同意しなければならないとされるときは、これらの者の代理人の請求に基づき裁判所は当該取引の無効を宣言する。ただし、この条第 2 項に規定する場合を除く。
2. この条第 1 項に規定された者の民事取引は、次の場合には無効とならない。
 - a) 満六歳未満の未成年者、民事行為能力喪失者の民事取引が、その者の日常生活の需要を満たすためのものである。
 - b) 民事取引が未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者、民事行為能力被制限者に対して権利を生じさせるだけのもの、これらの者と取引を確立、履行した者に対する義務を免除するだけのものである。
 - c) 民事取引が、取引確立者の成人後又は民事行為能力回復後に、その効力の承認を得た。

第 126 条 錯誤により無効である民事取引

1. 民事取引が錯誤により確立され、これにより一方当事者又は各当事者が取引を確立した目的を達成することができない場合、錯誤に陥った当事者は、裁判所に対し、民事取引の無効を宣言するよう請求する権利を有する。ただし、この条第 2 項に規定する場合を除く。
2. 錯誤により確立された民事取引は、各当事者の民事取引確立の目的が達成された、又は各当事者が錯誤を直ちに克服し、これにより民事取引の確立の目的が依然として達成し得る場合においては無効でない。

第 127 条 詐欺、強迫、強制により無効である民事取引

詐欺又は強迫、強制を受けたことにより一方当事者が民事取引に参加した場合、裁判所に

対し、当該民事取引が無効である旨を宣言するよう請求する権利を有する。

民事取引における詐欺とは、主体、対象の性質又は民事取引の内容について、相手方当事者を誤って理解させ、それにより当該取引の確立をすることを目的とする一方当事者又は第三者の故意ある行為である。

民事取引における強迫、強制とは、自己又は自己の親族の生命、健康、名誉、威信、人格、財産の損害を回避する目的で、相手方当事者に民事取引の履行を強制する一方当事者又は第三者の故意ある行為である。

第 128 条 自己の行為を認識し、制御することができない者が確立したことにより無効である民事取引

民事行為能力を有する者が、自己の行為を認識し、制御することができない正にその時に取引を確立したときは、裁判所に対し、当該民事取引が無効である旨を宣言するよう請求する権利を有する。

第 129 条 形式に関する規定を遵守しないことにより無効である民事取引

形式に関する有効要件の規定に違反する民事取引は、次の場合を除き、無効である。

1. 民事取引が、文書によらなければならないとする規定に基づき確立されたが文書が法律の規定に正しく沿っておらず、しかし一方当事者又は各当事者が取引における義務の少なくとも三分の二を履行済みであるときは、一方当事者又は各当事者の請求に基づき、裁判所は当該取引の効力を公認する決定を出す。
2. 民事取引が、文書により確立されたが公証、確証に関する強行規定に違反しており、しかし一方当事者又は各当事者が取引における義務の少なくとも三分の二を履行済みであるときは、一方当事者又は各当事者の請求に基づき、裁判所は当該取引の効力を公認する決定を出す。この場合において、各当事者は公証、確証を行う必要はない。

第 130 条 部分的に無効である民事取引

民事取引は、民事取引の内容の一部が無効なときに部分的に無効であるが、取引の残りの部分の効力には影響を与えない。

第 131 条 無効な民事取引の法的効果

1. 無効な民事取引は、取引が確立された時点から各当事者の民事権、民事義務を発生、変更、消滅させない。
2. 民事取引が無効とされたときは、各当事者は原状を回復し、受領したものを相互に返還する。
現物による返還が実施できない場合、価値を金銭にして返済する。
3. 善意無過失で天然果実、法定果実を得た当事者は、その天然果実、法定果実を返還する

必要がない。

4. 故意過失により損害を加えた当事者は、賠償しなければならない。
5. 人格権に係る無効な民事取引の効果の解決は、本法典、その他の関係法律が規定するところによる。

第132条 裁判所に対する民事取引無効宣言の請求の時効

1. 本法典第125条、126条、127条、128条及び129条に規定する裁判所に対する民事取引無効宣言の請求の時効は、次の日から2年間である。
 - a) 未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者、民事行為能力被制限者の代理人が、本人が自ら取引を確立、履行したことを知った又は知るべきであった日
 - b) 錯誤に陥った者、詐欺を受けた者が、当該取引が錯誤、詐欺により確立されたことを知った又は知るべきであった日
 - c) 強迫、強制の行為をした者が、強迫、強制行為を中止した日
 - d) 自己の行為を認識及び制御することができない者が取引を確立した日
 - d) 民事取引が形式に関する規定を遵守しない場合においては民事取引が確立された日
2. この条第1項に規定する時効が完成しても民事取引無効宣言の請求がないときは、民事取引は有効である。
3. 本法典第123条及び第124条に規定する民事取引については、裁判所に対する民事取引無効宣言の請求の時効は制限されない。

第133条 民事取引が無効とされたときの善意無過失の第三者の権利の保護

1. 民事取引が無効であるが、登記の必要がない財産である取引の対象が善意無過失の第三者に引き渡された⁷場合、第三者と確立、履行された民事取引は依然として効力を有する。ただし、本法典第167条に規定する場合を除く。
2. 民事取引が無効であるが、財産が権限のある国家機関において登記され、その後、他の民事取引により善意無過失の第三者に引き渡され⁸、その者が当該登記を根拠として取引を確立、履行したときは、当該民事取引は無効とならない。

財産が登記をしなければならないが、また権限のある国家機関において登記されていない場合、第三者に対する民事取引は無効である。ただし、善意無過失の第三者がこの財産を権限のある組織における競売を通じて取得した場合、又は国家機関の判決、決定により財産の所有者であるとされた者との取引を通じて取得したが、その後、判決、決定が取消、

⁷ 「引き渡された」は、原文では“được chuyển giao”である。“chuyển giao”は、物の引渡しや権利の移転などを幅広く含む概念であるため、訳語として「引渡し」、「譲渡」、「移転」のいずれが適切か選択が難しいが、この項で登記の必要がない財産（≒動産）を対象としていることから「引渡し」の訳語を充てた。

⁸ 前注参照。前項と同じ“chuyển giao”という用語が使われているが、この項は登記のある財産を対象としているため、前項とは意味が異なる可能性は否定できないが、ここでは用語の同一性を重視し、同じ訳語を充てた。

修正されたことによりこの主体が財産の所有者ではなくなった場合を除く。

3. 所有者は、この条第2項の規定に基づきその者との民事取引が無効とされないときは、善意無過失の第三者から財産を取り戻す権利を有しないが、故意過失により第三者と確立された取引へと導いた主体に対し、訴えを提起し、合理的経費を返済し、損害を賠償するよう請求する権利を有する。

第IX章 代理

第134条 代理

1. 代理とは、個人、法人（以下「代理人」と総称する。）が、その他の個人又は法人（以下「本人」と総称する。）の名義をもって、本人の利益のために、民事取引を確立、履行することである。
2. 個人、法人は、代理人を通じて民事取引を確立、履行することができる。個人は、法令が当該取引は自ら確立、履行しなければならないと規定するときは、他の者に自己を代理人させることはできない。
3. 法令が規定する場合、代理人は、確立、履行される民事取引に合致する民事法律能力、民事行為能力を有さなければならない。

第135条 代理権確立の根拠

代理権は、本人と代理人との間の委任（以下「委任代理」という。）；権限のある国家機関の決定、法人の定款又は法令の規定（以下「法定代理」と総称する。）に基づき確立される。

第136条 個人の法定代理

1. 未成年の子については父母
2. 被後見人については後見人。行為認識制御困難者の後見人は、裁判所の指定を受けたときは法定代理人である。
3. この条第1項及び第2項に規定する代理人を確定することができない場合においては、裁判所が指定した者
4. 民事行為能力被制限者については裁判所が指定した者

第137条 法人の法定代表

1. 法人の法定代表者は次の者からなる。
 - a) 法人が定款に基づき指定する者
 - b) 法令の規定に基づき代理権限を有する者
 - c) 裁判所における訴訟の過程において裁判所が指定した者
2. 法人は複数の法定代表者を持つことができ、各代表者は本法典第140条及び141条に基

づき、法人を代表する権限を有する。

第 138 条 委任代理

1. 個人、法人は、他の個人、法人に対し、民事取引の確立、履行を委任することができる。
2. 世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織の各構成員は、世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織の各構成員の共有財産に係る民事取引の確立、履行を行う委任代表者としてその他の個人、法人を選任することを合意することができる。
3. 満十五歳以上満十八歳未満の者は、委任代理人となることができる。ただし、法令が民事取引は満十八歳以上の者が確立、履行しなければならないと規定する場合を除く。

第 139 条 代理行為の法律効果

1. 代理人が第三者と確立、履行した代理の範囲に合致する民事取引は、本人に対する権利、義務を生じさせる。
2. 代理人は、代理の目的を達成するために必要な行為を確立、履行する権利を有する。
3. 代理人が、代理行為の確立が錯誤、詐欺、強迫、強制によるものであることを知っていた又は知るべきであったにもかかわらず、依然として行為の確立、履行をする場合、本人に対する権利、義務は生じない。ただし、本人がこれらの事実を知り又は知るべきであったが異議を述べない場合を除く。

第 140 条 代理の期間

1. 代理の期間は、委任文書、権限のある機関の決定、法人の定款又は法令の規定により確定される。
2. この条第 1 項の規定に基づき代理の期間を確定することができない場合、代理の期間は次のとおり確定される。
 - a) 代理権が具体的な民事取引に合わせて確定されたときは、代理の期間はその民事取引が終了した時点までで計算される。
 - b) 代理権が具体的な民事取引に合わせて確定されたわけではない場合、代理の期間は代理権が生じた時点から 1 年間とする。
3. 委任代理は次の場合において終了する。
 - a) 合意による。
 - b) 委任期間が満了した。
 - c) 委任を受けた作業が完成した。
 - d) 本人又は代理人が委任の履行を一方的に終了した。
 - d) 本人、代理人が死亡した個人である；本人、代理人が存在を終えた法人である。
 - e) 代理人が本法典第 134 条 3 項に規定する条件を満たさなくなった。
 - g) 代理の履行を不可能とするその他の根拠

4. 法定代理は次の場合において終了する。
 - a) 個人である本人が成人した又は民事行為能力が回復した。
 - b) 個人である本人が死亡した。
 - c) 法人である本人が存在を終えた。
 - d) 本法典又はその他の関係法律の規定に基づくその他の根拠

第 141 条 代理の範囲

1. 代理人は、次の根拠に基づく代理の範囲においてのみ民事取引の確立、履行をすることができる。
 - a) 権限のある機関の決定
 - b) 法人の定款
 - c) 委任内容
 - d) 法令のその他の規定
2. この条第 1 項の規定に基づき代理の範囲を具体的に確定することができない場合、法定代理人は、本人の利益のためにあらゆる民事取引を確立、履行する権利を有する。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く。
3. ある個人、法人は、互いに異なる複数の他の個人又は法人の代理をすることができるが、自己又は自己を代理人とする第三者との間で民事取引を確立、履行するために、本人の名義を用いることはできない。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く。
4. 代理人は、取引の相手方当事者に対し、自己の代理の範囲について通知しなければならない。

第 142 条 無権代理人が確立、履行した民事取引の効果

1. 無権代理人が確立、履行した民事取引は、本人に対する権利、義務を生じさせない。ただし、次の各場合のいずれかに該当するときを除く。
 - a) 本人が取引を公認した。
 - b) 本人が知ったが合理的期間内に異議を述べなかった。
 - c) 本人に故意過失があり、それにより、取引をした者が自己と民事取引を確立、履行した者が代理権を有していないことを知らず又は知ることができなかった。
2. 無権代理人が確立、履行した民事取引が本人に対する権利、義務を生じさせない場合、無権代理人は引き続き自己と取引をした者に対する義務を履行しなければならない。ただし、取引をした者が、無権代理を知り又は知るべきであったのになお取引をした場合を除く。
3. 無権代理人と取引をした者は、履行を一方的に終了し又は確立された民事取引を解除し、損害賠償を請求する権利を有する。ただし、その者が無権代理を知り又は知るべきであったのになお取引をした場合、又はこの条第 1 項 a 号に規定する場合を除く。

4. 無権代理人及び取引をした者が故意に民事取引を確立，履行し，本人に損害を加えた場合，連帯して損害を賠償する責任を負わなければならない。

第 143 条 代理人が代理の範囲を超えて確立，履行した民事取引の効果

1. 代理人が代理の範囲を超えて確立，履行した民事取引は，代理の範囲を超えて履行された取引部分について本人の権利，義務を生じさせない。ただし，次の各場合のいずれかに該当するときは除く。
 - a) 本人が同意した。
 - b) 本人が知ったが合理的期間内に異議を述べなかった。
 - c) 本人に故意過失があり，それにより，取引をした者が自己と民事取引を確立，履行した者が代理の範囲を超えていることを知らず又は知ることができなかった。
2. 代理人が代理の範囲を超えて確立，履行した民事取引が，代理の範囲を超えて確立，履行された取引部分について本人に対する権利，義務を生じさせない場合，代理人は，代理の範囲を超えた取引部分について自己と取引をした者に対する義務を履行しなければならない。ただし，取引をした者が，代理の範囲を超えていることを知り又は知るべきであったのになお取引をした場合を除く。
3. 代理人と取引をした者は，代理の範囲を超過する部分又は取引の全部について履行を一方的に終了し又は確立された民事取引を解除し，損害賠償を請求する権利を有する。ただし，その者が代理の範囲を超えていることを知り又は知るべきであったのになお取引をした場合，又はこの条第 1 項 a 号に規定する場合を除く。
4. 代理人及び代理人と取引をした者が故意に代理の範囲を超える民事取引を確立，履行し，本人に損害を加えた場合，連帯して損害を賠償する責任を負わなければならない。

第 X 章 期間及び時効

第 1 節 期間

第 144 条 期間

1. 期間とは，この時点からその他の時点までと確定される一定の時間である。
2. 期間は，分，時，日，週，月，年によって，又は生じる可能性のある事象によって確定することができる。

第 145 条 期間の計算方法の適用

1. 期間の計算方法は，本法典の規定に基づき適用される。ただし，異なる合意がある又は法令に異なる規定がある場合を除く。
2. 期間は，異なる合意がある場合を除き，太陽暦に従って計算される。

第 146 条 期間、期間の起算時点に関する規定

1. 各当事者が期間について一年、半年、一月、半月、一週間、一日、一時間、一分間と合意し、その期間が連続しない場合、その期間は次のとおり計算される。
 - a) 一年は三百六十五日である。
 - b) 半年は六か月である。
 - c) 一月は三十日である。
 - d) 半月は十五日である。
 - d) 一週間は七日である。
 - e) 一日は二十四時間である。
 - g) 一時間は六十分である。
 - h) 一分は六十秒である。
2. 各当事者が月の初め、月の半ば、月の終わりの時点について合意する場合、当該時点は次のとおり規定される。
 - a) 月の初めとは、月の最初の日である。
 - b) 月の半ばとは、月の十五日目の日である。
 - c) 月の終わりとは、月の最後の日である。
3. 各当事者が年の初め、年の半ば、年の終わりの時点について合意した場合、当該時点は次のとおり規定される。
 - a) 年の初めとは、一月の最初の日である。
 - b) 年の半ばとは、六月の最後の日である。
 - c) 年の終わりとは、十二月の最後の日である。

第 147 条 期間の開始時点

1. 期間が分、時によって確定されるときは、期間は確定された時点から開始する。
2. 期間が日、週、月、年によって確定されるときは、期間の開始の日は算入せず、確定された日の翌日から計算する。
3. 期間がある事象によって開始するときは、事象が生じた日は算入せず、当該事象が生じた日の翌日から計算する。

第 148 条 期間の終了時点

1. 期間が日によって計算されるときは、期間は、期間の最後の日が終了する時点で終了する。
2. 期間が週によって計算されるときは、期間は、期間の最後の週の相応する日が終了する時点で終了する。
3. 期間が月によって計算されるときは、期間は、期間の最後の月の相応する日が終了する

時点で終了する。期間が終了する月に相応する日がない場合、期間は、その月の最後の日
に終了する。

4. 期間が年によって計算されるときは、期間は、期間の最後の年の相応する月、日が終了
する時点で終了する。
5. 期間の最後の日が週末の休日又は祝日であるときは、期間は、その休日の翌営業日が終
了する時点で終了する。
6. 期間の最後の日が終了する時点は、その日の24時である。

第2節 時効

第149条 時効

1. 時効とは、法律が規定する期間であり、この期間が終了した時に法律が規定する条件に
従って主体に法律効果が生じるものである。

時効は、本法典、その他の関係法律の規定に基づき適用される。

2. 裁判所は、一方当事者又は各当事者の時効適用請求に基づいてのみ時効に関する規定を
適用する。この請求は、第一審裁判所が事件、事案の判決、解決決定を出す前になされな
ければならない。

時効の適用により利益を享受する者は、時効の適用を拒否することができる。ただし、
この拒否が、義務の履行を回避する目的である場合を除く。

第150条 各種時効

1. 民事権享受時効とは、その期間が終了したときに主体が民事権を享受することができる
期間である。
2. 民事義務免除時効とは、その期間が終了したときに義務を負う者が義務の履行を免除さ
れる期間である。
3. 提訴時効とは、侵害された権利及び合法的利益を保護するため、主体が裁判所に対し、
民事事件の解決を請求するため提訴することができる期間である；当該期間が終了した
ときは提訴権を失う。
4. 非訟事件解決請求時効とは、個人、法人の権利及び合法的利益、国家、民族の利益、公
共の利益を保護するため、主体が裁判所に対し、非訟事件に関する事案の解決を請求す
ることができる期間である；当該期間が終了したときは請求権を失う。

第151条 時効の計算方法

時効は、時効の最初の日が開始する時点から計算され、時効の最後の日が終了する時点で
完成する。

第 152 条 民事権享受，民事義務免除時効の効力

法令が，各主体が時効に基づき民事権を享受することができ，又は民事義務を免除されると規定する場合，当該時効が終了した後に初めて民事権の享受又は民事義務の免除は効力を生じる。

第 153 条 民事権享受，民事義務免除時効の連続性

1. 民事権享受，民事義務免除時効は，開始から終了まで連続性を有する；中断する事象がある場合，時効は，中断する事象が消滅した後に，再び最初から計算されなければならない。
2. 民事権享受，民事義務消滅時効は，次のいずれかの事象があったときは中断される。
 - a) 時効の適用を受ける民事権，義務について，権限のある国家機関の法的効力を有する決定による解決があった。
 - b) 時効の適用を受ける民事権，義務が，関係する権利，義務を有する者により争われ，解決された。
3. 民事権享受，民事義務免除が他人に合法的に引き継がれた場合において，時効は連続性を有する。

第 154 条 民事事件の提訴時効，非訟事件解決請求時効の開始

1. 民事事件の提訴時効は，請求権を有する者が自己の権利，合法的利益が侵害されたことを知った又は知るべきであった日から計算される。ただし，法令に異なる規定がある場合を除く。
2. 非訟事件解決請求時効は，請求権が生じた日から計算される。ただし，法令に異なる規定がある場合を除く。

第 155 条 提訴時効の不適用

提訴時効は，次の場合においては適用しない。

1. 財産と結びつかない人格権の保護を請求する場合
2. 所有権の保護を請求する場合。ただし，本法典，その他の関係法律に異なる規定がある場合を除く。
3. 土地法の規定に基づく土地使用权に関する紛争
4. 法律が規定するその他の場合

第 156 条 民事事件の提訴時効，非訟事件解決請求時効に算入されない時間

民事事件の提訴時効，非訟事件解決請求時効に算入されない時間は，次の各事象のいずれかが生じている時間である。

1. 不可抗力の事象又は客観的な障害により，提訴権，請求権を有する主体が時効の範囲内

で提訴、請求することができない。

不可抗力の事象とは、予見することができず、必要で能力が許す限りの措置をすべて適用したとしても克服することができない、客観的に生じる事象である。

客観的な障害とは、そのために民事権、義務を有する者が自己の権利、合法的利益が侵害されていることを知ることができず、又は自己の民事権、義務を履行することができない客観的な環境による障害である。

2. 提訴権を有する者、請求権を有する者が、未成年、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者又は民事行為能力被制限者である場合において、未だ代理人がない。
3. 未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者、民事行為能力被制限者が、次の場合において未だ代わりの代理人がない。
 - a) 個人である代理人が死亡し、法人である代理人が存在を終えた。
 - b) 正当な理由により代理人が代理を継続することができなくなった。

第 157 条 民事事件の提訴時効の再開

1. 民事事件の提訴時効は、次の場合に再び開始する。
 - a) 義務を負う当事者が、提訴者に対する自己の義務の一部又は全部を承認した。
 - b) 義務を負う当事者が、提訴者に対する自己の義務の一部の承認⁹又は履行を完了した。
 - c) 各当事者が互いに自主的に和解した。
2. 民事事件の提訴時効は、この条第 1 項に規定する事象が生じた日の翌日から再び開始する。

第二編 所有権及び財産に対するその他の権利

第 XI 章 総則

第 1 節 所有権、財産に対するその他の権利の確立、履行の原則

第 158 条 所有権

所有権は、法律の規定に基づく所有者の財産の占有権限、使用権限及び処分権限からなる。

第 159 条 財産に対するその他の権利¹⁰

1. 財産に対するその他の権利とは、主体が他の主体の所有権に属する財産を直接把持、支配する権利である。

⁹ 「承認」については a 号と重複しているため、単なる誤記と思われる。

¹⁰ 「財産に対するその他の権利」とは、所有権以外の物権を指す。国会が「物権」という用語の使用を認めなかったため、このような表現となったようである。

2. 財産に対するその他の権利は、次のものからなる。

- a) 隣接不動産に対する権利
- b) 享用権
- c) 地上権¹¹

第 160 条 所有権、財産に対するその他の権利の確立、履行の原則

1. 所有権、財産に対するその他の権利は、本法典、その他の関係法律が規定する場合において、確立、履行される。

財産に対するその他の権利は、所有権が他人に移転された場合でも引き続き効力を有する。ただし、本法典、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除く。

2. 所有者は、自己の意思に従い財産に対してあらゆる行為を行うことができるが、法律の規定に反し、国家、民族の利益、公共の利益、他人の権利及び合法的利益に損害を加え、又は影響を与えてはならない。

3. 財産に対するその他の権利を有する主体は、本法典、その他の関係法律に規定される権限の範囲内において、財産に対してあらゆる行為を行うことができるが、国家、民族の利益、公共の利益、財産所有者又はその他の者の権利及び合法的利益に損害を加え、又は影響を与えてはならない。

第 161 条 所有権、財産に対するその他の権利の確立時点

1. 所有権、財産に対するその他の権利の確立時点は、本法典、その他の関係法律の規定に基づき行う；法律に規定がない場合、各当事者の合意に基づき行う；法律に規定がなく各当事者の合意もない場合、所有権、財産に対するその他の権利の確立時点は、財産が引き渡された時点である。

財産が引き渡された時点とは、権利を有する当事者又はその合法的代理人が財産を占有した時点である。

2. 財産がまだ引き渡されていないが天然果実、法定果実を生じた場合、天然果実、法定果実は引き渡す財産を有する者に属する。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 162 条 財産に関する危険負担

1. 所有者は自己の所有に属する財産に関する危険を負担しなければならない。ただし、異なる合意がある又は本法典、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除く。

2. 財産に対するその他の権利を有する主体は、自己の権利の範囲内で財産に関する危険を負担しなければならない。ただし、財産所有者との間で異なる合意がある又は本法典、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除く。

¹¹ 「地上権」は、原文では“quyền bề mặt”である（漢字に直訳すれば「表面権」）。

第2節 所有権、財産に対するその他の権利の保護

第163条 所有権、財産に対するその他の権利の保護

1. 何人も、所有権、財産に対するその他の権利を法律に反して制限され、剥奪されることはない。
2. 国防、安寧、又は国家の利益、緊急状態、天災の予防、防止の理由により真に必要な場合、国家は、組織、個人の財産を市場価格により強制買収し、又は補償付きで徴用することができる。

第164条 所有権、財産に対するその他の権利の保護措置

1. 所有者、財産に対するその他の権利を有する主体は、自己の権利を侵害する行為をするいかなる者に対しても、法令の規定に反しない措置により自ら保護し、阻止する権利を有する。
2. 所有者、財産に対するその他の権利を有する主体は、裁判所、その他の権限のある国家机关に対し、権利を侵害する行為をする者に財産の返還、所有権、財産に対するその他の権利の行使の不法な妨害行為の中止を強制するよう請求し、及び損害賠償を請求する権利を有する。

第165条 法令の根拠のある占有

1. 法令の根拠のある占有とは、次の場合における財産の占有である。
 - a) 所有者が財産を占有する。
 - b) ある者が所有者の委任を受けて財産を管理する。
 - c) ある者が法令の規定に合致する民事取引を通じて占有権限の引渡しを受ける。
 - d) ある者が、本法典の規定、関係法令のその他の規定に基づく条件に合致して、無主財産、所有者が誰であるかを確定することができない財産、紛失、遺失、埋蔵、隠匿、埋没、水没財産を発見し保有する。
 - d) ある者が、本法典の規定、関係法令のその他の規定に基づく条件に合致して、逸れた家畜、家禽、養殖水産物を発見し保有する。
 - e) 法令が規定するその他の場合
2. この条第1項の規定と合致しない財産の占有は、法令の根拠のない占有である。

第166条 財産の取戻権

1. 所有者、財産に対するその他の権利を有する主体は、法令の根拠のない占有者、財産使用者、財産に関して利益を得ている者から財産を取り戻す権利を有する。
2. 所有者は、当該財産に対するその他の権利を有している主体の占有から財産を取り戻す権利を有しない。

第 167 条 善意無過失の占有者から所有権登記が不要な動産を取り戻す権利

所有者は、善意無過失の占有者が財産の処分権を有しない者との無償契約を通じて所有権登記が不要な動産を得た場合、善意無過失の占有者から当該動産を取り戻す権利を有する；契約が有償の場合、当該動産が盗難、紛失、又はその他所有者の意思によらず占有されているときは、所有者は動産を取り戻す権利を有する。

第 168 条 善意無過失の占有者から所有権登記が必要な動産又は不動産を取り戻す権利

所有者は、善意無過失の占有者から所有権登記が必要な動産又は不動産を取り戻すことができる。ただし、本法典第 133 条 2 項に規定する場合を除く。

第 169 条 所有権、財産に対するその他の権利の行使に対する不法な妨害行為の中止請求権

所有権、財産に対するその他の権利を行使するに当たり、主体は、不法な妨害行為をする者に対して当該行為を中止すべきことを請求し、又は裁判所、その他の権限のある国家機関に対し、その者に違反行為の中止を強制するよう請求する権利を有する。

第 170 条 損害賠償請求権

所有者、財産に対するその他の権利を有する主体は、所有権、財産に対するその他の権利を侵害する行為をした者に対し、損害の賠償を請求する権利を有する。

第 3 節 所有権、財産に対するその他の権利の限界

第 171 条 緊急事態が生じた場合の所有者、財産に対するその他の権利を有する主体の権利及び義務

1. 緊急事態とは、公共の利益、自己又は他人の権利、合法的な利益を現に直接脅かしている危機を避けるために、阻止する必要がある損害より小さな損害を加える活動をするほか方法がない者が置かれた事態である。
2. 緊急事態においては、所有者、財産に対するその他の権利を有する主体は、危険又は生じるおそれがあるより大きな損害を阻止し、軽減するために、他人が自己の財産を使用するのを妨害し、あるいは他人が当該財産に損害を加えることを妨害してはならない。
3. 緊急事態において損害を加えることは、所有権、財産に対するその他の権利を侵害する行為ではない。緊急事態において損害を受けた所有者、財産に対するその他の権利を有する主体は、本法典第 595 条の規定に基づき、損害賠償を受けることができる。

第 172 条 環境を保護する義務

所有権、財産に対するその他の権利を行使する際、主体は、環境保護に関する法令の規定を遵守しなければならない。環境を汚染したときは、汚染を引き起こす行為を中止し、その悪影響を克服するための各措置を実施し、損害を賠償しなければならない。

第 173 条 社会秩序、安全を尊重、保障する義務

所有権、財産に対するその他の権利を行使する際、主体は、社会秩序、安全を尊重、保障しなければならない。権利を濫用して社会秩序、安全を失わせ、国家、民族の利益、公共の利益、他人の権利、合法的利益に損害を加えてはならない。

第 174 条 建設規則を尊重する義務

工作物を建てる時は、所有者、財産に対するその他の権利を有する主体は、建設に関する法令を遵守し、安全を保障しなければならない。建設に関する法令が規定する高さ、間隔を超過して建ててはならず、並びに隣接及び周辺の不動産である財産の所有者、財産に対するその他の利益を有する者の権利、合法的利益を侵害してはならない。

第 175 条 各不動産間の境界

1. 隣接する各不動産間の境界は、合意により又は権限のある国家機関の決定により確定される。

境界は、慣習により、又は争われずに 30 年間以上存在している境界により確定することもできる。

境界が水路、溝、堀、小溝、畦である場合も含め、土地を分ける境界標を浸し、占拠し、変更してはならない。全ての主体は、共通する境界を尊重し、維持する義務を有する。

2. 土地使用者は、法令の規定に合致する土地の境界から垂直方向に沿った空間及び地中を使用することができるが、他人の土地使用に影響を与えてはならない。

土地使用者は、自己の使用権に属する敷地内のみにおいて、確定された境界に従い、植栽及びその他の行為をすることができる；植物の根や植物の枝が境界を越えたときは、越えた部分の根を剪定し、枝を切断し、間引かなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 176 条 各不動産を隔する境界標

1. 不動産所有者は、自己の使用権に属する土地部分の上のみ、標柱、垣根を建て、植物を植え、仕切り塀を築くことができる。
2. 隣接不動産の各所有者は、各不動産を画する境界標とするため、境界上に標柱、垣根を建て、植物を植え、仕切り塀を築くことについて合意することができる；これらの境界標物は、当該各主体の共同所有となる。

境界標が一方当事者のみによって境界上に設置されたが、隣接不動産の所有者が同意する場合、異なる合意がある場合を除き、当該境界標は共同所有となり、建築費用は設置した当事者が負担する。隣接不動産の所有者が正当な理由により同意しないときは、標柱、垣根を建て、植物を植え、仕切り塀を築いた所有者は、取り除かなければならない。

- 共有の家屋の壁である境界標については、隣接不動産の所有者は、窓、通気口を設置し、又はその他の建築構造物を設置するために穴を開けることができない。ただし、隣接不動産の所有者が同意する場合を除く。

家屋は個別に建築されているが壁が相互に隣接する場合、所有者は境界までに限り、壁に穴を開け、建築構造物を設置することができる。

共有の境界標である植物については、各当事者は等しく保護の義務を負う；植物から収穫された天然果実は、異なる合意がある場合を除き、等しく分けられる。

第 177 条 損害を生じさせるおそれがある植物、工作物の場合における安全の保障

- 植物、建築物が隣接及び周辺の不動産に倒壊するおそれがある場合、財産所有者は直ちに、隣接及び周辺の不動産の所有者の請求に基づき、又は権限のある国家機関の請求に基づき、防止措置を講じ、植物を伐採し、建築物を修繕又は撤去しなければならない；任意に実施しないときは、隣接及び周辺の不動産の所有者は、権限のある国家機関に植物の伐採、取壊しを請求する権利を有する。植物の伐採、取壊しの費用は、植物、建築物の所有者が負担する。
- 井戸、池を掘り、又は地下施設を建設するときは、施設の所有者は、境界標から建築に関する法令が規定する一定の間隔を置いて掘り、建設しなければならない。
衛生施設、有毒物質貯蔵庫及びその他の工作物を建設し、それを使用することが環境汚染を引き起こす可能性があるときは、当該財産の所有者は、一定間隔かつ合理的な位置に境界壁を建築しなければならないが、その他の不動産の所有者に対し、衛生、安全及び悪影響を与えないことを保証しなければならない。
- この条第 1 項及び第 2 項に規定する隣接及び周辺の不動産の所有者に損害を生じさせた場合、植物、施設の所有者は賠償しなければならない。

第 178 条 隣接不動産へ面した扉の設置

- 家屋の所有者は、建築に関する法令の規定に基づき、隣の家屋、向かいの家屋及び共用道路へ面した出入口、窓の設置のみをすることができる。
- 共用道路に面した出入口、窓上の軒は、地表から 2.5 メートル以上離れていなければならない。

第 XII 章 占有

第 179 条 占有の概念

1. 占有とは、主体が、財産に対する権利を有する主体のように、直接又は間接的に財産を把持、支配することである。
2. 占有は、所有者の占有、所有者でない者の占有からなる。
所有者でない者の占有は、所有権確立の根拠となることができない。ただし、本法典第 228 条、第 229 条、第 230 条、第 231 条、第 232 条、第 233 条及び第 236 条に規定する場合を除く。

第 180 条 善意無過失占有

善意無過失占有とは、占有者が、自己が占有する財産に対する権利を有すると信じることにつき根拠のある占有である。

第 181 条 善意無過失でない占有

善意無過失でない占有とは、占有者が、自己が占有する財産に対する権利を有しないことを知り又は知るべきである占有である。

第 182 条 連続占有

1. 連続占有とは、当該財産に対する権利に関する紛争がなく一定期間行われる、又は紛争はあるが裁判所又はその他の権限のある国家機関の法的効果のある判決、決定によりまだ解決されていない占有であり、財産が他の占有者に引き渡されているときも含む。
2. 連続でない占有は、本法典第 184 条に規定される占有者の状態及び権利について推定する根拠とはみなされない。

第 183 条 公開占有

1. 公開占有とは、明白で秘匿されない方法で実施される；占有中の財産は性能、効用に従い使用され、及び占有者が自己の財産のように保管、保存する占有である。
2. 公開でない占有は、本法典第 184 条に規定される占有者の状態及び権利について推定する根拠とはみなされない。

第 184 条 占有者の状態及び権利の推定

1. 占有者は、善意無過失であると推定される。占有者が善意無過失でないと主張する者は誰でも、証明しなければならない。
2. 財産に対する権利について紛争がある場合、占有者は当該権利を有する者であると推定される。占有者と紛争のある者は、占有者が権利を有しないことを証明しなければならない。
3. 善意無過失、連続、公開の占有者は、本法典及びその他の関係法律の規定に基づき、権

利享受時効の適用を受け、及び財産がもたらす天然果実、法定果実を享受する。

第 185 条 占有の保護

占有が他人に侵害された場合、占有者は、侵害行為をした者に対し、行為の中止、原状回復、財産の返還及び損害賠償を請求し、又は裁判所、その他の権限のある国家機関に対し、その者に行為の中止、原状回復、財産の返還及び損害賠償を強制するよう請求する権利を有する。

第 XIII 章 所有権

第 1 節 所有権の内容

第 1 款 占有権限

第 186 条 所有者の占有権限

所有者は、自己の財産を把持、支配するため自己の意思に従いあらゆる行為を行うことができるが、法令、社会道徳に反してはならない。

第 187 条 所有者から財産管理を委任された者の占有権限

1. 所有者から財産管理を委任された者は、所有者が確立した範囲において、所有者が確立した方法、期間に従って、当該財産の占有を行う。
2. 所有者から財産管理を委任された者は、本法典第 236 条の規定に基づき引き渡された財産の所有者になることはできない。

第 188 条 民事取引を通じて財産の引渡しを受けた者の占有権限

1. 所有者が、他人に対し、内容に所有権の移転を含まない民事取引を通じて財産を引き渡したときは、財産の引渡しを受けた者は、取引の目的、内容に合致するよう財産を占有しなければならない。
2. 財産の引渡しを受けた者は、引き渡された財産の使用権限を有し、所有者の合意があれば、当該財産の占有権限、使用権限を他人に移転することができる。
3. 財産の引渡しを受けた者は、本法典第 236 条の規定に基づき引き渡された財産の所有者になることはできない。

第 2 款 使用権限

第189条 使用権限

使用権限とは、財産の効用を開発し、天然果実、法定果実を享受する権限である。
使用権限は、合意又は法令の規定に基づき他人に移転されることができる。

第190条 所有者の使用権限

所有者は、自己の意思に従い財産を使用することができるが、国家、民族の利益、公共の利益、他人の権利及び合法的な利益に損害を加え又は影響を与えてはならない。

第191条 所有者でない者の使用権限

所有者でない者は、所有者との合意に基づき又は法令の規定に基づき財産を使用することができる。

第3款 処分権限

第192条 処分権限

処分権限とは、財産所有権を移転し、所有権を放棄し、財産を消費し又は滅失する権限である。

第193条 処分権限の行使の条件

財産の処分は、民事行為能力を有する者が、法令の規定に反せずになされなければならない。

法令が財産の処分の手順、手続を規定する場合、その手順、手続に従わなければならない。

第194条 所有者の処分権限

所有者は、売却、交換、贈与、消費貸、遺贈、所有権放棄、消費、滅失又は財産に関する法令の規定に合致するその他の各処分形式を行う権限を有する。

第195条 所有者ではない者の処分権限

財産の所有者でない者は、所有者の委任又は法律の規定のみに基づき財産の処分権限を有する。

第196条 処分権限の制限

1. 処分権限は、法律が規定する場合においてのみ制限される。
2. 売却財産が、文化遺産法の規定に基づく歴史的、文化的遺産に属する財産である場合、国家は優先的に購入する権利を有する。
個人、法人が法令の規定に基づき一定の財産につき優先購入権を有する場合、財産を売

却するとき、所有者は、当該各主体に対する優先購入権を確保しなければならない。

第2節 所有形態

第1款 全人民所有

第197条 全人民所有に属する財産

土地、水資源、鉱物資源、海域、空域における利権、その他の天然資源及び国が投資、管理する財産は、全人民の所有に属する公財産であり、国が所有者を代表し、統一的に管理する。

第198条 全人民所有に属する財産に対する所有者の権利行使

1. ベトナム社会主義共和国は、全人民所有に属する財産に対する所有者の代表であり、権利を行使する。
2. 政府は、全人民所有に属する財産を統一的に管理し、目的に従った効果的で無駄のない使用を保証する。

第199条 全人民所有に属する財産の占有、使用、処分

全人民所有に属する財産の占有、使用、処分は、法令が規定する範囲において、その規定する順序に従って行われる。

第200条 企業に投資された財産に対する全人民所有権の行使

1. 全人民所有に属する財産が企業に投資されたときは、企業に関する法令の規定、企業における生産、経営へ国家が投資する資本の管理、使用に関する法令の規定及び関連法令のその他の規定に基づき、国家が当該財産に対する所有者の権利を行使する。
2. 企業は、関係法令の規定に基づき、国家が投資した資本、土地、資源及びその他の各財産の管理、使用を行う。

第201条 国家機関、人民武装部隊に交付された財産に対する全人民所有権の行使

1. 全人民所有に属する財産が国家機関、武装部隊に交付されたときは、国家が当該財産の管理、使用について検査、監察権を行使する。
2. 国家機関、武装部隊は、法令の規定に基づき、国家から交付を受けた財産の目的に沿った管理、使用を行う。

第202条 政治組織、政治 - 社会組織、政治社会 - 職業組織、社会組織、社会 - 職業組織

に交付された財産に対する全人民所有権の行使

1. 全人民所有に属する財産が政治組織, 政治 - 社会組織, 政治社会 - 職業組織, 社会組織, 社会 - 職業組織に交付されたときは, 国家が当該財産の管理, 使用について検査, 監察権を行使する。
2. 政治組織, 政治 - 社会組織, 政治社会 - 職業組織, 社会組織, 社会 - 職業組織は, 法令が規定する目的, 範囲に沿って, 方法, 手順に従い, 定款において規定される職務, 任務に合致するように, 国家から交付を受けた財産の管理, 使用を行う。

第 203 条 個人, 法人の全人民所有に属する財産を使用, 開発する権利

個人, 法人は, 目的に沿って, 効果的に, 土地を使用し, 水産資源, 天然資源及びその他の全人民所有に属する各財産の利権を開発することができ, 法令の規定に基づく国家に対する義務を完全に実施する。

第 204 条 未だ個人, 法人に管理が委ねられていない全人民所有に属する財産

全人民所有に属する財産で, 未だ個人, 法人に管理が委ねられていないものについては, 政府が保護, 調査, 検討及び開発計画の立案を行う。

第 2 款 単独所有

第 205 条 単独所有及び単独所有に属する財産

1. 単独所有とは, 一人の個人又は一つの法人の所有である。
2. 単独所有に属する合法的財産は, 数量, 価値について制限を受けない。

第 206 条 単独所有に属する財産の占有, 使用, 処分

1. 所有者は, 単独所有に属する財産を, 生活, 消費, 生産, 経営の需要に資するため及びその他の不法でない目的のため, 占有, 使用, 処分する権利を有する。
2. 単独所有に属する財産の占有, 使用, 処分は, 国家, 民族の利益, 公共の利益, 他人の権利及び合法的な利益に損害を加え又は影響を与えてはならない。

第 3 款 共同所有

第 207 条 共同所有及び各種共同所有

1. 共同所有とは, 財産に対する複数の主体の所有である。
2. 共同所有は, 持分のある共同所有及び合一共同所有からなる。

第 208 条 共同所有権の確立

共同所有権は、合意、法令の規定又は慣習に基づいて確立される。

第 209 条 持分のある共同所有

1. 持分のある共同所有とは、共有財産に対するそれぞれの所有持分が確定される共同所有である。
2. 持分を有するそれぞれの共同所有者は、異なる合意がある場合を除き、共同所有に属する財産に対して自己の所有持分に相応する権利、義務を有する。

第 210 条 合一共同所有

1. 合一共同所有とは、共有財産に対するそれぞれの共同所有者の所有持分が確定されない共同所有である。
合一共同所有は、分割することができる合一共同所有及び分割することができない合一共同所有からなる。
2. 各合一共同所有者は、共同所有に属する財産について同等の権利、義務を有する。

第 211 条 共同体の共同所有

1. 共同体の共同所有とは、一族、トン、アップ、バン、ラン、ブオン、フム、ソク、宗教共同体及びその他の住民共同体の、共同体の合法的な共通の利益の満足を目的とする、慣習により形成される財産、共同体の各構成員がお互いのために拠出、寄付、贈与した財産、又は法令の規定に合致するその他の各財産の所有である。
2. 共同体の各構成員は、合意又は慣習に従い、共同体の共通の利益のために共に共有財産を管理、使用、処分するが、法律の禁止事項に違反し、社会道徳に反してはならない。
3. 共同体の共有財産は、分割することができない合一共有財産である。

第 212 条 家族の各構成員の共同所有

1. 同居する家族の各構成員の共有財産は、各構成員が拠出し、共に創設した財産、並びに本法典、その他の関係法律の規定に基づき所有権を確立したその他の財産からなる。
2. 家族の各構成員の共同財産の占有、使用、処分は、合意の方式に従って行われる。不動産、登記のある動産である財産、家族の主要な収入源である財産を処分する場合、完全民事行為能力を有する成年者である家族の全構成員の合意がなければならない。ただし、法律に異なる規定がある場合を除く。
合意がない場合、本法典及びその他の関係法律に規定される持分のある共同所有に関する規定を適用する。ただし、本法典第 213 条に規定する場合を除く。

第 213 条 夫婦の共同所有

1. 夫婦の共同所有は、分割することができる合一共同所有である。
2. 夫婦は、互いに共有財産を創出し、発展させる；共有財産の占有、使用、処分において同等の権利を有する。
3. 夫婦は、共有財産に対する占有、使用、処分について合意し又は相互に委任する。
4. 夫婦の共有財産は、合意又は裁判所の決定に基づき分割することができる。
5. 夫婦が、婚姻及び家族に関する法令の規定に基づく合意に従った財産制度を選んだ場合、夫婦の共有財産は、当該財産制度に従って適用される。

第 214 条 共同住宅の共同所有

1. 住宅法の規定に基づく共同住宅内の共用の面積部分、設備及びその他の各財産は、当該住宅の各戸の所有者全員の合一共同所有に属し、分割しない。ただし、法律に異なる規定がある又は所有者全員に異なる合意がある場合を除く。
2. 共同住宅内の各戸の所有者は、この条第 1 項に規定する財産の管理、使用について同等の権利、義務を有する。ただし、法律に異なる規定がある又は異なる合意がある場合を除く。
3. 共同住宅が滅失した場合、共同居宅¹²の所有者の権利は、法律の規定に基づき行使される。

第 215 条 混合共同所有

1. 混合共同所有とは、相互に異なる経済セクターに属する各所有者が、収益を得るために生産、経営に出資する財産に対する所有をいう。
2. 各所有者の出資金から生じた財産、生産、経営活動又は法令の規定に合致するその他の源泉から得た合法的収益は、混合共同所有に属する財産である。
3. 混合共同所有に属する財産の占有、使用、処分は、本法典第 209 条の規定並びに出資、生産、経営の組織、活動、財産に対する経営、管理、運営、責任及び利益分配に関する法令の規定を遵守しなければならない。

第 216 条 共有財産の管理

各共同所有者は、異なる合意がある又は法令に異なる規定がある場合を除き、全員一致の原則に基づいて共有財産を共に管理する。

¹² 「共同居宅」は、原文では“căn hộ chung cư”である。本法典でこの一か所しか使用されていない用語であるが、おそらく前項に規定する共同住宅内の各戸のことを指すと思われる。

第 217 条 共有財産の使用

1. 持分を有する共同所有者はそれぞれ、異なる合意又は法令に異なる規定がある場合を除き、自己の所有持分に応じて共有財産の効用を開発し、天然果実、法定果実を享受する権利を有する。
2. 合一共同所有者は、共有財産の効用の開発、天然果実、法定果実の享受についてそれぞれ同等の権利を有する。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 218 条 共有財産の処分

1. 持分のある共同所有者は、各自の所有持分を処分する権利を有する。
2. 合一共有財産の処分は、各共同所有者の合意又は法令の規定に基づき行われる。
3. 持分のある共同所有者の一人が自己の所有持分を売却する場合、他の共同所有者は優先的に購入する権利を有する。

他の各共同所有者が売却及び各売却条件について通知を受けた日から、不動産である共有財産については 3 か月以内、動産である共有財産については 1 か月以内に、いずれの共同所有者も購入しない場合、当該所有者はその他の者に売却する権利を得る。通知は文書により表現されなければならない。他の共同所有者に対する各売却条件は、共同所有者でない者に対する売却条件と同様のものでなければならない。

所有持分を売却したが、優先的に購入する権利に関する違反がある場合、優先的に購入する権利に関する違反を発見した日から 3 か月以内に、各共同所有者のうち持分を有する共同所有者は、裁判所に対し、買主の権利及び義務を自己に移転するよう請求する権利を有する。故意過失により損害を生じさせた者は、損害を賠償しなければならない。

4. 不動産に対する共同所有者のうちいずれか一人が自己の所有持分を放棄した場合、又は一人が死亡して相続人がいない場合、その所有持分は国家へ帰属する。ただし、共同体の共同所有の場合は、残りの各共同所有者の共同所有に属する。
5. 動産に対する共同所有者のうちいずれか一人が自己の所有持分を放棄した場合、又は一人が死亡して相続人がいない場合、その所有持分は残りの各所有者の共同所有に属する。
6. 所有者全員が共有財産に対する自己の所有権を放棄した場合、所有権の確立は本法典第 228 条の規定に基づき適用される。

第 219 条 共同所有に属する財産の分割

1. 共同所有が分割することができる場合、共同所有者はそれぞれ、共有財産の分割を請求する権利を有する；各共同所有者の合意又は法律の規定に基づき共同所有の状態が一定期間維持されなければならないときは、共同所有者はそれぞれ、当該期間が満了した時に初めて、共有財産の分割を請求する権利を有する。共有財産を現物で分割することができない場合、分割を請求する共同所有者は自己の持分を売却する権利を有する。ただし、各共同所有者に異なる合意がある場合を除く。

2. 共同所有者のうち一人に対して弁済義務の履行を請求する者がおり、当該共同所有者が固有の財産を有しない又は固有の財産が弁済に十分でないときは、請求者は、法令に異なる規定がある場合を除き、共有財産の分割を請求し、共有財産の分割に参加する権利を有する。

所有持分を現物で分割することができない、又はこの分割に残りの各共同所有者が反対する場合、権利者は義務者に対し、弁済義務を履行するためにその所有持分を売却するよう請求する権利を有する。

第 220 条 共同所有の終了

共同所有は、次の場合に終了する。

1. 共有財産が分割された
2. 共同所有者のうちいずれか一人が共有財産全部を取得した
3. 共有財産がなくなった
4. 法律の規定に基づくその他の場合

第 3 節 所有権の確立，消滅

第 1 款 所有権の確立

第 221 条 所有権の確立根拠

所有権は、以下の場合において、財産に対して確立される。

1. 労働，合法的生産，経営活動，知的所有権の対象に向けた創造的活動による。
2. 合意又は裁判所，その他の権限のある国家機関の判決，決定に基づき移転を受ける。
3. 天然果実，法定果実を収受する。
4. 付合，混和，加工により新たな財産を造成する。
5. 相続を受ける。
6. 無主財産，所有者を確定することができない財産；発見された埋蔵，隠匿，埋没，水没財産；他人が紛失，遺失した財産；逸れた家畜，家禽，自然に移動した養殖水産物に対して法令が規定する各条件において占有する。
7. 本法典第 236 条の規定に基づき財産を占有して利益を得る¹³。
8. 法律が規定するその他の場合

第 222 条 労働，合法的生産，経営活動，知的所有権の対象に向けた創造的活動から得ら

¹³ この項では、占有者と利益を得る者が同一人であることを前提とするかのような表現が用いられているが、第 236 条では別人であるかのような表現が用いられているため、詳細は不明である。

れた財産に対する所有権の取得

労働、合法的生産、経営活動を行う者は、その労働、合法的生産、経営活動から得られた財産に対し、その財産を得られた時点から所有権を有する。

創造的活動を行う者は、知的所有法の規定に基づき、創造的活動から得られた財産に対する所有権を有する。

第 223 条 契約に基づく所有権の取得

売買、贈与、交換、消費貸借又は法令の規定に基づくその他の所有権移転契約を通じて財産の交付を受けた者は、その財産に対する所有権を有する。

第 224 条 天然果実、法定果実に対する所有権の取得

所有者、財産使用者は、合意又は法令の規定に基づき、天然果実、法定果実を得た時点からその天然果実、法定果実に対する所有権を有する。

第 225 条 付合の場合における所有権の確立

1. 相互に異なる複数の所有者の財産がお互いに付合して分割できない物となり、付合した財産を主物又は従物であると確定することができない場合、新しく生まれた物は、当該各所有者の共同所有に属する。付合した財産が主物及び従物であるときは、新しく生まれた物は、新しい物が生まれた時点から主物の所有者に属し、新しい財産の所有者は、従物の所有者にその従物の価値分を精算しなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. ある者が他人の動産である財産を自己の動産である財産に付合させたときは、その財産が自己のものでないこと、また附合された財産の所有者の同意がないことを知っていた、又は知るべきであったかどうかにかかわらず、付合された財産の所有者は、次のいずれかの権利を有する。
 - a) 財産を付合した者に対して新しい財産を自己に引き渡すよう請求し、付合した者に対してその者の財産の価値分を精算する。
 - b) 新しい財産を受け取らない場合、付合した者に対して自己の財産の価値分を精算し、損害を賠償するよう請求する。
 - c) 法律の規定に基づくその他の権利
3. ある者が他人の動産である財産を自己の不動産である財産に付合したときは、その財産が自己のものでなく付合された財産の所有者の同意もないことを知っていた、又は知るべきであったかどうかにかかわらず、付合された財産の所有者は、次のいずれかの権利を有する。
 - a) 付合した者に対して自己の財産の価値分を精算し、損害を賠償するよう請求する。
 - b) 法律の規定に基づくその他の権利

4. ある者が自己の動産である財産を他人の不動産に付合したときは、不動産の所有者は、付合した者に対し、違法に付合した財産を取り除いて損害を賠償するよう請求する又は財産を維持して付合した者へ付合財産の価値を清算する権利を有する。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 226 条 混和の場合における所有権の確立

1. 相互に異なる複数の所有者の財産がお互いに混和して分割できない新しい物になった場合、新しい物は、混和の時点から当該各所有者の共同所有に属する財産となる。
2. 他人の財産を自己の財産に混和した場合、当該財産が自己のものでないこと、また混和された財産の所有者の同意がないことを知っていた、又は知るべきであったかどうかにかかわらず、混和された財産の所有者は、次のいずれかの権利を有する。
 - a) 混和した者に対して新しい財産を自己に引き渡すよう請求し、混和した者に対してその者の財産の価値分を精算する。
 - b) 新しい財産を受領しないときは、混和した者に自己の財産の価値分を精算し、損害を賠償するよう請求する。

第 227 条 加工の場合における所有権の確立

1. 新しい物を作り出すための加工に用いた原材料の所有者は、新しく作り出された物の所有者となる。
2. 他人の所有に属する原材料を善意無過失で使用して加工した者は、新しい財産の所有者となるが、その原材料の所有者に原材料の価値分を精算し、損害を賠償しなければならない。
3. 加工した者が善意無過失でない場合、原材料の所有者は新しい物を引き渡すよう請求する権利を有する。原材料の所有者が複数あるときは、これらの者は、新しく作り出された物に対して各自の原材料の価値に相応する持分を持つ所有者となる。善意無過失でなく加工された原材料の所有者は、加工者に対し損害賠償を請求する権利を有する。

第 228 条 無主財産、所有者を確定することができない財産に対する所有権の確立

1. 無主財産とは、所有者が当該財産に対する所有権を放棄した財産である。

動産である無主財産を発見した者、管理している者¹⁴は、法律に異なる規定がある場合を除き、当該財産の所有権を取得する；財産が不動産であるときは、国家に帰属する。
2. 所有者が誰であるかを確定することができない財産を発見した者は、公開通知して所有者が引き取ることができるように、最寄りの地にある社級人民委員会又は社級公安に通知し、又は引き渡さなければならない。

¹⁴ 発見者と管理者が別人であることを前提とするかのような表現が用いられているが、その場合、どちらが所有権を取得するのか優先関係は不明である。

引渡しは、調書を作成して行い、引渡人及び受領者の氏名、住所、引き渡された財産の状態、数量、重量を記載しなければならない。

財産を受け取った社級人民委員会又は社級公安は、発見者に対して所有者確定の結果を通知しなければならない。

公開通知をした日から1年が経過しても動産である財産の所有者が誰であるかを確定することができないときは、当該動産に対する所有権は財産の発見者に帰属する。

公開通知をした日から5年が経過しても不動産である財産の所有者が誰であるかを確定することができないときは、当該不動産は国家に帰属する；発見者は法令の規定に基づき一定の報奨金を受ける。

第229条 発見された埋蔵、隠匿、埋没、水没財産に対する所有権の確立

1. 埋蔵、隠匿、埋没、水没された財産を発見した者は、直ちに所有者に通知し、又は返還しなければならない；所有者が誰であるかが分からないときは、法令の規定に基づき、最寄りの地にある社級人民委員会若しくは社級公安又はその他の権限のある国家機関に通知し、又は引き渡さなければならない。
2. 発見された埋蔵、隠匿、埋没、水没財産の所有者がいない又は所有者が誰であるかを確定することができない場合、搜索、保管費用を控除した後、その財産に対する所有権は次のとおり確定される。
 - a) 発見された財産が文化遺産法の規定に基づく歴史的、文化的遺産に属する財産である場合、国家に帰属する；当該財産を発見した者は、法令の規定に基づき一定の報奨金を受ける。
 - b) 発見された財産が文化遺産法の規定に基づく歴史的、文化的遺産に属する財産でなく、国家が規定する基礎賃金額の十倍以下の価値であるときは、発見者の所有に属する；発見された財産が国家の規定する基礎賃金額の十倍を超える価値であるときは、発見者は、国家の規定する基礎賃金額の十倍に等しい価値、及び国家の規定する基礎賃金額の十倍を超える部分の価値の50パーセントを受け、残りの価値部分は国家に帰属する。

第230条 他人が紛失、遺失した財産に対する所有権の確立

1. 他人が紛失、遺失した財産を発見した者は、紛失者又は遺失者の住所が分かるときは、その者に通知し、又はその財産を返還しなければならない；紛失者又は遺失者の住所が分からないときは、公開通知して所有者が引き取ることができるように、最寄りの地にある社級人民委員会又は社級公安に通知し、又は引き渡さなければならない。

財産を受け取った社級人民委員会又は社級公安は、引き渡した者に対し、所有者確定の結果を知らせなければならない。
2. 第三者が紛失、遺失した財産について公開通知をした日から1年が経過しても所有者が誰であるかを確定できない、又は所有者が引き取りに来ないときは、その財産に対する所

有権は次のとおり確定される。

- a) 紛失、遺失財産が国家の規定する基礎賃金額の十倍以下の価値である場合、拾得者は本法典及び関係法令のその他の規定に基づき、その財産に対する所有権を確立することができる；財産が国家の規定する基礎賃金額の十倍を超える価値である場合、保管費用を控除した後、拾得者は、国家の規定する基礎賃金額の十倍に等しい価値、及び国家の規定する基礎賃金額の十倍を超える部分の価値の 50 パーセントを受け、残りの価値部分は国家に帰属する。
- b) 紛失、遺失財産が文化遺跡法の規定に基づく歴史的、文化的遺産に属する財産である場合、当該財産は国家に帰属する；拾得者は、法令の規定に基づき一定の報奨金を受ける。

第 231 条 逸れた家畜に対する所有権の確立

1. 逸れた家畜を捕まえた者は、飼育し、公開通知して所有者が引取りに来ることができるように、その者の居住地の社級人民委員会に直ちに通知しなければならない。公開通知をした日から 6 か月が経過した、又は慣習に従い家畜を 1 年間放し飼いにしたときは、家畜及び飼育期間中に生まれた家畜に対する所有権は家畜を捕まえた者に帰属する。
2. 所有者が逸れた家畜を引き取った場合、家畜を捕まえた者に対し、飼育費用及びその他の費用を精算しなければならない。逸れた家畜の飼育期間中に家畜が子を生んだ場合、家畜を捕まえた者は、生まれた家畜の半数又は生まれた家畜の価値の 50 パーセントを享受することができるが、故意に家畜を死亡させたときは、損害を賠償しなければならない。

第 232 条 逸れた家禽に対する所有権の確立

1. ある者の家禽が逸れ、他人が捕まえた場合、捕まえた者は、家禽の所有者が引き取ることができるように公開通知しなければならない。公開通知した日から 1 か月が経過したが引き取りに来る者がいないときは、家禽に対する所有権及び飼育期間中に家禽が生み出す天然果実は家禽を捕まえた者に帰属する。
2. 所有者が逸れた家禽を引き取った場合、家禽を捕まえた者に対し、飼育費用及びその他の費用を精算しなければならない。逸れた家禽の飼育期間中、家禽を捕まえた者は、家禽が生み出す天然果実を享受することができるが、故意に家禽を死亡させたときは、損害を賠償しなければならない。

第 233 条 養殖水産物に対する所有権の確立

人の養殖水産物が他人の水田、池、湖へ自然に移動した場合、当該水田、池、湖を有する者の所有に属する。養殖水産物に自己の所有には属しない養殖物である確定することができる独自の印がある場合、当該水田、池、湖を有する者は、所有者が引き取ることができる

ように公開通知しなければならない。公開通知をした日から1か月が経過したが引き取りに来る者がいないときは、当該養殖水産物の所有権は水田、池、湖を有する者に帰属する。

第234条 相続を受けることによる所有権の確立

相続人は、本法典第四編の規定に基づき、相続財産に対する所有権を確立することができる。

第235条 裁判所、その他の権限のある国家機関の判決、決定に基づく所有権の確立

所有権は、裁判所、その他の権限のある国家機関の法的効力を有する判決、決定に基づき確立され得る。

第236条 法令の根拠なしに財産を占有し、利益を得ることによる時効に基づく所有権の確立

法令の根拠はないが、動産については10年間、不動産については30年間、善意無過失、連続、公開的に占有する者、財産に関して利益を得る者¹⁵は、占有を開始した日から当該財産の所有者となる。ただし、本法典、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除く。

第2款 所有権の消滅

第237条 所有権の消滅根拠

所有権は、次の場合において消滅する。

1. 所有者が自己の所有権を他人に移転した。
2. 所有者が自己の所有権を放棄した。
3. 財産が消費され又は滅失した。
4. 財産が所有者の義務の履行のため処分された。
5. 財産が強制買収された。
6. 財産が没収された。
7. 財産につき本法典の規定に基づき他人に対する所有権が確立された。
8. 法律が規定するその他の場合

第238条 所有者による自己の所有権の他人への譲渡

所有者が、売買、交換、贈与、貸借、消費貸借契約、法令の規定に基づくその他の所有権移転契約を通じて又は相続を通じて自己の所有権を他人に移転した場合、その者の財産に

¹⁵ この項では、占有者と利益を得る者が別人であることを前提とするかのような表現が用いられているが、第221条7項では同一人であることを前提とするかのような表現が用いられているため、詳細は不明である。

対する所有権は、移転を受けた者の所有権が生じる時点で消滅する。

第 239 条 所有権の放棄

所有者は、公開的に宣言する又は財産に対する占有、使用及び処分権を自ら放棄することを明らかにする行為をすることによって、自己の財産に対する所有権を自ら消滅させることができる。

社会の秩序、安全に害を与え、環境を汚染する可能性のある財産の放棄については、所有権の放棄は法令の規定を遵守しなければならない。

第 240 条 他人に対する所有権が確立された財産

所有者を確定することができない財産；発見された埋蔵、隠匿、埋没、水没財産；紛失、遺失財産；逸れた家畜、家禽；自然に移動した養殖水産物につき、本法典第 228 条から第 233 条までの各規定に基づき他人に対する所有権が確立されたときは、当該財産を有していた者の所有権は消滅する。

占有者、財産に関して利益を得ていた者の所有権が本法典第 236 条の規定又は関係法令のその他の規定に基づき確立されたときは、占有されていた財産を有する者の所有権は消滅する。

第 241 条 所有者の義務の履行のための財産の処分

1. 裁判所又はその他の権限のある国家機関の決定に基づいて財産が所有者の義務の履行のために処分されたときは、法令に異なる規定がある場合を除き、その財産に対する所有権は消滅する。
2. 所有者の義務の履行のための財産の処分は、法令の規定により差押えの対象とならない財産については適用しない。
3. 所有者の義務の履行のために処分された財産に対する所有権は、その財産を受領する者の所有権が生じた時点で消滅する。
4. 土地所有権の処分は、土地に関する法令の規定に基づいて実施される。

第 242 条 消費された又は滅失した財産

財産が消費された又は滅失したときは、その財産に対する所有権は消滅する。

第 243 条 強制的に買収された財産

国家が法律の規定に基づき財産を強制的に買収されたときは、所有者の財産に対する所有権は、権限のある国家機関の決定が法的効力を生じた時点で消滅する。

第 244 条 没収された財産

犯罪、行政違反により所有者の財産が没収され、国庫に入れられる場合、その財産に対する所有権は、裁判所、その他の権限のある国家機関の判決、決定が法的効力を生じた時点で消滅する。

第 XIV 章 財産に対するその他の権利

第 1 節 隣接不動産に対する権利

第 245 条 隣接不動産に対する権利

隣接不動産に対する権利とは、他人の所有権に属する他の不動産（以下「権利享受不動産」という。）の開発に役立てることを目的として、ある不動産（以下「権利負担不動産」という。）上で行使される権利である。

第 246 条 隣接不動産に対する権利の確立根拠

隣接不動産に対する権利は、法律の規定、合意又は遺言に基づき、自然の地形により確立される。

第 247 条 隣接不動産に対する権利の効力

隣接不動産に対する権利は、全ての個人、法人に対して効力を有し、不動産が譲渡されたときは引き継がれる。ただし、関係法律に異なる規定がある場合を除く。

第 248 条 隣接不動産に対する権利の行使の原則

隣接不動産に対する権利の行使は各当事者の合意に従う。各当事者が合意しない場合、次の各原則に従って行使される。

1. 全ての権利享受不動産及び権利負担不動産の使用目的に合致して、権利享受不動産の開発の合理的な需要を確保する。
2. 権利負担不動産に対する権利を濫用してはならない。
3. 権利享受不動産に対する権利の行使を妨害し、又は困難にする行為を実施してはならない。

第 249 条 隣接不動産に対する権利の行使の変更

権利負担不動産の使用、開発に関する変更により権利享受不動産に対する権利の行使を変更する場合、権利負担不動産の所有者は、合理的な期間において権利享受不動産の所有者に事前に通知しなければならない。権利負担不動産の所有者は、この変更に合致した権利享受不動産の所有者に便宜な条件を整えなければならない。

第 250 条 雨水の排水における所有者の義務

建物、その他の建築物の所有者は、雨水が自己の建物、建築物の屋根から隣接不動産所有者の不動産に流れ落ちないように、導水管を設置しなければならない。

第 251 条 下水の排水における所有者の義務

建物、その他の建築物の所有者は、下水が隣接不動産所有者の不動産、公共道路又は公共生活の場所に流れ込まないように、規定された場所まで下水を導くための地下水路又は下水溝を設置しなければならない。

第 252 条 隣接不動産を超えた給排水に関する権利

ある不動産の自然の位置のため、他の不動産を超えて給排水せざるを得ない場合、水流が通過する不動産の所有主は、適切な給排水路を確保しなければならず、水流を妨害又は阻止してはならない。

給排水路を使用する者は、導水管を設置するときは、水流が通過する不動産の所有者に対する損害の程度が最少になるように限定しなければならない；損害が生じたときは、賠償しなければならない。水が高い位置から低い位置に自然に流れ落ち、水流が通過する不動産の所有者に損害を生じさせた場合、給排水路を使用する者は損害を賠償する必要はない。

第 253 条 工作における灌水、排水に関する権利

耕作地の使用权を有する者は、灌水、排水の需要があるときは、周辺の土地使用者に対し、自己に灌水、排水に適切で便利な導水路を置くよう請求する権利を有する；請求を受けた者は当該請求に応じる義務を有する；導水路の使用者が周辺の土地使用者に損害を加えたときは、賠償しなければならない。

第 254 条 通過路に関する通路

1. 他の所有者の不動産に囲まれ、公共の道路に出る通路がない又は十分でない不動産を有する所有者は、囲んでいる不動産の所有者に対し、その土地部分の上に自己のために合理的な通路を確保するよう請求する権利を有する。

通路は、地点の具体的な特質、囲まれた不動産の利益、通路を開設する不動産に対する損害が最も少なくなることを考慮し、最も便利で合理的と考えられる隣接不動産上に開設される。

通過に関する権利享受不動産の所有者は、権利負担不動産の所有者に対して補償しなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。

2. 通路の位置、長さ、幅、高さの限界は、各当事者の合意により、通行の便宜を保証し、各当事者に与える迷惑が最少になるようにする；通路について紛争があるときは、裁判所、

その他の権限のある国家機関に対し、確定するよう請求する権利を有する。

3. 不動産が複数の部分に分割されて相互に異なる所有者、使用者に与えられる場合、分割する時は、この条第2項の規定に基づき、内側の者に必要な通路を無償で与えなければならない。

第255条 他の不動産を通過する送電線、通信線の設置

不動産の所有者は、合理的な方法により別の所有者の不動産を通過して送電線、通信線を引く権利を有するが、当該所有者の安全及び便宜を保証しなければならない。損害が生じた時は、賠償しなければならない。

第256条 隣接不動産に対する権利の消滅

隣接不動産に対する権利は、次の場合において消滅する。

1. 権利享受不動産及び権利負担不動産が一人の所有権に属する。
2. 不動産の使用、開発が権利を享受する需要を失った。
3. 各当事者の合意による。
4. 法律の規定に基づくその他の場合

第2節 享用権

第257条 享用権

享用権は、他の主体の所有権に属する財産に対し、一定の期間において効用を開発し、天然果実、法定果実を享受することができる主体の権利をいう。

第258条 享用権の確立根拠

享用権は、法律の規定に基づき又は合意若しくは遺言に基づき確立される。

第259条 享用権の効力

享用権は、財産の引渡しを受けた時点から確立される。ただし、異なる合意がある又は関係法律に異なる規定がある場合を除く。

確立された享用権は全ての個人、法人に対して効力を有する。ただし、関係法律に異なる規定がある場合を除く。

第260条 享用権の期限

1. 享用権の期限は、各当事者の合意又は法律に規定するところによるが、享用者が個人であるときは最長で当初の享用者が死亡するまでとし、当初の享用者が法人であるときは法人が存在を終えるまでとし、ただし最長30年までとする。

2. 享用者は、この条第1項に規定する期限内において、享用権を他人に賃貸する権利を有する。

第261条 享用者の権利

1. 自ら又は他人をして、享用権の対象を開発し、使用し、天然果実、法定果実を収益する。
2. 財産所有者に対し、本法典第263条4項の規定に基づき財産の修繕義務の履行を請求する；財産所有者に代わって義務を履行する場合、財産所有者に対し、費用の返済を請求する権利を有する。
3. 財産に対する享用権を賃貸する。

第262条 享用者の義務

1. 現状に従って財産を受領し、法律に規定があるときは登記をする。
2. 財産の効用、使用目的に合致して財産を開発する。
3. 財産を自己の財産のように保存、保管する。
4. 通常の使用を保証するため定期的に財産の保守、修繕を行う；財産の保管に関する技術的な要求に合致するように又は慣習に従って財産の状態を回復し、自己の義務を十分果たさなかったことにより財産に生じた悪影響を克服する。
5. 享用期限が満了したときに財産を所有者に返還する。

第263条 財産所有者の権利及び義務

1. 財産を処分する。ただし、確立された享用権を変更するような処分はできない。
2. 享用者が自己の義務に重大に違反した場合において、裁判所に対して享用権のはく奪を請求する。
3. 享用者の権利、合法的利益を阻害し、困難を生じさせ又は侵害をするその他の行為を行ってはならない。
4. 財産が使用できなくなる又は財産の効用、価値の全部が失われるに至るまで著しく痛まないようにするために財産の修繕義務を実施する。

第264条 天然果実、法定果実の享受権

1. 享用者は、享用権が効力を有する期間において、この権利の対象である財産から得られた天然果実、法定果実に対する所有権を有する。
2. 享用権が消滅したが天然果実、法定果実の収穫期が未到来の場合、天然果実、法定果実の収穫期が到来したときは、享用者は、その者が享用権を有していた期間に相応する天然果実、法定果実の価値を享受することができる。

第 265 条 享用権の消滅

享用権は、次の場合において消滅する。

1. 享用権の期限が満了した。
2. 各当事者の合意に基づく。
3. 享用者が享用権の対象である財産の所有者になった。
4. 享用者が享用権を放棄する又は法律の規定する期間行使しない
5. 享用権の対象である財産が残っていない。
6. 裁判所の決定による。
7. 法律の規定に基づくその他の根拠

第 266 条 享用権消滅時の財産の返還

享用権の対象である財産は、享用権が消滅したときは所有者に返還されなければならない。ただし、異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除く。

第 3 節 地上権

第 267 条 地上権

地上権とは、他の主体に使用権が帰属する土地、水面、土地及び水面上の空間並びに地下空間に対する、ある主体の権利をいう。

第 268 条 地上権の確立根拠

地上権は、法律の規定に基づき又は合意若しくは遺言に基づき確立される。

第 269 条 地上権の効力

地上権は、土地使用者が、土地、水面、土地及び水面上の空間並びに地下空間を地上権者¹⁶に引き渡した時点から効力を生じる。ただし、異なる合意がある又は関係法律に異なる規定がある場合を除く。

地上権は全ての個人、法人に対して効力を有する。ただし、関係法律に異なる規定がある場合を除く。

第 270 条 地上権の期限

1. 地上権の期限は、法律の規定又は合意若しくは遺言に基づき確立されるが、土地使用者の期限を超えない。
2. 合意又は遺言が地上権の期限を確定しない場合、一方当事者はいつでもこの権利を消滅させることができるが、少なくとも 6 か月前に、相手方当事者に対し、文書で通知しな

¹⁶ 「地上権者」は、原文では“chủ thể có quyền bề mặt”である（第 271 条 1 項と表現が異なる。）。

ればならない。

第 271 条 地上権の内容

1. 地上権者¹⁷は、工作物の建設、植栽、耕作をするために他人の土地使用権に属する土地、水面、土地及び水面上の空間並びに地下空間を開発し、使用する権利を有するが、本法典、土地、建設、企画、天然資源、鉱産に関する法令の規定及び関係法令のその他の規定に反してはならない。
2. 地上権者は、この条第 1 項の規定に基づき創立された財産に対する所有権を有する。
3. 地上権の一部又は全部が引き渡された場合、引渡しを受けた主体は、引渡しを受けた地上権の部分に応じた条件に基づき及びその範囲内で地上権を承継する

第 272 条 地上権の消滅

地上権は、次の場合において消滅する。

1. 地上権を享受する期間が満了した。
2. 地上権者と土地使用者が同一になった。
3. 地上権者が自己の権利を放棄した。
4. 地上権の付いている土地使用者が土地法の規定に基づき回収された。
5. 各当事者の合意又は法律の規定に基づく。

第 273 条 地上権消滅時の財産の処理

1. 地上権が消滅したとき、地上権者は、合意又は法令の規定に基づき、土地、水面、土地及び水面上の空間並びに地下空間を土地使用者へ返還しなければならない。
2. 地上権者は、地上権が消滅する前に、自己の所有に属する財産を処分しなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。

地上権者が地上権消滅前に財産を処分しなかった場合、当該財産の所有権は、地上権が消滅した時点から土地使用者に帰属する。ただし、土地使用者が当該財産を受け取らない場合を除く。

土地使用者が財産を受け取らないが財産を処分しなければならない場合、地上権者は、財産の処分費用を清算しなければならない。

第三編 義務及び契約

第 XV 章 総則

¹⁷ 「地上権者」は、原文では “chủ thể quyền bề mặt” である（第 269 条と表現が異なる。）。

第1節 義務の発生根拠及び対象

第274条 義務

義務とは、それに基づき、一つ又は複数の主体（以下「義務者」と総称する。）が、他の一つ又は複数の主体（以下「権利者」と総称する。）の利益のために、物を引き渡し、権利を移転し、金銭若しくは有価証券を支払い、仕事を実施しなければならない又は一定の仕事を実施してはならないことをいう。

第275条 義務の発生根拠

義務は、次の根拠から生じる。

1. 契約
2. 一方的法律行為
3. 委任のない仕事の実施
4. 法的根拠のない財産の占有、使用又は財産からの収益
5. 不法行為による損害の発生
6. 法令が定めるその他の根拠

第276条 義務の対象

1. 義務の対象は、財産、実施すべき又は実施してはならない仕事である。
2. 義務の対象は、確定されていなければならない。

第2節 義務の履行

第277条 義務の履行地点

1. 義務の履行地点は、各当事者の合意による。
2. 合意がない場合、義務の履行地点は、次のとおり確定される。
 - a) 義務の対象が不動産であるときは、不動産がある場所である。
 - b) 義務の対象が不動産でないときは、権利者の居所又は事務所である。

権利者が居所又は事務所を変更するときは、義務者に知らせなければならないが、異なる合意がある場合を除き、居所又は事務所の変更によって増加した費用を負担しなければならない。

第278条 義務の履行期限

1. 義務の履行期限は、各当事者の合意、法令の規定又は権限のある機関の決定による。
2. 義務者は、期限どおりに義務を履行しなければならない。ただし、本法典、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除く。

義務者が自発的に期限前に義務を履行し、権利者が義務の履行を承認した場合、義務は期限どおりに完遂されたものとみなされる。

3. この条第1項に基づき義務の履行期限を確定することができない場合、全ての当事者はいつでも義務を履行し又は義務の履行を請求することができるが、相手方当事者に対し、合理的な期間において事前に通知しなければならない。

第279条 物の引渡義務の履行

1. 物の引渡義務を負う者は、引き渡す時まで物を保管、保存しなければならない。
2. 引き渡すべき物が特定物であるときは、義務者は、その物を、約束したとおりの状態で引き渡さなければならない；同類物であるときは、合意した数量及び品質通りに引き渡さなければならない；品質に関する合意がなければ、平均の品質の物を引き渡さなければならない；同セット物である場合、同セットとして引き渡さなければならない。
3. 義務者は、異なる合意がある場合を除き、物の引渡しに関するすべての費用を負担しなければならない。

第280条 金銭支払義務の履行

1. 金銭支払義務は、全額、合意した期限、地点及び支払方式のとおり履行されなければならない。
2. 異なる合意がある場合を除き、金銭支払義務は元本に対する利息全額を含む。

第281条 仕事を実施すべき又は実施してはならない義務

1. 仕事を実施すべき義務とは、義務者がその仕事を確かに実施しなければならない義務のことである。
2. 仕事を実施してはならない義務とは、義務者がその仕事を実施してはならない義務のことである。

第282条 定期的義務の履行

義務は、合意に基づき、法令の規定又は権限のある機関の決定に基づき定期的に履行され得る。

各期の義務の履行遅滞も、義務の履行遅滞とみなされる。

第283条 第三者を通じた義務の履行

権利者が同意するときは、義務者は、自己の代わりに義務を履行するよう第三者に委任することができるが、第三者が義務を履行しない又は正しく履行しないときは、依然として権利者に対して責任を負わねばならない。

第 284 条 条件付き義務の履行

1. 義務を履行する条件について各当事者が合意し、又は法令に規定がある場合、条件が成就したときに、義務者は履行しなければならない。
2. 条件が成就しない又は一方当事者の影響により成就した場合、本法典第 120 条 2 項の規定を適用する。

第 285 条 任意に選択する対象のある義務の履行

1. 任意に選択する対象のある義務とは、対象が複数の財産又は相互に異なる仕事のうちいずれか一つであり、選択権を権利者に与える旨の合意又は法令の規定がある場合を除き、義務者が任意に選択することができる義務である。
2. 義務者は、義務履行のために選択した財産又は仕事について権利者に通知しなければならない。権利者が選択された義務の履行期限を確定した場合、義務者は期限どおりに完遂しなければならない。
3. 一つの財産又は一つの仕事しか残っていない場合、義務者は、その財産を引き渡し又はその仕事を実施しなければならない。

第 286 条 代替可能な義務の履行

代替可能な義務とは、義務者が当初の義務を履行することができない場合、その義務の代替として権利者が承認したその他の義務を履行することができる義務のことである。

第 287 条 独立した義務の履行

複数の者が一つの義務を履行するが、各自が一定かつ独立した義務の一部を負う場合、各自は自己の義務分のみ履行する。

第 288 条 連帯義務の履行

1. 連帯義務とは、複数の者が共に履行し、権利者は複数の義務者のうち誰に対しても義務全部を履行するよう請求することができる義務である。
2. 一人が義務全部を履行した場合、その他の連帯義務者に対し、その連帯義務分を自己に対して履行するよう請求する権利を有する。
3. 権利者が、複数の連帯義務者のうちいずれか一人を義務全部の履行者に指定したが、その後、その者に対して免除した場合、残りの者も義務の履行を免除される。
4. 権利者が、複数の連帯義務者のうちいずれか一人に対してその者の義務分を履行しなくてもよいと義務の履行を免除した場合、残りの者は、依然として各自の義務分を連帯して履行しなければならない。

第 289 条 複数の連帯権利者に対する義務の履行

1. 複数の連帯権利者に対する義務は、複数の権利者のうちそれぞれの者が、義務者に対して義務全部の履行を請求することができる義務である。
2. 義務者は、連帯権利者のうちいずれに対しても、自己の義務を履行することができる。
3. 連帯権利者のうちいずれか一人が義務者に対して自己に対する義務分を履行しなくてよいと免除した場合、義務者は、依然としてその他の連帯権利者に対して残っている義務分を履行しなければならない。

第 290 条 部分ごとに分割できる義務の履行

1. 部分ごとに分割できる義務とは、履行するために義務の対象を複数の部分に分割することができるものである。
2. 義務者は、異なる合意がある場合を除き、義務を部分ごとに履行することができる。

第 291 条 部分ごとに分割できない義務の履行

1. 部分ごとに分割できない義務とは、義務の対象が同時に履行されなければならないものである。
2. 複数の者が部分ごとに分割できない義務を共に履行しなければならない場合、彼らは義務を同時に履行しなければならない。

第 3 節 義務の履行担保

第 1 款 総則

第 292 条 義務の履行担保措置

義務の履行担保措置は、次のものからなる。

1. 財産の質
2. 財産の抵当
3. 手付け
4. 預託
5. 供託
6. 所有権留保
7. 保証
8. 信用
9. 財産の留置

第 293 条 被担保義務の範囲

1. 義務は、合意又は法令の規定に基づき、その一部又は全部を担保されることができる；担保範囲について合意がなく、法令にも規定がないときは、義務は、利息支払い、罰金¹⁸及び損害賠償義務も含めた全部が担保されているものとみなされる。
2. 被担保義務は、現在の義務、将来の義務又は条件付き義務でもよい。
3. 将来における義務を担保する場合、期限内に形成される義務が被担保義務となる。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 294 条 将来における義務の履行の担保

1. 将来における義務の履行を担保する場合、各当事者は、被担保義務の範囲及び被担保義務の履行期限に関する具体的合意をすることができる。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く。
2. 将来における義務が形成されたときは、各当事者は当該義務に対する担保措置を再度確立する必要はない。

第 295 条 担保財産

1. 担保財産は担保設定者の所有に属さなければならない。ただし、財産の留置、所有権留保の場合を除く。
2. 担保財産は、抽象的に描写されることができるが、確定されていなければならない。
3. 担保財産は、現存財産でも将来形成財産でもよい。
4. 担保財産の価値は、被担保義務の価値より多くても、等しくても、少なくともよい。

第 296 条 複数の義務の履行を担保するために用いられる一つの財産

1. 一つの財産は、担保取引の確立時点において各被担保義務の総価値よりも大きな価値を有するときは、複数の義務の履行を担保するために用いられることができる。ただし、異なる合意又は法律に異なる規定がある場合を除く。
2. 一つの財産が複数の義務の履行を担保することができる場合、担保設定者は後順位担保受領者に対し、担保財産がその他の義務の履行を担保するために用いられていることを通知して知らなければならない。担保は、各回ごとに文書によりなされなければならない。
3. 弁済期が到来した一つの義務の履行を担保するために財産を処分しなければならない場合、その他の各義務は弁済期末到来のものであってもいずれも弁済期が到来したものとみなされ、全ての共同担保受領者が財産の処理に参加する。財産の処理について通知した担保受領者は、各共同担保受領者に異なる合意がないときは、財産を処理する責任を有する。

各当事者が弁済期末到来の各義務を履行し続けることを希望する場合、担保設定者が弁

¹⁸ 「罰金」は、原文では“tiền phạt”である。

済期未到来の各義務の履行を担保するためにその他の財産を用いることを合意することができる。

第 297 条 第三者への対抗力

1. 担保措置は、担保措置を登記した又は担保受領者が担保財産を把持した若しくは占有した時点から第三者への対抗力を生じる。
2. 担保措置が第三者への対抗力を生じたときは、担保受領者は担保財産へ追及ことができ、及び本法典第 308 条及びその他の関係法律の規定に基づき清算を受けることができる。

第 298 条 担保措置の登記

1. 担保措置は、合意又は法律の規定に基づき登記される。
登記は、法律に規定がある場合においてのみ有効な担保取引のための条件である。
2. 登記された場合、担保措置は登記の時点から第三者に対する対抗力を生じる。
3. 担保措置の登記は、担保措置の登記に関する法令の規定に基づき行われる。

第 299 条 担保財産を処分する各場合

1. 被担保義務の履行期限が到来したが、義務を負う者が義務を履行しない又は正しく履行しない。
2. 義務違反により、合意又は法律の規定に基づき、義務を負う者が期限の到来前に被担保義務を履行しなければならない。
3. 各当事者が合意する又は法律が規定するその他の場合

第 300 条 担保財産の処分に関する通知

1. 担保財産を処分する前に、担保受領者は、担保財産の処分について、担保設定者及び他の共同担保受領者に対し、一定の合理的期間において文書で通知しなければならない。
損傷して価値を減ずる又は価値の全部を失うおそれのある財産については、担保受領者は直ちに処分することができるが、同時に、当該財産の処分について、担保設定者及びその他の各担保受領者¹⁹に対して通知しなければならない。
2. 担保受領者がこの条第 1 項の規定に基づき担保財産の処分について通知をせず、損害を加えた場合、担保設定者、他の各共同担保受領者に対して賠償しなければならない。

第 301 条 処分のための担保財産の引渡し

担保財産を保管している者は、本法典第 299 条に規定する各場合のいずれかに属するときは、処分のため、担保財産を担保受領者へ引き渡す義務を有する。

¹⁹ ここでは「共同」の文言が抜けているが、意味はあくまで「他の共同担保受領者」を指すと思われる。

担保財産を保管している者が財産を引き渡さない場合、担保受領者は裁判所に対して解決を請求することができる。ただし、関係法律に異なる規定がある場合を除く。

第 302 条 担保財産の取戻権

担保財産を処分する時点の前に、担保設定者が担保受領者に対する自己の義務を完全に履行し、義務の履行の遅滞により生じた費用を弁済したときは、法律に異なる規定がある場合を除き、当該財産を取り戻す権利を有する。

第 303 条 質、抵当財産の処分方式

1. 担保設定者及び担保受領者は、次の質、抵当財産の各処分方式のうちいずれかを合意することができる。
 - a) 財産を競売する。
 - b) 担保受領者が、財産を自ら売却する。
 - c) 担保受領者が、担保設定者の義務の履行の代替として財産そのものを取得する。
 - d) その他の方式
2. この条第 1 項の規定に基づく担保財産の処分方式について合意がない場合、財産は競売される。ただし、法律に異なる規定がある場合を除く。

第 304 条 質、抵当財産の売却

1. 質、抵当財産の競売は、財産競売に関する法令の規定に基づき行われる。
2. 担保受領者の質、抵当財産の自己売却は、本法典における財産売却に関する規定及び次の規定に基づき行われる。
 - a) 財産の処分により得られた金員の清算は、本法典第 307 条の規定に基づき行われる。
 - b) 財産の売却結果が出た後、財産所有者及び財産の処理権限を有する当事者は、財産の所有権を財産の購入者へ移転するため、法令の規定に基づく各手続を行わなければならない。

第 305 条 担保設定者の義務の履行に代替するための担保財産そのものの取得

1. 担保受領者は、担保取引の確立時に合意があるときは、担保設定者の義務の履行に代替して担保財産そのものを取得することができる。
2. この条第 1 項の規定に基づく合意がない場合、担保受領者は、担保設定者の文書による同意があるときに限り、義務の履行に代替して担保財産そのものを取得することができる。
3. 担保財産の価値が被担保義務の価値よりも大きい場合、担保受領者は、その差額を担保設定者に対し清算しなければならない；担保財産の価値が被担保義務の価値よりも小さい場合、弁済されていない義務の一部は無担保の義務となる。

4. 担保設定者は、法令の規定に基づき、財産の所有権を担保受領者へ移転する各手続を行う義務を有する。

第 306 条 担保財産の価額の決定

1. 担保設定者及び担保受領者は、担保財産の処分に際し、担保財産の価額又は財産価額決定組織を通じて価額を決定することを合意することができる。
合意がない場合、財産は、財産価額決定組織を通じて価額が決定される。
2. 担保財産の価額の決定は、客観的かつ市場価格に合致したものであることを保証しなければならない。
3. 価額決定組織は、担保財産の価額を決定する過程において、不法行為をして担保設定者、担保受領者に損害を加えたときは、損害を賠償しなければならない。

第 307 条 質、抵当財産の処分により得られた金員の弁済

1. 質、抵当財産の処分により得られた金員は、質、抵当財産の保管、保持及び処分経費を弁済した後、本法典第 308 条に規定する優先順位に従って弁済される。
2. 質、抵当財産の処分により得られた金員が、質、抵当財産の保管、保持及び処分経費を弁済した後、被担保義務の価値より大きい場合、差額は担保設定者に返還されなければならない。
3. 質、抵当財産の処分により得られた金員が、質、抵当財産の保管、保持及び処分経費を弁済した後、被担保義務の価値より小さい場合、各当事者間に担保財産の補充に関する合意がある場合を除き、弁済されていない義務の一部は無担保の義務として確定される。担保受領者は、被担保義務を有する者に対し、弁済されていない義務の一部を履行すべきことを請求する権利を有する。

第 308 条 各共同担保財産²⁰受領者の間の弁済の優先順位

1. 一つの財産が複数の義務の担保のために用いられたときは、各共同担保受領者の間の弁済の優先順位は次のとおり確定される。
 - a) 各担保措置がいずれも第三者への対抗力を生じているときは、弁済の順位は対抗力を確立した順に従って確定される。
 - b) 第三者への対抗力を生じている担保措置と第三者への対抗力を生じていない担保措置がある場合、第三者への対抗力を生じている担保措置を有する義務が先に弁済される。
 - c) 各担保措置がいずれも第三者への対抗力を生じていない場合、弁済の順位は担保措置を確立した順に従って確定される。
2. 各共同担保受領者が互いの弁済の優先順位を変更する合意をしたときは、この条第 1 項に規定する弁済の優先順位は変更され得る。優先弁済権を入れ替えた者は、・・・自己が

²⁰ 「財産」の文言があるが、単なる誤記と思われる。

権利を入れ替えた相手の担保範囲においてのみ弁済が優先される。

第2款 財産の質

第309条 財産の質

財産の質とは、一方の当事者（以下「質設定者」という。）が、義務の履行を担保するために、自己の所有に属する財産を相手方当事者（以下「質受領者」という。）へ引き渡すことである。

第310条 財産の質の効力

1. 財産の質契約は、締結の時点から効力を有する。ただし、異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除く。
2. 財産の質は、質受領者が質財産を把持した時点から第三者への対抗力を有する。
不動産が法律の規定に基づく質の対象である場合、不動産質は登記の時点から第三者への対抗力を有する。

第311条 質設定者の義務

1. 合意に基づき、質財産を質受領者に引き渡す。
2. 質財産に対する第三者の権利について質受領者に報告する（もしあれば）；報告をしない場合、質受領者は、財産の質契約を解除して損害賠償を請求する、又は契約を維持して質財産に対する第三者の権利を承認することができる。
3. 質財産の保管のための合理的な費用を質受領者に支払う。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第312条 質設定者の権利

1. 本法典第314条3項に規定する場合において、使用により質財産の価値が失われる又は価値が減少するおそれがあるときは、質受領者に対し、質財産の使用の中止を請求する。
2. 質による被担保義務が消滅したときに、質受領者に対し、質財産及び関係書類（もしあれば）の返還を請求する。
3. 質受領者に対し、質財産に対して生じた損害の賠償を請求する。
4. 質受領者の同意を得て又は法律の規定に基づき、質財産を売却、代替、交換、贈与することができる。

第313条 質受領者の義務

1. 質財産を保管し、保存する；質財産を紛失、遺失又は損傷したときは、質設定者に損害を賠償しなければならない。

2. 他の義務の履行を担保するために質財産を売却，交換，贈与，使用してはならない。
3. 質財産の賃貸，使用貸，効用の開発，天然果実，法定果実の享受をしてはならない。ただし，異なる合意がある場合を除く。
4. 質による被担保義務が消滅した，又はその他の担保措置により代替されたときは，質財産及び関係書類（もしあれば）を返還する。

第 314 条 質受領者の権利

1. 質財産を不法に占有，使用している者に対し，当該財産の返還を請求する。
2. 合意した方式又は法令の規定に基づき質財産を処分する。
3. 合意があるときは，質財産の賃貸，使用貸，効用の開発，天然果実，法定果実の享受をする。
4. 質設定者に質物を返還する時に，質財産の保管について合理的な費用の支払を受けることができる。

第 315 条 財産の質の消滅

財産の質は，次の場合において消滅する。

1. 質による被担保義務が消滅する。
2. 財産の質が解除される又はその他の担保措置により代替される。
3. 質財産が処分された。
4. 各当事者の合意による。

第 316 条 質財産の返還

本法典第 315 条 1 項及び 2 項の規定に基づき又は各当事者の合意に基づき財産の質が消滅するときは，質財産，質財産の関係書類は質設定者へ返還される。質財産から収受される天然果実，法定果実もまた質設定者へ返還されるが，異なる合意がある場合を除く。

第 3 款 財産の抵当

第 317 条 財産の抵当

1. 財産の抵当とは，一方当事者（以下「**抵当設定者**」という。）が，義務の履行を担保するために自己の所有に属する財産を用いるが，財産を相手方（以下「**抵当受領者**」という。）に引き渡さないことをいう。
2. 抵当財産は設定者が保管する。各当事者は抵当財産を第三者の保管に委ねることを合意することができる。

第 318 条 抵当財産

1. 従物のある不動産、動産の全部を抵当に入れる場合、当該不動産、動産の従物もまた抵当財産となる。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. 従物のある不動産、動産の一部を抵当に入れる場合、当該財産に付着する従物も抵当財産となる。ただし、異なる合意がある場合を除く。
3. 抵当設定者の所有権に属する土地付着財産のある土地使用权を抵当に入れる場合、土地付着財産も抵当財産に属する。ただし、異なる合意がある場合を除く。
4. 抵当財産に保険がかけられている場合、抵当受領者は、保険組織に対し、保険財産が抵当のために用いられていることを通知して知らせなければならない。保険組織は保険事故が生じたときは、抵当受領者に対してのみ直接保険金を支払う。
抵当受領者が、保険組織に対し、保険財産が抵当のために用いられていることを通知しない場合、保険組織は保険契約に基づき保険金を支払うのみであり、抵当設定者が抵当受領者に対して弁済する義務を有する。

第 319 条 財産の抵当の効力

1. 財産の抵当契約は、締結の時点から効力を有する。ただし、異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除く。
2. 財産の抵当は、登記の時点から第三者への対抗力を生じる。

第 320 条 抵当設定者の義務

1. 各当事者に合意がある場合において、抵当財産の関係書類を引き渡す。ただし、法律に異なる規定がある場合を除く。
2. 抵当財産を保管、保存する。
3. 抵当財産の有用性の開発が抵当財産の価値を失わせ又は価値を減少させるリスクがある場合、その開発を停止することも含め、修復するために必要な各措置を適用する。
4. 抵当財産が損傷したときは、合理的期間内において、抵当設定者は修繕し、又は同等の価値を有するその他の財産で代替しなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。
5. 抵当受領者に対し、抵当財産の実情に関する情報を提供する
6. 本法典第 299 条に規定する担保財産の処分の各場合のいずれかに属するとき、処分するため、抵当受領者に対して抵当財産を引き渡す。
7. 抵当財産に対する第三者の各権利について抵当受領者へ通知する（もしあれば）；通知しない場合、抵当受領者は、財産抵当契約を解除して損害賠償を請求する、又は契約を維持して抵当財産に対する第三者の権利を承認することができる。
8. 抵当財産を売却、代替、交換、贈与してはならない。ただし、本法典第 321 条 4 項及び 5 項に規定する場合を除く。

第 321 条 抵当設定者の権利

1. 抵当財産の有用性を開発し，天然果実，法定果実を享受する。ただし，天然果実及び法定果実も合意に基づき抵当財産となる場合を除く。
2. 抵当財産の価値を増加するために投資する。
3. 抵当による被担保義務が消滅し，又は別の担保手段で代替されたときは，第三者が保管する抵当財産及び抵当受領者が保管する抵当財産の関係書類を取り戻す。
4. 抵当財産が生産，経営の過程において入れ替わる商品であるときは，当該抵当財産を売却，代替，交換することができる。この場合において，買主への代金支払請求権，收受した代金，收受した代金から形成される財産，代替又は交換された財産は，抵当財産となる。抵当財産が在庫品である場合，抵当設定者は倉庫の中の商品で代替することができるが，倉庫の中の商品の価値が合意に沿ったものとなるよう保証しなければならない。
5. 抵当受領者の同意がある又は法律の規定に基づくときは，生産，経営の過程において入れ替わる商品ではない抵当財産を売却，交換，贈与することができる。
6. 抵当財産を賃貸，使用貸することができるが，賃借人，使用借人に対し，賃貸，使用貸財産が抵当のために用いられていることを通知しなければならない。また，抵当受領者に対しても通知しなければならない。

第 322 条 抵当受領者の義務

1. 抵当受領者が抵当財産に関する書類を保管する旨各当事者が合意した場合，抵当が消滅した後に，各書類を抵当設定者に返還する。
2. 法令の規定どおりに抵当財産の処分手続を行う。

第 323 条 抵当受領者の権利

1. 抵当財産を直接調査し，検査することができるが，抵当財産の形成，使用，開発を阻止し，又は困難を引き起こしてはならない。
2. 抵当設定者に対し，抵当財産の実情に関する情報を提供すべき旨を請求する。
3. 開発，使用によって財産の価値を失い又は価値を減ずるおそれがある場合において，抵当設定者に対し，財産及び財産の価値を保全するために必要な各措置を講ずるよう請求する。
4. 法令の規定に基づき抵当登記を行う。
5. 抵当設定者が義務を履行しない又は正しく履行しないときに，抵当財産を所持する抵当設定者又は第三者に対し，処分のため財産を自己に引き渡すよう請求する。
6. 各当事者に合意がある場合において，抵当財産の関係書類を保管する。ただし，法律に異なる規定がある場合を除く。
7. 本法典第 299 条に規定する場合に属するときに，抵当財産を処分する。

第 324 条 抵当財産を保管する第三者の権利及び義務

1. 抵当財産を保管する第三者は、次の各権利を有する。
 - a) 合意があるときは、抵当財産の効用を開発する。
 - b) 抵当財産の保管、保存の報酬及び費用の支払を受ける。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. 抵当財産を保管する第三者は、次の各義務を有する。
 - a) 抵当財産を保管、保存する；抵当財産の紛失、抵当財産の価値を失わせ又は価値を減少させたときは、賠償しなければならない。
 - b) 引き続き開発することが抵当財産の価値を失わせ又は価値を減少させるおそれがあるときは、抵当財産の効用を引き続き開発してはならない。
 - c) 合意又は法令の規定に基づき、抵当財産を抵当受領者又は抵当設定者に引き渡す。

第 325 条 土地使用権に抵当を設定するが土地付着財産には抵当を設定しない場合

- 1.²¹ 土地使用権に抵当を設定し、土地付着財産には抵当を設定しない場合、土地使用者が同時に土地付着財産の所有者でもあるときは、処分される財産は土地付着財産を含む。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. 土地使用権に抵当を設定し、土地使用者が同時に土地付着財産の所有者ではない場合、土地使用権を処分するときは、土地付着財産の所有者は、事故の権利、義務の範囲内において土地の使用を継続することができる。土地付着財産の所有者との関係における抵当設定者の権利及び義務は、土地使用権の譲渡を受けた者に引き継がれる。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 326 条 土地付着財産に抵当を設定するが土地使用権には抵当を設定しない場合

1. 土地付着財産のみに抵当を設定し、土地使用権には抵当を設定せず、土地付着財産の所有者が同時に土地使用者でもある場合、処分される財産は土地付着財産を含む。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. 土地付着財産のみに抵当を設定し、土地使用権には抵当を設定せず、土地付着財産の所有者が同時に土地使用者ではない場合、土地付着財産を処分するときは、土地付着財産の所有権の移転を受けた者は、移転を受けた土地付着財産の所有者の権利、義務の範囲内において、土地の使用を継続することができる。ただし、異なる合意がある場合を除く。

²¹ 「土地使用権に抵当を設定し、土地付着財産には抵当を設定しない場合」とは、すなわちただし書きにいう「異なる合意がある場合」ではないかとの疑問があるが、もしかしたら、土地使用権に抵当を設定した後にその土地に建物が建造された場合などを想定した規定かもしれない。第 326 条 1 項も同様。

第 327 条 財産の抵当の消滅

財産の抵当は、次の場合において消滅する。

1. 抵当による被担保義務が消滅する。
2. 財産の抵当が解除される又はその他の担保措置により代替される。
3. 抵当財産が処分された。
4. 各当事者の合意による。

第 4 款 手付, 預託, 供託

第 328 条 手付

1. 手付とは、一方当事者（以下「手付人」という。）が相手方当事者（以下「手付受取人」という。）に対し、契約の締結又は履行を担保するため、一定の期限で、一定の金額又は貴金属、宝石又はその他の価値のある物（以下「手付財産」と総称する。）を引き渡すことである。
2. 契約が締結又は履行された場合、手付財産は、手付人に返還される、又は金銭支払義務の履行に際して控除される。手付人が契約の締結又は履行を拒否するときは、手付財産は、手付受取人に属する。手付受取人が契約の締結又は履行を拒否するときは、異なる合意がある場合を除き、手付人に対し手付財産を返還し、手付財産の価値に相当する金額を支払わなければならない。

第 329 条 預託

1. 預託とは、動産である財産の賃借人が、賃借財産の返還を担保するために、一定の期間、金銭又は貴金属、宝石又はその他の価値のある物（以下「預託財産」と総称する。）を賃貸人に引き渡すことである。
2. 賃借財産を返還する場合、賃借人は、賃料を支払った後に預託財産を引き取ることができる；賃借人が賃借財産を返還しない場合、賃貸人は賃借財産の取戻権を有する；賃借財産が残存せず返還することができない場合、預託財産は賃貸人に属する。

第 330 条 供託

1. 供託とは、義務者が、義務の履行を担保するために、一つの信用機関における封鎖口座に金銭、貴金属、宝石又は有価証券を預けることである。
2. 義務者が義務を履行しない又は正しく履行しない場合、権利者は、手数料を控除した後、供託与信機関から弁済、義務者が与えた損害の賠償を受けることができる。
3. 預入及び精算の手続は、法令の規定に基づき行われる。

第 5 款 所有権留保

第 331 条 所有権留保

1. 売買契約において財産の所有権は、弁済義務が完全に履行されるまで、売主が保留することができる。
2. 所有権留保は、個別の文書によりなされ、又は売買契約中に記載されなければならない。
3. 所有権留保は、登記の時点から、第三者への対抗力を生じさせる。

第 332 条 財産の取戻権

買主が合意に基づく売主に対する弁済義務を完遂しない場合、売主は財産の取戻権を有する。売主は使用により摩耗した財産の使用価値を控除した後、買主に対し、買主が弁済した金額を返済する。買主が財産を失い、損傷した場合、売主は損害賠償を請求する権利を有する。

第 333 条 財産の買主の権利及び義務

1. 所有権留保が有効な期間において、財産を使用し、財産からの天然果実、法定果実を享受する。
2. 所有権留保期間において財産に関する危険を負担する。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 334 条 所有権留保の消滅

所有権留保は、次の各場合において消滅する。

1. 売主に対する弁済義務が履行を完了された。
2. 売主が所有権留保財産を受け戻した。
3. 各当事者の合意による。

第 6 款 保証

第 335 条 保証

1. 保証とは、第三者（以下「保証人」という。）が、権利者（以下「保証受領人」という。）に対し、義務の履行期限が到来したが義務者（以下「被保証人」という。）が義務を履行しない又は正しく履行しないときは、被保証人に代わって義務を履行することを約束することをいう。
2. 各当事者は、被保証人が保証された義務を履行する能力を有しないときに限り保証人が被保証人に代わって義務を履行する旨合意することができる。

第 336 条 保証の範囲

1. 保証人は、被保証人の義務の一部又は全部を保証する約束をすることができる。
2. 保証義務は、異なる合意がある場合を除き、元本に対する利息、罰金、損害賠償金、遅延損害金に対する利息全額を含む。
3. 各当事者は、保証義務の履行を担保するため、財産による担保措置を用いることを合意することができる。
4. 被保証義務が将来生じる義務である場合、保証の範囲は、保証人の死亡又は保証法人が存在を終えた後に生じる義務を含まない。

第 337 条 報酬

保証人は、保証人と被保証人が合意する場合、報酬を享受することができる。

第 338 条 複数の者による共同保証

複数の者が一つの義務を共同して保証するときは、独立した部分を保証するという合意又は法令の規定がある場合を除き、保証を連帯して履行しなければならない。権利者は、複数の連帯保証人のどの一人に対しても義務を全部履行するよう請求することができる。

連帯保証人のうち一人が、被保証人の代わりに義務を全部履行したときは、残りの保証人に対し、その義務分を自己に対して履行するよう請求する権利を有する。

第 339 条 保証人と保証受領人との関係

1. 被保証人が自己の義務を履行しない又は正しく履行しない場合、保証受領人は、保証人に対し保証義務の履行を請求する権利を有する。ただし、各当事者が、被保証人が義務を履行する能力を有しないときに限り、保証人が被保証人に代わって義務を履行する旨合意した場合を除く。
2. 保証受領人は、義務の期限が到末していないときは、保証人に対し、被保証人の代わりに義務を履行するように請求してはならない。
3. 保証受領人が被保証人と義務の相殺をすることができる場合、保証人は保証義務を履行しなくてよい。

第 340 条 保証人の請求権

保証人は、被保証人に対し、履行された保証義務の範囲内で自己に対する義務を履行するよう請求する権利を有する。ただし、異なる合意があるときを除く。

第 341 条 保証義務の履行の免除

1. 保証人が保証義務を履行しなければならない場合に、保証受領人が保証人に対し義務の履行を免除したときは、被保証人は、保証受領人に対する義務を履行しなくてよい。ただ

- し、合意がある又は法令に異なる規定がある場合を除く。
2. 連帯保証人のうちいずれか一人のみが自己の保証義務分の履行を免除された場合、その他の者は、依然としてその保証義務を履行しなければならない。
 3. 複数の連帯保証受領人のうちいずれか一人が保証人に対して自己に対する義務を履行しなくてよいと免除した場合、保証人は、依然として残った連帯保証受領人に対する残った義務分を履行しなければならない。

第 342 条 保証人の民事責任

1. 被保証人が義務を履行しない又は正しく履行しない場合、保証人がその義務を履行しなければならない。
2. 保証人が保証義務を正しく履行しない場合、保証受領人は保証人に対し、違反した義務の価値を弁済し、損害を賠償するよう請求する権利を有する。

第 343 条 保証の終了

保証は、次の各場合において終了する。

1. 被保証義務が消滅する。
2. 保証が解除される又はその他の担保措置により代替される。
3. 保証人が保証義務を履行した。
4. 各当事者の合意による。

第 7 款 信用

第 344 条 政治社会組織の信用による担保

基礎レベルにおける政治 - 社会組織は、法令の規定に基づき、与信機関において、生産、経営、消費のため金銭を借りる貧困な個人、世帯に対し、信用による担保を行うことができる。

第 345 条 信用の形式、内容

信用による担保付きの金銭貸付は、条件、借入当事者の境遇に関する信用による担保を行う政治 - 社会組織の確認のある文書によりなされなければならない。

信用による担保の合意は、金額、目的、借入期限、利率、借入人の権利、義務及び責任、与信機関及び信用による担保を行う政治 - 社会組織について具体化しなければならない。

第 8 款 財産の留置

第 346 条 財産の留置

財産の留置とは、義務者が義務を履行しない又は正しく履行しない場合において、双務契約の対象である財産を合法的に把持している権利者（以下「留置者」という。）が財産を占有することができることをいう。

第 347 条 財産の留置の確立

1. 財産の留置は、義務者が履行しない又は正しく履行しない義務の履行期限到来の時点から生じる。
2. 財産の留置は、留置者が財産を占有した時点から第三者への対抗力を生じさせる。

第 348 条 留置者の権利

1. 義務者に対し、双務契約から生じた義務を十分に履行するよう請求する。
2. 義務者に対し、留置財産の保管、保存に必要な支出を清算するよう請求する。
3. 義務者が同意するときは、天然果実、法定果実を得るために留置財産を開発することができる。

留置財産の開発の価値は、義務者の義務の価値と相殺される。

第 349 条 留置者の義務

1. 留置財産を保存、保管する。
2. 留置財産の状態を変更してはならない。
3. 義務者の同意なしに留置財産を譲渡、使用してはならない。
4. 義務が履行されたときに留置財産を返還する。
5. 留置財産を失い又は損傷したときは損害を賠償する。

第 350 条 留置の終了

財産の留置は、次の各場合において終了する。

1. 留置者が実際上はもはや財産を占有していない。
2. 各当事者が留置に代わるその他の担保措置の使用を合意した。
3. 義務が履行を完了された。
4. 留置財産が残存していない。
5. 各当事者の合意による。

第 4 節 民事責任

第 351 条 義務違反による民事責任

1. 義務に違反する義務者は、権利者に対する民事責任を負わなければならない。

義務違反とは、義務者が義務を期限どおりに履行しない、義務を十分に履行しない、又は義務の内容を正しく履行しないことである。

2. 義務者が不可抗力の事象により義務を正しく履行しない場合、民事責任を負わない。ただし、異なる合意がある又は法令に異なる規定がある場合を除く。
3. 義務者は、義務を履行できなかったのは完全に権利者の故意過失のせいであることを証明したときは、民事責任を負う必要はない。

第 352 条 義務を引き続き履行する責任

義務者が自己の義務を正しく履行しないときは、権利者は義務者に対し、義務を引き続き履行するよう請求する権利を有する。

第 353 条 義務の履行遅滞

1. 義務の履行遅滞とは、義務の履行期間が終わったときに義務が依然として履行されていない又は一部だけが履行されていることである。
2. 義務の履行を遅滞した者は、権利者に対し、期限どおりの義務の不履行について直ちに通知しなければならない。

第 354 条 義務の履行延期

1. 義務を期限どおりに履行できないときは、義務者は直ちに権利者へ通知しなければならない。義務履行の延期を提案することができる。
権利者に通知しない場合、異なる合意がある又は客観的な原因により通知することができないときを除き、義務者は生じた損害を賠償しなければならない。
2. 権利者の同意を得たときは、義務者は、義務履行を延期することができる。義務の履行は、延期されたときでも、期限どおりに履行されたとみなされる。

第 355 条 義務の履行の受領遅滞

1. 義務の履行の受領遅滞とは、義務の履行期限が到来し、義務者が履行したが、権利者がその義務の履行を受領しないことをいう。
2. 財産である義務の対象の受領遅滞の場合、義務者は、財産を財産寄託所へ送付する又は財産の保管のために必要なその他の措置を講じることができ、合理的な経費の精算を請求する権利を有する。財産が寄託された場合、義務者は直ちに権利者へ通知しなければならない。
3. 損傷するおそれのある財産については、義務者はその財産を売却することができるが、直ちに権利者へ通知し、その財産の保管及び売却のための合理的な経費を控除した後、財産の売却から得た代金を権利者へ支払わなければならない。

第 356 条 物の引渡し義務を履行しないことによる責任

1. 特定物の引渡し義務が履行されない場合、違反を受けた者は、違反者に対し、その物を引き渡すよう請求する権利を有する；物が残っていない、又は損傷した場合、物の価値を清算しなければならない。
2. 同類物の引渡し義務が履行されない場合、違反を受けた者は、違反者に対し、その他の同類物を引き渡すよう請求する権利を有する；代替すべきその他の同類物がない場合、物の価値を清算しなければならない。
3. この条第 1 項及び 2 項に規定する義務違反が違反を受けた者に損害を生じさせた場合、違反者は損害を賠償しなければならない。

第 357 条 金銭支払義務の履行を遅滞することによる責任

1. 義務者が金銭支払義務の履行を遅滞する場合、当該義務者は、支払が遅滞した期間に応じて、支払が遅滞した金額に対する利息を支払わなければならない。
2. 金銭支払の遅滞により生じる利率は、各当事者の合意により確定されるが、本法典第 468 条 1 項に規定される利率を超過してはならない；合意がないときは、本法典第 468 条 2 項の規定に基づき行われる。

第 358 条 仕事を履行しない又は履行すべきでないことによる責任

1. 義務者が自己が履行しなければならない仕事を履行しない場合、権利者は、義務者に対し、引き続き履行するよう請求する、又は当該仕事を自ら履行して若しくは他の者に履行を委ねて義務者に合理的経費の清算、損害の賠償を請求することができる。
2. 義務者が仕事を履行すべきでないのに当該仕事を履行したときは、権利者は、義務者に対し、履行の終了、原状回復及び損害賠償を請求することができる。

第 359 条 義務の履行の受領が遅延したことによる責任

権利者は、義務の履行の受領が遅滞したことにより義務者に損害を生じさせたときは、義務者に対し損害を賠償し、法律に異なる規定がある場合を除き、受領遅滞の時点から生じるすべての危険、費用を負担しなければならない。

第 360 条 義務違反による損害賠償責任

義務違反により生じた損害がある場合、義務者は損害の全部を賠償しなければならない。ただし、異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除く。

第 361 条 義務違反による損害

1. 義務違反による損害は、物質的な損害と精神的な損害からなる。
2. 物質的損害とは、確定し得る実際の物質的な損失であり、財産に関する損失、損害の回

避、抑制、克服のための合理的な費用、実際に失われた又は減少した収入からなる。

3. 精神的損害とは、ある主体の生命、健康、名誉、人格、威信及びその他の各人格的利益が侵害されることによる精神的な損失である。

第 362 条 損害の阻止、抑制義務

権利者は、損害が生じないようにするため又は自己の損害を抑制するため、必要かつ合理的な各措置を講じなければならない。

第 363 条 違反された者に故意過失がある場合における損害賠償

義務に違反して損害がある場合であっても、生じた損害が部分的には違反された者の故意過失によるときは、違反者は、自己の故意過失の程度に応じた損害賠償のみをしなければならない。

第 364 条 民事責任における故意過失

民事責任における故意過失は、故意、過失からなる。

故意とは、ある者が自己の行為が他人に損害を生じさせるであろうことを明確に認識していたにもかかわらず引き続き実行し、損害の発生を望む又は望まなくとも損害が発生するに任せる場合をいう。

過失とは、ある者が、損害が生じるであろうことを事前に知るべきであった又は知ることができたにもかかわらず、自己の行為が損害を生じさせる可能性があることを事前に認識しなかった、又は自己の行為が損害を生じさせる可能性があるが損害は生じない又は阻止することができる事前に認識していた場合をいう。

第 5 節 請求権の移転及び義務の移転

第 365 条 請求権の移転

1. 義務の履行請求権を有する者は、合意に基づき当該請求権を譲受人に移転することができる。ただし、次の場合を除く。
 - a) 養育費の請求、生命、健康、名誉、人格、威信の侵害による損害賠償請求権
 - b) 権利者及び義務者が、請求権を移転することができないことについて合意した、又は法令に規定がある。
2. 請求権者が請求権を譲受人に移転したときは、譲受人が請求権者となる。請求権の移転には義務者の同意は不要である。

請求権を移転する者は、異なる合意がある場合を除き、義務者に対し、請求権の移転について文書で通知しなければならない。請求権を移転する者が権利の移転について通知をせず、義務者に費用を生じさせた場合、請求権を移転する者はこの費用全部を弁済しな

なければならない。

第 366 条 情報の提供及び書類の引渡義務

1. 請求権を移転する者は、譲受人に対し、必要な情報を提供し、関係書類を引き渡さなければならない。
2. 請求権を移転する者がこの条第 1 項に規定する義務に違反し、損害を生じさせた場合、損害を賠償しなければならない。

第 367 条 請求権移転後の責任の不負担

請求権を移転する者は、請求権を移転した後は、義務者の義務履行能力について責任を負わなくてよい。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 368 条 義務の履行について担保措置がある請求権の移転

担保措置のある義務履行請求権の場合、請求権の移転は、当該担保措置すべてを含む。

第 369 条 義務者の拒否権

1. 義務者が請求権の移転について通知を受けなかった及び譲受人が請求権の移転の確実性について証明しない場合、義務者は譲受人に対する義務の履行を拒否する権利を有する。
2. 義務者が、請求権の移転について通知を受けなかったことにより請求権を移転する者に対して義務を履行した場合、譲受人は、義務者に対して自己に対する義務の履行を請求することはできない。

第 370 条 義務の移転

1. 義務者は、権利者の同意を得たときは、義務引受人に対して義務を移転することができる。ただし、義務が義務者の人格と結び付いている又は法令に義務の移転をすることができない旨の規定がある場合を除く。
2. 義務の移転を受けたときは、義務引受人が義務者となる。

第 371 条 担保措置のある義務の移転

担保措置のある義務が移転される場合、当該担保措置は消滅する。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 6 節 義務の消滅

第 372 条 義務消滅の根拠

義務は、次の場合に消滅する。

1. 義務が完遂された
2. 各当事者の合意による
3. 権利者が義務の履行を免除した
4. 義務がその他の義務により代替された
5. 義務が相殺された
6. 権利者と義務者が同一となった
7. 義務免除時効が完成した
8. 義務者である個人が死亡し、法人が存在を終えたが、義務がまさにその個人、法人が履行しなければならないものである。
9. 権利者である個人が死亡し、請求権が相続遺産に属しない、又は法人が存在を終えたが、請求権がその他の法人に移転されない。
10. 義務の対象物である特定物が残存しておらず、その他の義務で代替された。
11. 法律が規定するその他の場合

第 373 条 義務の完遂

義務者が義務の全部を履行し、又は義務の一部を履行したが残る部分について権利者が履行を免除したときは、義務は完遂される。

第 374 条 権利者が義務の対象の受領を遅滞する場合における義務の完遂

権利者が義務の対象である財産の受領を遅滞するときは、義務は、本法典第 355 条 2 項の規定に基づき寄託所で寄託された時点で完遂されたものとする。

第 375 条 合意による義務の消滅

各当事者は、いつでも義務の消滅を合意することができるが、国家、民族の利益、公共の利益、他人の権利及び合法的利益に損害を生じさせてはならない。

第 376 条 義務の履行免除による義務の消滅

1. 権利者が義務者に対し義務の履行を免除したときは、義務は消滅する。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く。
2. 担保措置のある義務が免除されたときは、担保措置も消滅する。

第 377 条 その他の民事義務により代替されたことによる義務の消滅

1. 各当事者が当初の義務をその他の義務により代替する合意をした場合、当初の義務は消滅する。
2. 権利者が事前に合意した財産又は仕事に代替するその他の財産又は仕事を受領したときも、義務は消滅する。

3. 義務が扶養義務、生命、健康、名誉、人格、威信の侵害による損害賠償義務及びその他の人格に結び付いて他人に移転することができない義務である場合、その他の義務により代替することはできない。

第 378 条 義務の相殺による義務の消滅

1. 各当事者が相互に同種の財産義務を有する場合、ともに期限が到来しているときは、互いに義務を履行しなくてよく、義務は消滅したものとみなされる。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く。
2. 財産又は仕事の価値が相互に対等でない場合、各当事者は相互に差額の価値分を清算する。
3. 金銭で評価できる物は、金銭支払義務と相殺することができる。

第 379 条 義務を相殺することができない場合

義務は、次の場合には相殺することができない。

1. 紛争がある義務
2. 生命、健康、名誉、人格、威信の侵害による損害賠償義務
3. 扶養義務
4. 法律が規定するその他の義務

第 380 条 義務者と権利者との同一化による義務の消滅

義務者がその義務の権利者となったときは、義務は消滅する。

第 381 条 義務免除時効の完成による義務の消滅

義務免除時効の完成したときは、義務は消滅する。

第 382 条 権利者である個人が死亡し、又は法人が存在を終えた場合の義務の消滅

当事者の合意又は法令の規定により、権利者である個人又は法人のみのために義務が履行されることとなっているが、その個人が死亡し、又は法人が存在を終えたときは、義務は消滅する。

第 383 条 特定物がなくなった場合の義務の消滅

引き渡すべき特定物がなくなった場合、物の引渡義務は消滅する。

各当事者は、その他の物による代替又は損害賠償について合意することができる。

第 384 条 破産した場合の義務の消滅

破産した場合、義務は破産法の規定に基づき消滅する。

第7節 契約

第1款 契約の締結

第385条 契約の概念

契約とは、民事権、義務の確立、変更又は消滅に関する各当事者間の合意である。

第386条 契約締結の申込み

1. 契約締結の申込みとは、申込者が、確定された主体又は公衆（以下「被申込者」と総称する。）に対し、契約を締結してこの申込みに拘束される意図を明確に表明することである。
2. 回答期限を明示して契約締結の申込みをしたが、申込者が、被申込者の回答を待っている期間中に第三者に対しても契約締結の申込みをした場合、申込みを受けたが契約を締結することができなかつた者に対し、損害が生じていれば、損害を賠償しなければならない。

第387条 契約締結における情報

1. 一方当事者が、相手方当事者の契約締結の承諾に影響を与える情報を有している場合、相手方当事者へこれを通知しなければならない。
2. 契約締結の過程において相手方当事者が秘密にしていた情報を得た一方当事者は、その情報を保秘する責任を有し、自己の個人的目的又はその他の不法な目的のためにその情報を使用してはならない。
3. この条第1項、第2項の規定に違反して損害を生じさせた当事者は、賠償しなければならない。

第388条 有効な契約締結の申込みの時点

1. 契約締結の申込みの効力が生じる時点は次のとおり確定される。
 - a) 申込者の決定による。
 - b) 申込者が決定しないときは、契約締結の申込みは、被申込者が当該申込みを受領した時点から効力を生じる。ただし、関係法律に異なる規定がある場合を除く。
2. 次の各場合には契約締結の申込みを受領したものとみなされる。
 - a) 申込みが、被申込者が個人の場合は居所に届けられた、被申込者が法人の場合は事務所に届けられた。
 - b) 申込みが、被申込者の正式な情報システムに入力された。
 - c) 被申込者がその他の各方式を通じて契約締結の申込みを知ることができる時

第 389 条 契約締結の申込みの変更，撤回

1. 契約締結の申込者は，次の場合には，契約締結の申込みを変更又は撤回することができる。
 - a) 被申込者が，申込みの変更又は撤回に関する通知を，申込みを受領する前に又は同時に受領した。
 - b) 申込者が，条件が生じた時は変更又は撤回できると明示している場合に，変更又は撤回の条件が生じた。
2. 申込者が申込みの内容を変更した時は，新たな申込みとなる。

第 390 条 契約締結の申込みの取消し

契約締結の申込者は，申込みにおいてその権利を明示し，かつ，被申込者が契約締結の申込みを承諾する旨の通知を送付する前に申込みの取消しに関する通知を受けたときは，申込みを取り消すことができる。

第 391 条 契約締結の申込みの消滅

契約締結の申込みは，次の場合に消滅する。

1. 被申込者が契約締結を承諾した。
2. 被申込者が承諾しないと回答した。
3. 承諾の回答期限が満了した。
4. 申込みの変更又は撤回に関する通知が効力を生じたとき。
5. 申込みの取消しに関する通知が効力を生じたとき。
6. 申込者と被申込者が，被申込者の回答を待つ期間内に合意した。

第 392 条 被申込者の提案による修正

被申込者が契約締結を承諾したが，条件を付け又は申込みを修正するときは，その者は新たな申込みを提示したものとみなされる。

第 393 条 契約締結の申込みの承諾

1. 契約締結の申込みの承諾とは，被申込者が申込みの内容全部を承諾する旨回答することである。
2. 被申込者の沈黙は契約締結の申込みの承諾とはみなされない。ただし，合意がある場合又は各当事者の間に確立された習慣がある場合を除く。

第 394 条 契約締結の承諾の回答期限

1. 申込者が回答期限を定めたときは，承諾の回答はその期限内になされた場合に限り効力

を有する；契約締結の申込者が回答期限満了後に回答を受け取ったときは、この承諾は遅れて回答した者の新たな申込みとみなされる。申込者が回答期限を明示しないときは、承諾の回答は合理的期間内になされた場合に限り効力を有する。

2. 契約締結の承諾の通知が客観的な理由により遅れて到着し、申込者がその客観的理由を知り又は知るべきであった場合、契約締結の承諾の通知はなお効力を有する。ただし、申込者が被申込者のその承諾に対して直ちに同意しない旨回答する場合を除く。
3. 各当事者が、電話を介する又はその他の手段を介する場合を含めて、互いに直接交渉するときは、被申込者は、回答期間に関する各当事者の合意がある場合を除き、承諾するかしないか直ちに回答しなければならない。

第 395 条 契約締結の申込者が死亡し、民事行為能力を喪失し又は行為認識制御困難となった場合

被申込者が契約締結を承認する回答をした後に、申込者が死亡し、民事行為能力を喪失し又は行為認識制御困難となった場合、契約締結の申込みは依然として有効である。ただし、締結内容が申込者の人格と結びついている場合を除く。

第 396 条 契約締結の被申込者が死亡し、民事行為能力を喪失し又は行為認識制御困難となった場合

契約締結の被申込者が契約締結を承諾する回答をしたが、その後に死亡し、民事行為能力を喪失し又は行為認識制御困難となった場合、契約締結を承諾する回答は依然として有効である。ただし、締結内容が被申込者の人格と結びついている場合を除く。

第 397 条 契約締結承諾の撤回

契約締結の被申込者は、契約締結承諾の通知を撤回することができるが、この撤回に関する通知は申込者が契約締結承諾の回答を受領する前又は同時に到達しなければならない。

第 398 条 契約の内容

1. 契約の各当事者は、契約の内容について合意する権利を有する。
2. 契約は、次の各内容を含み得る。
 - a) 契約の対象
 - b) 数量、品質
 - c) 価格、弁済の方式
 - d) 契約を履行する期限、地点、方式
 - d) 各当事者の権利、義務
 - e) 契約違反による責任
 - g) 紛争の解決方式

第 399 条 契約締結の地点

契約締結の地点は、各当事者の合意による。合意がないときは、契約締結の地点は、契約締結の申込みを提示した個人の居所、法人の事務所である。

第 400 条 契約締結の時点

1. 契約は、申込者が締結の承諾を受領した時点で締結される。
2. 各当事者が一定期間の沈黙は契約締結承諾の回答であると合意する場合、契約締結の時点は、当該期間の最後の時点である。
3. 口頭による契約締結の時点は、各当事者が契約の内容について合意した時点である。
4. 文書による契約締結の時点は、文書に最後の当事者が署名した又は文書上に表現されたその他の承諾形式の時点による。

契約が口頭により締結され、その後に文書で確立された場合、契約締結の時点は、この条第 3 項の規定に基づき確定される。

第 401 条 契約の効力

1. 合法的に締結された契約は、締結された時点から効力を生ずる。ただし、異なる合意がある又は関係法律に異なる規定がある場合を除く。
2. 契約が効力を生じた時点から、各当事者は約束に従って相互に権利及び義務を履行しなければならない。契約は、各当事者の合意又は法令の規定によってのみ変更又は解除することができる。

第 402 条 主要な契約の各類型

契約は、次の主要な各種類を含む。

1. 双務契約とは、各当事者が互いに義務を負う契約である。
2. 片務契約とは、一方当事者のみが義務を負う契約である。
3. 主たる契約とは、効力が付随契約に従属しない契約である。
4. 付随契約とは、効力が主たる契約に従属する契約である。
5. 第三者の利益のための契約とは、契約を締結する各当事者がともに義務を履行しなければならず、当該義務の履行による利益を第三者が享受する契約である。
6. 条件付き契約とは、履行が一定の事象の発生、変更又は終了に従属する契約である。

第 403 条 契約の付属書

1. 契約には、契約のいくつかの条項の詳細を規定するための付属書を添付することができる。

契約の付属書は契約と同じ効力を有する。契約の付属書の内容は契約の内容に反するこ

とはできない。

2. 契約の付属書に、契約における条項の内容に反する条項がある場合、異なる合意がある場合を除き、その条項は効力を有さない。各当事者が、契約の付属書が契約における条項に反する条項を有することを承諾した場合、契約におけるその条項は修正されたものとみなされる。

第 404 条 契約の解釈

1. 契約に不明確な条項があるときは、当該条項の解釈は、契約の文言だけによるのではなく、契約の確立、履行の前及びその時点の過程全体において表明された各当事者の意思に基づきなされなければならない。
2. 契約に複数の異なる意義に理解され得る条項又は文言があるときは、契約の目的、性質に最も合致する意義に従って解釈しなければならない。
3. 契約に理解し難い条項又は文言があるときは、契約締結地における慣習に従って解釈される。
4. 契約における各条件は、当該各条項の意義が契約内容の全部と合致するように、相互の関係において解釈されなければならない。
5. 各当事者の共通の意思と契約において使用された文言との間に齟齬がある場合、各当事者の共通の意思が契約の解釈に用いられる。
6. 起案者が契約を相手方当事者に不利な内容に導いた場合、契約を解釈するときは、相手方当事者の利益になるようにしなければならない。

第 405 条 標準様式契約

1. 標準様式契約とは、一方当事者が、相手方当事者が合理的な期間内に回答するよう標準様式に従い提示する諸条項からなる契約である；被申込者が承諾の回答をしたときは、申込者が提示した標準様式契約の内容全部を承諾したものとみなされる。
標準様式契約は、被申込者が契約の諸内容について知り、又は知るべきであるように、公開されなければならない。
標準様式契約の公開の手順、手続は、法令の規定に基づき行われる。
2. 標準様式契約に明確でない条項がある場合、標準様式契約を提示した当事者が、当該条項を解釈する際に不利益を甘受しなければならない。
3. 標準様式契約に、標準様式契約を提示する当事者の責任を免除し、相手方当事者の責任を増し、又は正当な権利を排除する条項がある場合、この条項は効力を有しない。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 406 条 契約締結における一般取引条件

1. 一般取引条件とは、一方当事者が、契約の締結の被申込者一般に対して適用するために

公表する諸安定条項である；被申込者が契約締結を承諾したときは、当該各条項を承諾したものとみなされる。

2. 一般取引条件は、取引を確立した者が当該条件について知り、又は知るべきであるように当該取引条件が公開された場合において、取引を確立した者に対してのみ効力を有する。

一般取引条件の公開の手順、手続は、法令の規定に基づき行われる。

3. 一般取引条件は、各当事者間の公平を保証しなければならない。一般取引条件に、一般取引条件を提示した当事者の責任を免除し、相手方当事者の責任を増し、又は正当な権利を排除する規定がある場合、その規定は効力を有しない。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 407 条 契約の無効

1. 本法典第 123 条から第 133 条までの民事取引の無効に関する規定は、契約の無効についても適用される。
2. 主たる契約の無効は、付随契約を終了させる。ただし、各当事者が、付随契約が主たる契約に代替することを合意する場合を除く。この規定は義務の履行の担保措置には適用しない。
3. 付随契約の無効は、主たる契約を終了させない。ただし、各当事者が、付随契約が主たる契約の不可分の一部であることを合意する場合を除く。

第 408 条 履行することができない対象があることによる契約の無効

1. 締結の時から、契約に履行することができない対象がある場合、その契約は無効である。
2. 契約締結の際、一方当事者が、契約に履行することができない対象があることを知っていた又は知るべきであったのに、相手方当事者に知らせなかったために相手方当事者が契約を締結した場合、相手方当事者に損害を賠償しなければならない。ただし、相手方当事者が、契約に履行することができない対象があることを知っていた又は知るべきであった場合を除く。
3. この条第 1 項及び第 2 項の規定は、契約に履行することができない対象部分が一つ又は複数あるが、契約の残りの部分は引続き効力を有する場合にも適用される。

第 2 款 契約の履行

第 409 条 片務契約の履行

片務契約については、義務者は、合意したとおりに正しく義務を履行しなければならず、権利者の同意を得た場合に限り、期限の前又は後に履行することができる。

第410条 双務契約の履行

1. 双務契約の場合、各当事者が義務の履行期限を合意したときは、各当事者は期限が到来した時は自己の義務を履行しなければならない。本法典第411条及び第413条に規定する場合を除き、相手方当事者が自分に対する義務を未だ履行していないという理由で履行を延期することはできない。
2. 各当事者が、いずれの当事者が先に義務を履行するか合意していない場合、各当事者は互いに同時に義務を履行しなければならない。義務を同時に履行することができないときは、履行により多くの時間を要する義務を先に履行しなければならない。

第411条 双務契約における義務の履行を延期する権利

1. 先に義務を履行しなければならない当事者は、相手方当事者の義務履行能力が約束したとおり義務を履行することができない程度まで著しく減少した場合には、相手方当事者が義務の履行する能力を得る又は義務の履行を担保する措置を講じる時まで、義務の履行を延期する権利を有する。
2. 後に義務を履行する当事者は、先に義務を履行しなければならない当事者が自己の期限が到来した義務を未だ履行していないときは、期限が到来した義務の履行を延期する権利を有する。

第412条 双務契約における財産の留置

義務者が自己の義務を正しく履行しない場合、権利者は本法典第346条から第350条の規定に基づき義務者の財産に対する財産留置権²²を確立する。

第413条 一方当事者の故意過失により履行することができない義務

双務契約において、一方当事者が相手方当事者の故意過失により自分の義務を履行することができないときは、相手方当事者に対し、自分に対する義務を依然として履行するよう請求する、又は契約を解除して損害を賠償するよう請求する権利を有する。

第414条 各当事者の故意過失によらない義務の履行不能

双務契約において、一方当事者が義務を履行しないが、各当事者にとともに故意過失がない場合、義務を履行しない当事者は相手方当事者に対し自分に対する義務を履行するよう請求する権利を有しない。一方当事者が義務の一部を履行した場合は、相手方当事者に自分に対する相応する義務部分を履行するよう請求することができる。

第415条 第三者の利益のための契約の履行

第三者の利益のための契約を履行する時は、第三者は義務者に対し、自己に対する義務を

²² この項にだけ「留置権」と、「権」の文言が残っているが、単なる誤記と思われる。

履行するよう直接請求する権利を有する；契約の各当事者に契約の履行について紛争がある場合、第三者は、紛争が解決されるまで、義務の履行を請求する権利を有しない。

権利者も義務者に対し、第三者の利益のための契約を履行するよう請求することができる。

第 416 条 第三者の拒否権

1. 義務者が義務を履行する前に第三者が自己の利益を拒否する場合、義務者は義務を履行しなくてよいが、権利者に通知しなければならず、契約は解除されたものとみなされ、各当事者は互いに受領したものを返還しなければならない。
2. 義務者が義務を履行した後に第三者が自己の利益を拒否する場合、義務は完遂されたものとみなされ、権利者は義務者に対し依然として誓約を履行しなければならない。この場合において、契約から生じた当事者に属する利益は、契約が第三者の利益のためでないときは、彼らが享受者となる。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 417 条 第三者の利益のための契約の修正又は解除の不能

第三者が利益の享受に同意したときは、契約が未だ履行されていないとしても、契約を締結した各当事者は、第三者の同意を得た場合を除き、契約を修正し又は解除することができない。

第 418 条 違約罰²³の合意

1. 違約罰とは、契約中の各当事者間の合意であり、それにより義務に違反した当事者が違反された当事者に一定の金員を支払わなければならないものである。
2. 違約罰の額は各当事者の合意による。ただし、関係法律に異なる規定がある場合を除く。
3. 各当事者は、義務に違反した当事者は違約罰のみを負い、損害賠償はしなくてよいとする、又は違約罰を負い損害賠償もしなければならないとするか合意することができる。
各当事者が違約罰について合意したが、違約罰を負い損害賠償もしなければならないことについて合意していない場合、義務に違反した当事者は違約罰のみを負担しなければならない。

第 419 条 契約違反により賠償される損害

1. 契約違反により賠償される損害は、この条第 2 項、本法典第 13 条及び第 360 条の規定に基づき確定される。
2. 権利者は、本来であれば契約によってもたらされ自己が享受することができたはずの利益に対する損害賠償を請求することができる。権利者はまた、義務者に対し、契約義務が完遂されないことによって生じた費用の支払を請求することができるが、契約によって

²³ 「違約罰」は、原文では“phạt vi phạm”である。

もたらされる利益に対する損害賠償額と重複してはならない。

3. 権利者の請求により、裁判所は、義務者に対し、権利者へ精神的損害を賠償するよう命ずることができる。賠償額は、事件の内容に基づいて裁判所が決定する。

第 420 条 環境が本質的に変化したときの契約の履行

1. 環境は、次の各条件を満たすときに本質的に変化したものとする。
 - a) 環境の本質的な変化が契約締結後に生じた客観的原因による。
 - b) 契約締結の時点において、各当事者が環境の変化を事前予測することができなかった。
 - c) 環境が、もし各当事者が事前に知っていたら契約は締結されなかった又は締結されたとしても完全に異なる内容になったという程度にまで大きく変化した。
 - d) 契約内容を変更せずに契約の履行を続けることが一方当事者に重大な損害を生じさせると見込まれる。
 - d) 影響を受ける利益を有する当事者が、その能力が許し、契約の性質に合致する限りのあらゆる必要な措置を適用したが、利益への影響を阻止し、その程度を軽減することができない。
2. 環境が本質的に変化した場合、影響を受ける利益を有する者は、相手方当事者に対し、合理的期間内に契約の再交渉をするよう請求することができる。
3. 各当事者が合理的期間内に契約の修正について合意することができない場合、いずれかの各当事者は、裁判所に対して次の請求をすることができる。
 - a) ある確定した時点において契約を終了させる。
 - b) 環境が本質的に変化したことによる各当事者の権利及び合法的利益の均衡を取るために契約を修正する。

裁判所は、契約の終了が、修正後の契約を履行するための各費用と比べてもより大きな損害を生じるであろう場合においてのみ契約の修正を決定することができる。
4. 契約の修正、終了の交渉、裁判所の事案解決過程において、各当事者は、引き続き契約に基づく自己の義務を履行しなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 3 款 契約の修正、終了、解除

第 421 条 契約の修正

1. 各当事者は、契約の修正を合意することができる。
2. 契約は、本法典第 420 条の規定に基づき修正され得る。
3. 修正された契約は、当初の契約の形式を遵守しなければならない。

第 422 条 契約の終了

契約は、次の場合において終了する。

1. 契約が完遂された。
2. 各当事者の合意による。
3. 契約を締結した個人が死亡し、契約を締結した法人が存在を終えたが、契約が正にその個人、法人によって履行されなければならないものである。
4. 契約が解除され、履行を一方的に終了された。
5. 契約の対象がなくなったため契約を履行することができない。
6. 本法典第 420 条の規定に基づき契約が終了した。
7. 法律が規定するその他の場合

第 423 条 契約の解除

1. 一方当事者は、次の場合において契約を解除する権利を有し、損害を賠償しなくてよい。
 - a) 相手方当事者が、各当事者が合意した解除条件である契約違反をした。
 - b) 相手方当事者が、契約義務の重大な違反をした。
 - c) 法律が規定するその他の場合
2. 重大な違反とは、一方当事者が義務を正しく履行しないことが、相手方当事者が契約締結の目的を達することができなくなる程度にまで至ることをいう。
3. 契約の解除をする当事者は、相手方当事者に対し、解除について直ちに通知しなければならず、通知せずに損害を生じさせたときは賠償しなければならない。

第 424 条 義務の履行遅滞による契約の解除

1. 義務者が義務を正しく履行せず、権利者が合理的な期限内に義務を履行するよう請求したものの義務者が履行しない場合、権利者は契約を解除することができる。
2. 契約の性質又は各当事者の意思により、一定期限内に履行されなければ契約がその目的を達することができないのに、当該期限満了後も義務者が義務を正しく履行しない場合、相手方当事者は、この条第 1 項の規定にかかわらず、契約を解除することができる。

第 425 条 履行不能による契約の解除

義務者が自己の義務の一部又は全部を履行することができず、そのために権利者の目的を達成することができなくなった場合、権利者は契約を解除し、損害賠償を請求することができる。

第 426 条 財産が失われ、損傷した場合の契約の解除

一方当事者が、他の財産で返済若しくは補てんすることができず、又は修繕し、同種財産により代替することができない契約対象である財産を失い、損傷した場合、相手方当事者は契約を解除することができる。

違反した当事者は、失われ、損傷した財産の価値に等しい金銭により賠償しなければならない

ない。ただし、異なる合意がある又は本法典第 351 条 2 項, 3 項及び第 363 条の規定に基づく場合を除く。

第 427 条 契約解除の効果

1. 契約が解除されたときは、契約は締結時点から効力を有さず、各当事者は合意された義務を履行する必要はない。ただし、違約罰、損害賠償に関する合意及び紛争解決に関する合意を除く。
2. 各当事者は、契約の履行における合理的な費用及び財産の保管、開発費用を差し引いた後、互いに受領したものを返還しなければならない。
返還は現物によりなされる。現物による返還ができない場合、返済するため金銭的価値に換算する。
各当事者がともに返還義務を負う場合、返還は同時に履行されなければならない。ただし、異なる合意がある又は法令に異なる規定がある場合を除く。
3. 相手方当事者の義務違反行為により損害を受けた当事者は、損害の賠償を受ける。
4. 人格権に係る契約の解除の悪影響の解決は、本法典及びその他の関係法律が規定するところによる。
5. 契約の解除が本法典第 423 条, 第 424 条, 第 425 条及び第 426 条の規定に基づかない場合、契約を解除する当事者は義務違反当事者であると確定され、本法典、その他の関係法律の規定に基づき、義務を正しく履行しないことによる民事責任を履行しなければならない。

第 428 条 契約の履行の一方的終了

1. 一方当事者は、相手方当事者が契約上の義務に重大に違反した、又は各当事者に合意がある若しくは法令に規定があるときは、契約の履行を一方的に終了することができ、損害を賠償する必要もない。
2. 契約の履行を一方的に終了する当事者は、相手方当事者に対し、契約の終了について直ちに通知して知らせなければならず、通知せずに損害を生じさせたときは賠償しなければならない。
3. 契約が遅行を一方的に終了されたときは、相手方当事者が終了通知を受け取った時点から契約は終了する。各当事者は、違約罰、損害賠償に関する合意及び紛争解決に関する合意を除き、引き続き義務を履行する必要はない。義務を履行済みの当事者は、相手方当事者に対し、履行済みの義務分の清算を請求することができる。
4. 相手方当事者の契約上の義務を正しく履行しない行為により損害を受けた者は、賠償を受ける。
5. 契約の履行の一方的な終了がこの条第 1 項の規定に基づかない場合、契約の履行を一方的に終了する当事者は義務違反当事者であると確定され、本法典、その他の関係法律の規

定に基づき、義務を正しく履行しないことによる民事責任を履行しなければならない。

第 429 条 契約に関する提訴時効

裁判所に対して契約紛争の解決を請求するための提訴時効は、請求権を有する者が自己の権利又は合法的利益が侵害されたことを知り又は知るべきであった日から 3 年である。

第 XVI 章 典型契約

第 1 節 財産売買契約

第 430 条 財産売買契約

財産売買契約とは、売主が買主に財産の所有権を移転し、買主が金員を支払う旨の各当事者間の合意である。

住宅売買、その他の目的に使用するための建物売買の契約は、本法典、住宅法及びその他の関係法律の規定に基づき行われる。

第 431 条 売買契約の対象

1. 本法典に規定される財産はいずれも売買契約の対象とすることができる。法律の規定に基づき財産の譲渡が禁止又は制限される場合、売買契約の対象である財産は当該各規定に合致していなければならない。
2. 売却財産は、売主の所有に属する、又は売主が売却権を有するものである。

第 432 条 売買財産の品質

1. 売買財産の品質は、各当事者の合意による。
2. 財産の品質に関する基準が公表されている又は権限のある国家機関により規定されている場合、財産の品質に関する各当事者の合意は、公表されている又は権限のある国家機関によって規定されている品質基準に従って確定される財産の品質より劣ってはならない。
3. 各当事者が売買財産の品質について合意していない、又は明確に合意していないときは、売買財産の品質は、公表された財産の品質に関する基準、権限のある国家機関の規定に基づき、又は産業基準に従って確定される。

公表された財産の品質に関する基準、権限のある国家機関の規定及び産業基準がない場合、売買財産の品質は、契約締結の目的に合致する通常の基準又は固有の基準によって、また消費者権利保護法の規定に基づき確定される。

第 433 条 価格及び弁済の方式

1. 価格、弁済の方式は、各当事者の合意により又は各当事者の請求に基づき第三者が確定

するところによる。法令が、価格、弁済の方式は権限のある国家機関の規定に基づかなければならないと規定する場合、各当事者の合意は当該規定に合致していなければならない。

2. 価格、弁済の方式に関する合意がない又は合意が明確でない場合、価格は市場価格に従い確定され、弁済の方式は契約締結の地点及び時点における慣習に従い確定される。

第 434 条 売買契約の履行期限

1. 売買契約の履行期限は、各当事者の合意による。売主は、合意した期限どおりに買主に財産を引き渡さなければならない。売主は、買主の同意を得た場合に限り、財産を期限の前又は後に引き渡すことができる。
2. 各当事者が財産引渡しの期限を合意していない場合、いつでも、買主は売主に対し財産を引き渡すよう請求する権利を有し、売主も買主に対し財産を受領するよう請求する権利を有するが、互いに合理的な期間を置いて事前に通知しなければならない。
3. 買主は合意した期限に従って購入代金を弁済する。弁済期限が確定されていない又は明確に確定されていないときは、買主は、購入財産を受領した時点又は財産の所有権証明書を受領した時点で直ちに弁済しなければならない。

第 435 条 財産引渡しの地点

財産引渡しの地点は、各当事者の合意による。合意がないときは、本法典第 277 条 2 項の規定を適用する。

第 436 条 財産引渡しの方式

1. 財産は、各当事者が合意した方式に従って引き渡される；合意がないときは、財産は、売主により一度にかつ直接に買主へ引き渡される。
2. 合意により、売主が買主に複数回に分けて財産を引き渡す場合で、売主が一回の引渡義務を正しく履行しないときは、買主は当該違反の回に関係する契約部分を解除して、損害賠償を請求することができる。

第 437 条 数量どおりでない財産の引渡しによる責任

1. 売主が、合意した数量より多い数量の財産を引き渡す場合、買主は、超過部分を受領し又は受領しない権利を有する；受領したときは、契約において合意された価格に基づき、超過部分について清算しなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. 売主が、合意した数量より少ない数量の物を引き渡す場合、買主は、次のいずれかの権利を有する。
 - a) 引き渡された部分を受領し、売主が不足する部分を引き渡すための期限を定める。
 - b) 引き渡された部分を受領し、損害賠償を請求する。

- c) 違反により買主が契約締結の目的を達することができないときは、契約を解除して損害賠償を請求する。

第 438 条 (同セット物を) 同セットでなく引渡すことによる責任

1. 引き渡された物が同セットでなく、物の使用目的を達することができない場合、買主は、次のいずれかの権利を有する。
 - a) 受領するとともに、売主に不足する部分又は部品の引渡しを請求し、損害賠償を請求し、受領した部分又は部品に対する弁済を物が同セットとして引き渡されるまで延期する。
 - b) 契約を解除するとともに、損害賠償を請求する。
2. 買主が金員を支払ったが、同セットでない引渡しにより未だ物を受領していない場合、契約を履行しなければならない時点から物が同セットとして引き渡されるまで、支払った金額に対し、各当事者間で合意した利率に従い利息の支払を受けることができるが、本法典第 468 条第 1 項に規定される利率を超えることはできない；合意がないときは、本法典第 468 条 2 項の規定に基づくものとし、売主に対し、同セットでない物を引き渡したことによる損害の賠償を請求することができる。

第 439 条 種類どおりでない財産の引渡しによる責任

種類どおりでない財産が引き渡される場合、買主は次のいずれかの権利を有する。

1. 受領するとともに、各当事者の合意による価格に従って弁済をする。
2. 種類どおりの財産の引渡し及び損害賠償を請求する。
3. 種類どおりでない引渡しにより買主が契約締結の目的を達することができないときに、契約を解除し、損害賠償を請求する。

財産が複数の種類からなり、売主が一つ又はいくつかの種類を合意どおりに引き渡さない場合、買主は、その財産の種類に係る契約の一部を解除し、損害賠償を請求することができる。

第 440 条 金銭支払義務

1. 買主は契約において規定される期限、地点及び金額に従って金員を弁済する義務を負う。
2. 各当事者が財産の引渡期限のみを合意している場合、金員の弁済期限も財産の引渡期限に照応して確定される。各当事者が財産の引渡期限及び金員の弁済期限を合意していない場合、買主は財産を受領した時点で金員を弁済しなければならない。
3. 買主が金銭支払義務を正しく履行しない場合、本法典第 357 条の規定に基づき、支払が遅滞した額に対する利息を支払わなければならない。

第 441 条 危険負担の時点

1. 売主は財産が買主に引き渡される前に財産に対する危険を負担し、買主は財産を受領した時点から財産に対する危険を負担する。ただし、各当事者に異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除く。
2. 法令が財産に対する所有権を登記しなければならないと規定している財産の売買契約については、売主は登記手続の完了時まで危険を負担し、買主は登記手続の完了時から危険を負担する。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 442 条 運送費用及び所有権の移転に関する費用

1. 運送費用及び所有権の移転に関する費用は各当事者の合意による。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く。
2. 各当事者が合意していない又は明確に合意していない場合、運送費用及び所有権の移転に関する費用は、権限のある機関が規定、公表する費用又は産業基準に従って確定される。
3. この条第 1 項及び 2 項の規定に基づき確定する根拠がない場合、運送費用及び所有権の移転に関する費用は、契約締結の目的に合致する通常の基準又は固有の基準に従って確定される。
4. 運送費用及び所有権の移転に関する費用について各当事者が合意しておらず、法令も規定していない場合、売主が財産の引渡地点までの運送費用及び所有権の移転に関する費用を負担する。

第 443 条 情報の提供及び使用方法の案内義務

売主は買主に対し、売買財産に関する必要な情報を提供し、その財産の使用方法を案内する義務を有する；売主がこの義務を履行しないときは、買主は、売主に対し、合理的期間内に履行するよう請求することができる；売主が依然として履行しないことにより買主が契約締結の目的を達することができないときは、買主は、契約を解除し、損害賠償を請求する権利を有する。

第 444 条 売買財産に対する買主の所有権の保証

1. 売主は、買主に売却した財産に対する所有権が第三者によって争われないよう保証する義務を有する。
2. 財産が第三者によって争われる場合、売主は、買主の側に立って買主の権利を保護しなければならない。第三者が売買財産の一部又は全部の所有権を有するときは、買主は、契約を解除し、売主に損害賠償を請求する権利を有する。
3. 売買財産が第三者の所有に属することを買主が知っていた又は知るべきであったのに購入した場合、買主は財産を所有者に返還しなければならない、損害賠償請求権を有しない。

第 445 条 売買物の品質の保証

1. 売主は、売買物の使用価値又は各特性を保証しなければならない；買主は、購入後に購入した物の価値を喪失し又は使用価値を減ずる瑕疵を発見したときは、瑕疵を発見した時に直ちに売主に対して通知しなければならず、瑕疵のある物の修繕、他の物との交換、値引き及び損害賠償を請求する権利を有する。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. 売主は、物が商品の包装上の描写、商標と合致すること又は買主が選択した見本と合致することを保証しなければならない。
3. 売主は、次の場合においては、物の瑕疵に関する責任を負わない。
 - a) 購入した時に買主が知っていた又は知るべきであった瑕疵
 - b) 競売物、古物商が売却した物
 - c) 物の瑕疵の発生について買主に故意過失がある

第 446 条 保証義務

保証について各当事者が合意し又は法令に規定があるときは、売主は、保証期間と呼ばれる一定の期間中、売買物に対する保証義務を有する。

保証期間は、買主が物を受領すべき義務を負う時点から計算される。

第 447 条 保証請求権

保証期間内に、買主が売買物の瑕疵を発見したときは、売主に無償による修繕、値引き、瑕疵のある物の他の物への交換、又は物の返還及び代金の取戻しを請求する権利を有する。

第 448 条 保証期間中の物の修繕

1. 売主は、物を修繕し、物が約束した各品質基準を満たし又は各特性を十分備えるよう保証しなければならない。
2. 売主は、物の修繕並びに修繕所まで及び修繕所から買主の居所又は事務所までの運送費用を負担する。
3. 買主は売主に対し、各当事者が合意した期間又は合理的な期間内に修繕を完了するよう請求する権利を有する。この期間内に売主が修繕することができない又は修繕を完了することができないときは、買主は売主に対し、値引き、瑕疵のある物のその他の物への交換、又は物の返還し及び代金の取戻しを請求する権利を有する。

第 449 条 保証期間中の損害賠償

1. 各保証措置の履行を請求するほか、買主は売主に対し、保証期間中に物の技術的な瑕疵によって生じた損害を賠償するよう請求する権利を有する。
2. 売主は、生じた損害が買主の故意過失によることを証明すれば、損害を賠償しなくてよ

い。買主が、損害を回避、制限するために必要で可能な各措置を採らない場合、売主は損害賠償額を減額することができる。

第 450 条 財産権の売買

1. 財産権の売買の場合、売主は買主に対して書類を引き渡し、所有権の移転手続きを行い、買主は売主に対して代金を支払わなければならない。
2. 財産権が金銭支払請求権であり、売主が債務者の弁済能力の保証を約束した場合、期限が到未したが債務者が支払わないときは、売主は、連帯して弁済の責任を負わなければならない。
3. 財産権に対する所有権が移転する時点は、買主が当該財産権に対する所有権に関する書類を受領した時点、又は法令に規定があるときは所有権移転を登記した時点である。

第 451 条 財産の競売

財産は、所有者の意思又は法令の規定に基づき競売にかけることができる。共同所有に属する財産の競売は、共同所有者全員の同意を得なければならない。ただし、異なる合意又は法令に異なる規定がある場合を除く。

財産の競売は、客観性、公開性、透明性の原則を保証し、各参加当事者の権利、合法的な利益を保障し、財産の競売に関する法令の規定に基づき行われなければならない。

第 452 条 試用後の購入

1. 各当事者は、買主は試用期間と呼ばれる一定の期間、購入物を試用することができる旨合意することができる。試用期間中、買主は購入する又は購入しない旨回答することができる。試用期間が満了したが買主が回答しない場合、試用物を受領する前に合意した各条件に従って購入を承諾したものとみなされる。
各当事者が試用期間について合意していない又は明確に合意していない場合、この期間は同種の物を対象とする取引の慣習に従って確定される。
2. 試用期間中は、物は依然として売主の所有に属する。売主は、異なる合意がある場合を除き、物に対して生じるすべての危険を負担しなければならない。試用期間中で買主が未だ回答をしていないときは、売主は、財産の売却、贈与、賃貸、交換、抵当権の設定、質入れすることができない。
3. 試用者は、購入しない旨回答する場合、売主に物を返還しなければならず、試用物を失い、損傷したときは、売主に損害を賠償しなければならない。試用者は、試用によって生じた通常の損耗について責任を負わなくてよく、試用によってもたらされた天然果実を返還しなくてよい。

第 453 条 後払い又は分割払による購入

1. 各当事者は、買主が購入財産を受領した後一定の期間内に代金を後払い又は分割払する旨合意することができる。売主は、買主が代金を完済するまで売却財産に対する所有権を留保することができる。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. 後払い又は分割払の契約は、文書によりなされなければならない。買主は、異なる合意がある場合を除き、後払い又は分割払で購入した財産を使用する権利を有し、使用期間中の危険を負担しなければならない。

第 454 条 売却した財産の買戻し

1. 売主は、売却した財産を買戻期間と呼ばれる一定の期間後に買い戻す権利について買主と合意することができる。
財産買戻期間は各当事者の合意による；合意がない場合、買戻期間は、関係法律に異なる規定がある場合を除き、財産の引渡し時点から動産については 1 年、不動産については 5 年を超えないものとする。この期間中、売主は、いつでも買い戻す権利を有するが、買主に合理的な期間を置いて事前に通知しなければならない。買戻しの価格は、異なる合意がある場合を除き、買戻しの時点及び地点における市場価格である。
2. 買戻期間中、買主は、異なる合意がある場合を除き、財産の所有権を他の主体に移転する取引を確立することはできず、財産に対する危険を負担しなければならない。

第 2 節 財産交換契約

第 455 条 財産交換契約

1. 財産交換契約とは、各当事者が互いに財産の引渡し及び財産に対する所有権の移転を行う旨の各当事者間の合意である。
2. 財産交換契約は、法令に規定があるときは、公証、確証又は登記のある文書によりなされなければならない。
3. 一方当事者が、相手方当事者に対し、自己の所有権に属さない又は所有者の委任を受けていない財産を交換した場合、相手方当事者は契約を解除し、損害賠償を請求する権利を有する。
4. 各当事者はいずれも、相手方当事者へ引き渡す財産については売主、受領する財産については買主とみなされる。売買契約に関する本法典第 430 条から 439 条、第 441 条から第 449 条及び第 454 条の規定は財産交換契約に対しても適用される。

第 456 条 差額の清算

価値に差がある財産を交換する場合、各当事者は互いにその差額分を清算しなければならない。ただし、異なる合意がある又は法令に異なる規定がある場合を除く。

第3節 財産贈与契約

第457条 財産贈与契約

財産贈与契約とは、贈与者が受贈者に対価を請求せずに自己の財産を引き渡して所有権を移転し、受贈者が受領を同意する旨の各当事者間の合意である。

第458条 動産の贈与

1. 動産の贈与契約は、受贈者が財産を受領した時点から効力を生じる。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. 法律に所有権登記の規定がある動産については、贈与契約は登記の時点から効力を生ずる。

第459条 不動産の贈与

1. 不動産贈与契約は、公証、確証のある文書によりなされなければならない、又は不動産が法令の規定に基づき所有権を登記しなければならないときは登記しなければならない。
2. 不動産贈与契約は、登記の時点から効力を生ずる；不動産が所有権を登記する必要のないときは、贈与契約は財産の引渡しの時点から効力を生ずる。

第460条 自己の所有に属さない財産を故意に贈与することによる責任

贈与者が自己の所有に属さない財産を故意に贈与し、受贈者がそれを知らず又は知ることができない場合、贈与者は、所有者が財産を取り戻したときは、受贈者に財産の価値を増加させるために要した費用を弁済しなければならない。

第461条 贈与財産の瑕疵の通知

贈与者は、贈与財産の瑕疵を受贈者に通知する義務を負う。贈与者が財産に瑕疵があることを知りながら通知しなかった場合、生じた損害を受贈者に賠償する責任を負わなければならない。贈与者が贈与財産の瑕疵を知らなかった場合、損害賠償責任を負わなくてよい。

第462条 財産の条件付き贈与

1. 贈与者は受贈者に対し、贈与の前又は後に一又は複数の義務を履行するよう請求することができる。贈与の条件は、法律の禁止事項に違反し、社会道徳に反してはならない。
2. 贈与の前に義務を履行しなければならない場合で、受贈者が義務を完遂したのに贈与者が財産を引き渡さないときは、贈与者は、受贈者が履行した義務について清算しなければならない。
3. 贈与の後に義務を履行しなければならない場合で、受贈者が義務を履行しないときは、

贈与者は、財産を取り戻し、損害賠償を請求する権利を有する。

第4節 財産消費貸借契約

第463条 財産消費貸借契約

財産消費貸借契約とは、貸主が借主に財産を引き渡し；返還期限が到来した時は借主が貸主に数量、品質どおりの同類の財産を返済しなければならず、合意がある又は法令に規定があるときには利息を支払わなければならない旨の各当事者間の合意である。

第464条 消費貸借財産に対する所有権

借主は、財産を受領した時点から消費貸借財産の所有者となる。

第465条 貸主の義務

貸主は、次の各義務を負う。

1. 借主に対し、合意した時点及び地点において、品質、数量どおりに完全に引き渡す。
2. 貸主が財産が品質を備えていないことを知りながら借主に通知しなかったときは、借主が知りながらなお当該財産を受領した場合を除き、借主に損害を賠償する。
3. 期限前に借主に財産の返還を請求してはならない。ただし、本法典第470条に規定する場合又はその他の関係法律が異なる規定をする場合を除く。

第466条 借主の債務返済義務

1. 異なる場合がある場合を除き、金銭である財産を借りた者は、期限が到来した時は十分な金員を返済しなければならず、物である財産を借りた者は、数量、品質どおりの同類物を返済しなければならない。
2. 借主が物を返済することができない場合、貸主の同意を得れば、債務返済の地点及び時点における借りた物の価値に従って金員により返済することができる。
3. 債務返済の地点は、異なる合意がある場合を除き、貸主の居所又は事務所である。
4. 無利息で借りたが、期限が到来しても借主が債務を返済しない又は完全に返済しない場合、貸主は、返済が遅滞した期間に応じて、返済遅滞額に対する本法典第468条2項の規定に基づく利率による利息の支払を請求することができる。ただし、異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場合を除く。
5. 利息付きで借りたが、期限が到来しても借主が返済しない又は完全に返済しない場合、借主は次のとおり返済しなければならない。
 - a) 期限到来まで未返済の借入期間に応じた元本に対する利息は、契約で合意した利率に従う；支払が遅滞した場合、本法典第468条2項に規定する利率に従った利息も支払わなければならない。

- b) 未返済のまま期限を超過した元本に対する利息は、返済が遅滞した期間に応じて、契約に基づく150%の借入利率である。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第467条 消費貸借財産の使用

各当事者は、消費貸借財産は消費貸借の目的どおりに使用されなければならない旨合意することができる。貸主は、財産の使用を検査する権利を有し、注意喚起したが借主が依然として財産を目的に反して使用するときは、期限前に財産を取り戻す権利を有する。

第468条 利率

1. 消費貸借の利率は、各当事者の合意するところによる。

各当事者が利率について合意した場合、利率は合意に基づくが、1年間当たり借入額の20%を超えることはできない。ただし、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除く。実際の状況を根拠とし、及び政府の提案に基づき、国会常務委員会は上記利率の程度の調整を決定し、直近の会期において国会へ報告する。

合意に基づく利率がこの項に規定される上限利率を超える場合、超過する利率部分は効力を有しない。

2. 各当事者に利息の支払についての合意があるが利率について明確に確定せず、利率についての紛争がある場合、利率は債務返済の時点におけるこの条第1項に規定する上限利率の50%と確定される。

第469条 期限のない消費貸借契約の履行

1. 期限がない無利息の消費貸借契約では、いずれも、貸主は財産を取り戻す権利を有し、借主も債務を返済する権利を有するが、互いに合理的な期間を置いて事前に通知しなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. 期限がない利息付き消費貸借契約では、貸主はいつでも財産を取り戻す権利を有するが、合理的な期間を置いて事前に借主に通知しなければならない。貸主は、財産を受領する時点までの利息の支払を受けることができ、借主もいつでも財産を返還する権利を有し、債務返済時点までの利息のみを支払えば足りるが、合理的な期間を置いて事前に貸主に通知しなければならない。

第470条 期限付き消費貸借契約の履行

1. 期限付きの無利息消費貸借契約では、借主はいつでも財産を返還する権利を有するが、合理的な期間を置いて事前に貸主に通知しなければならない。貸主は、借主の同意を得た場合に限り、期限前に財産を取り戻すことができる。
2. 期限付きの利息付き消費貸借契約では、借主は期限前に財産を返済することができるが、期限に従った利息の全部を支払わなければならない。ただし、異なる合意がある又は法律

に異なる規定がある場合を除く。

第471条 講（ホ、ファイ、ビエウ、フオン）

1. ホ、ファイ、ビエウ、フオン（以下「講」と総称する。）とは、一団の人の集合の、人数、期間、金額又はその他の財産の数、講の拠出又は受領の規則及び各構成員の権利、義務を定める合意を基礎とする慣習による財産に関する取引の形式である。
2. 人民間の相互扶助を目的とする講の組織は、法令の規定に基づき行われる。
3. 講の組織に利息がある場合、利率の程度は本法典の規定を遵守しなければならない。
4. 高利消費貸借の形式による講の組織は厳禁する。

第5節 財産貸借契約

第1款 財産貸借契約に関する総則

第472条 財産貸借契約

財産貸借契約とは、貸貸人が賃借人に財産を引き渡して一定期間使用させ、賃借人が賃料を支払う旨の各当事者間の合意である。

住宅貸借契約、その他の目的に使用するための建物貸借契約は、本法典、住宅法及びその他の関係法令の規定に基づき行われる。

第473条 賃料

1. 法律に異なる規定がある場合を除き、賃料は各当事者の合意又は各当事者の請求に基づき第三者が確定するところによる。
2. 合意がない又は合意が明確でない場合、賃料は、契約締結の地点及び時点における市場価格に従って確定される。

第474条 賃貸借期間

1. 賃貸借期間は、各当事者の合意による。合意がないときは、賃貸借の目的に従って確定される。
2. 各当事者が賃貸借期間について合意しておらず、賃貸借期間を賃貸借の目的に従って確定することもできない場合、いずれの当事者もいつでも契約を終了させる権利を有するが、合理的な期間をおいて事前に相手方当事者に通知しなければならない。

第475条 転貸借

賃借人は、貸貸人の同意を得たときは、自己が賃借した財産を転貸することができる。

第 476 条 賃貸借財産の引渡し

1. 賃貸人は、合意したとおりの数量、品質、種類、状態、時点、地点において、賃借人に財産を引き渡し、その財産の使用に必要な情報を提供しなければならない。
2. 賃貸人が財産の引渡しを遅滞する場合、賃借人は、財産引渡しの期限を延期し又は契約を解除し、損害賠償を請求することができる。賃貸借財産が合意したとおりの品質でないときは、賃借人は、賃貸人に修繕、賃料の減額を請求し、又は契約を解除し、損害賠償を請求する権利を有する。

第 477 条 賃貸借財産の使用価値を保証する義務

1. 賃貸人は、賃貸借期間を通じて、賃貸借財産が合意した状態にあり、賃貸借の目的に合致するよう保証しなければならない。賃貸人は、慣習により賃借人が自ら修繕しなければならない小さい故障を除き、賃貸借財産の故障、瑕疵を修繕しなければならない。
2. 賃借人の故意過失によらずに賃貸借財産の使用価値が減少した場合、賃借人は、賃貸人に対し、次の措置のうち一つ又はいくつかを実施するよう請求する権利を有する。
 - a) 財産の修繕
 - b) 賃料の値引き
 - c) 賃貸借財産に賃借人が知らない瑕疵があり又は賃貸借財産を修繕することができず、それにより賃貸借の目的を達することができないときは、他の財産への交換又は契約の履行の一方的終了及び損害賠償請求
3. 賃貸人が通知を受けたのに修繕しない又は時機に遅れて修繕する場合、賃借人は自ら合理的費用により賃貸借財産を修繕することができ、賃貸人に通知しなければならないものの、修繕費用を弁済するよう賃貸人に請求することができる。

第 478 条 賃借人に財産の使用権を保証する義務

1. 賃貸人は、賃借人に財産の安定した使用権を保証しなければならない。
2. 賃貸借財産の所有権に関する紛争が生じ、賃借人が財産を安定的に使用することができない場合、賃借人は、契約の履行を一方的に終了し、損害賠償を請求する権利を有する。

第 479 条 賃貸借財産の保管義務

1. 賃借人は、賃貸借財産を保管し、保守し、小規模の修繕をしなければならない；財産を失い、又は損傷したときは賠償しなければならない。
賃借人は、賃貸借財産の使用による自然損耗については責任を負わない。
2. 賃借人は、賃貸人の同意を得たときは、賃貸借財産を補修し、価値を増加させることができ、賃貸人に対して合理的な費用の弁済を請求することができる。

第 480 条 効用, 目的に従った賃貸借財産の使用義務

1. 賃借人は, 財産の効用及び合意した目的とおりに賃貸借財産を使用しなければならない。
2. 賃借人が目的, 効用とおりに賃貸借財産を使用しない場合, 賃貸人は, 契約の履行を一方的に終了し, 損害賠償を請求する権利を有する。

第 481 条 賃料の支払

1. 賃借人は, 合意した期限どおりに賃料を完全に支払わなければならない。賃料の支払期限に関する合意がないときは, 賃料の支払期限は, 賃料支払地の慣習に従って確定される。慣習に従って期限を確定することができない場合, 賃借人は, 賃貸借財産を返還する時に賃料を支払わなければならない。
2. 各当事者が定期的な賃料の支払を合意をした場合, 賃借人が 3 回連続で賃料を支払わないときは, 異なる合意がある又は法令に異なる規定がある場合を除き, 賃貸人は, 契約の履行を一方的に終了する権利を有する。

第 482 条 賃貸借財産の返還

1. 賃借人は, 自然消耗を除き受領した時と同じ状態で, 又は合意した状態とおりに, 賃貸借財産を返還しなければならない。自然損耗を除き, 受領した時の状態と比較して賃貸借財産の価値が減少した場合, 賃貸人は, 損害賠償を請求する権利を有する。
2. 賃貸借財産が動産である場合, 異なる合意がある場合を除き, 賃貸借財産の返還地点は賃貸人の居所又は事務所である。
3. 賃貸借財産が家畜である場合, 異なる合意がある場合を除き, 賃借人は, 賃借した家畜及び賃貸借期間中に生まれたすべての家畜を返還しなければならない。賃貸人は, 生まれた家畜の飼育費用を賃借人に弁済しなければならない。
4. 賃借人が賃貸借財産の返還を遅滞したときは, 賃貸人は, 賃借人に賃貸借財産の返還, 遅滞期間中の賃料の支払及び損害賠償を請求する権利を有する。賃借人は, 合意があるときは, 賃貸借財産返還の遅滞による違約罰金を支払わなければならない。
5. 賃借人は遅滞期間中, 賃貸借財産に対して生じる危険を負担しなければならない。

第 2 款 財産請負賃貸借契約

第 483 条 財産請負賃貸借契約

財産請負賃貸借契約とは, 請負賃貸人が, 請負賃借人に対し, 効用を開発し, 請負賃貸借財産から得られる天然果実, 法定果実を享受するために財産を引き渡し, 請負賃借人が賃料支払義務を負う旨の各当事者間の合意である。

第 484 条 財産請負貸借契約の対象

財産請負貸借契約の対象は、法令に異なる規定がある場合を除き、土地、森林、未開発の水面、家畜、生産、経営施設、その他の効用の開発、天然果実、法定果実の享受に必要な生産資材、設備である。

第 485 条 請負貸借の期間

請負貸借の期間は、当事者の合意による。合意がない又は合意はあるが明確でない場合、請負貸借の期間は、請負貸借の対象の性質に合致する生産、経営の周期に従って確定される。

第 486 条 請負賃借料

賃借料は各当事者の合意による；入札による請負貸借のときは、請負賃借料は、入札の結果に従って確定された賃料である。

第 487 条 請負貸借財産の引渡し

請負貸借財産を引き渡す時は、各当事者は、請負貸借財産の状態の評価記録を作成し、請負貸借財産の価値を確定しなければならない。

各当事者が価値を確定しない場合、第三者を招聘して価値を確定し、文書を作成しなければならない。

第 488 条 請負賃借料の支払及び支払の方式

1. 請負賃借料は、現物により、金員により又は仕事の実施により支払うことができる。
2. 請負賃借人は、請負貸借財産の効用を開発しなくても賃料を完全に支払わなければならない。
3. 請負貸借契約を締結する際、各当事者は、請負賃借料の減額の条件について合意することができる。不可抗力の事象により少なくとも 3 分の 1 の天然果実、法定果実が失われたときは、請負賃借人は、異なる合意がある場合を除き、請負賃借料の減額又は免除を請求する権利を有する。
4. 請負賃借人が収穫期又は請負貸借財産の効用開発の周期に従って現物を支払わなければならない場合、収穫期が終了した又は開発周期が終了した時点で支払わなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。
5. 賃借請負人が仕事を実施しなければならない場合、その仕事を正しく実施しなければならない。
6. 請負賃料の支払期限は各当事者の合意によるものとし、各当事者に合意がない場合、請負賃借人は、各月の最終日に弁済しなければならない；生産、経営周期に従った請負賃借料の場合、遅くともその生産、経営周期が終了したときに賃料を弁済しなければならない。

第 489 条 請負貸借財産の開発

請負借人は、請負貸借財産を合意した目的のとおり開発し、請負貸人に定期的に財産の状態及び財産開発の状況を報告しなければならない。請負貸人が請求する又は緊急の報告が必要な場合、請負借人は直ちに報告しなければならない。請負借人が目的のとおり請負貸借財産の効用を開発しない場合、請負貸人は、契約の履行を一方的に終了し、損害賠償を請求する権利を有する。

第 490 条 請負貸借財産の保管、保守、処分

1. 請負貸借財産を開発する期間内中、請負借人は、異なる合意がないときは、請負貸借財産及び付属設備を自己の費用で保管、保守しなければならない。請負借人は、請負貸借財産を失い、損傷し、又は価値を失わせ、価値を減少させたときは、損害を賠償しなければならない。請負借人は、請負貸借財産の使用による自然消耗について責任を負わない。

2. 請負借人は、合意があるときは、請負貸借財産を自ら修繕し、改良することができるが、包括貸借財産の価値を保全しなければならない。

請負貸人は、合意に基づき、請負貸借財産の修繕又は改良のための合理的な費用を請負借人に弁済しなければならない。

3. 請負借人は、請負貸人の同意を得た場合を除き、転請負貸することはできない。

第 491 条 請負貸借家畜に関する天然果実の享受及び損害の負担

家畜の請負貸借期間中、請負借人は、生まれた家畜の半分を享受することができ、不可抗力の事象による請負貸借家畜に関する損害の半分を負担しなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。

第 492 条 請負貸借契約の履行の一時的な終了

1. 一方の当事者が契約の履行を一時的に終了する場合、相手方当事者に合理的な期間を置いて事前に通知しなければならない。収穫期又は開発周期に従って請負貸借する場合、事前の通知期限は、収穫期又は開発周期に合致していなければならない。

2. 請負借人が義務を違反したが、請負貸借の対象の開発が請負借人の唯一の生活源であり、請負借を継続しても請負貸人の利益に著しい影響を与えない場合、請負貸人は、契約の履行を一時的に終了することができない。請負借人は、請負貸人に契約違反を継続しないことを約束しなければならない。

第 493 条 請負貸借財産の返却

請負貸借契約が終了する時は、請負借人は、合意した消耗の程度に合致する状態の請

賃貸貸借財産を返還しなければならない。請賃貸貸借財産の価値を失わせ又は価値を減少させたときは、損害を賠償しなければならない。

第6節 財産使用貸借契約

第494条 財産使用貸借契約

財産使用貸借契約とは、使用貸主が、使用借主に対し、一定期間無償で使用させるために財産を引き渡し、使用借主が、貸借期限満了時又は使用貸借の目的が達成されたときに当該財産を返還しなければならない旨の各当事者間の合意である。

第495条 財産使用貸借契約の対象

消耗しない財産はすべて、財産使用貸借契約の対象となり得る。

第496条 財産の使用借主の義務

1. 使用貸借財産を保存し、保管する。財産の状態を勝手に変更することはできない。財産に通常の損傷があるときは、修繕しなければならない。
2. 使用貸主の同意を得ずに、他人に転貸することはできない。
3. 期限どおりに使用貸借財産を返還する。財産返還期限について合意がないときは、使用借主は、使用貸借の目的を達した後直ちに財産を返還しなければならない。
4. 使用貸借財産を失い、損傷したときは、損害を賠償する。
5. 財産の使用借主は、返還を遅滞している期間中、使用貸借財産に関する危険を負担しなければならない。

第497条 財産の使用借主の権利

1. 財産の効用及び合意した目的のとおり、使用貸借財産を使用することができる。
2. 合意があるときは、使用貸主に対し、使用貸借財産の修繕又は価値増加に関する合理的な費用の弁済を請求する。
3. 使用貸借財産の自然消耗について責任を負わなくてよい。

第498条 財産の使用貸主の義務

1. 財産の使用に関する、また瑕疵があるときは財産の瑕疵に関する必要な情報を提供する。
2. 合意があるときは、財産の修繕費用、価値増加に関する費用を使用借主に弁済する。
3. 財産に瑕疵があることを知りながら使用借主に通知せず、使用借主に損害を生じさせた場合、損害を賠償する。ただし、使用借主が知っていた又は知るべきであった瑕疵を除く。

第 499 条 財産の使用貸主の権利

1. 使用貸借期間について合意がないときは、使用借主が目的を達成した後直ちに財産を取り戻す。貸主に突然の需要があり、使用貸借財産を緊急に使用する必要があるときは、使用借主が未だ目的を達していなくても財産を取り戻すことができるが、合理的な期間を置いて事前に通知しなければならない。
2. 借主が使用貸借財産を目的、効用どおり使用しない、合意した方法のとおりでない、又は他人に転貸したが使用貸主の同意を得ていないときは、財産を取り戻す。
3. 使用借主が生じさせた財産に対する損害の賠償を請求する。

第 7 節 土地使用权に関する契約

第 500 条 土地使用权に関する契約

土地使用权に関する契約とは、土地使用者が、相手方当事者に対し、土地使用权を移転、譲渡、賃貸、転貸、贈与、抵当、出資する又は土地法の規定に基づくその他の権利を行使し、相手方当事者が契約に基づき土地使用者に対する権利、義務を実施する旨の各当事者間の合意である。

第 501 条 土地使用权に関する契約の内容

1. 本法典における契約の総則及び関係する典型契約の内容の規定は、土地使用权に関する契約にも適用される。ただし、法令に異なる規定がある場合を除く。
2. 土地使用权に関する契約の内容は、土地に関する法令の規定に基づく使用目的、土地使用期限、土地使用企画、計画及びその他の各権利、義務に関する規定並びに関係法令のその他の規定に反してはならない。

第 502 条 土地使用权に関する契約の形式、履行手続

1. 土地使用权に関する契約は、本法典、土地に関する法令及び関係法令のその他の規定に合致する形式に従い、文書によりなされなければならない。
2. 土地使用权に関する契約の履行は、土地に関する法令及び関係法令のその他の規定に基づき、適切な順序、手続でなされなければならない。

第 503 条 土地使用权の移転の効力

土地使用权の移転は、土地法の規定に基づく登記の時点から効力を有する。

第 8 節 組合契約

第 504 条 組合契約

1. 組合契約とは、一定の業務を実現するための財産、労力の共同拠出、利益の共同享受、及び責任の共同負担に関する各個人、法人間の合意である。
2. 組合契約は、文書によりなされなければならない。

第 505 条 組合契約の内容

組合契約は、次の主要な内容を有する。

1. 組合の目的、期間
2. 個人の氏名、居所；法人の名称、本部
3. 拠出する財産（もしあれば）
4. 労働力の拠出（もしあれば）
5. 天然果実、法定果実の分割方式
6. 組合構成員の権利、義務
7. 代表者の権利、義務（もしあれば）
8. 構成員の組合契約への参加及びそこから離脱の条件
9. 組合の終了条件

第 506 条 組合員の共有財産

1. 構成員が開設にあたって拠出する財産、法律の規定に基づくその他の財産は、組合構成員の持ち分に従って共有財産となる。

拠出に関する合意はあるが、組合構成員がその履行を遅滞した場合、本法典第 357 条の規定に基づき、遅延部分に対する利息を支払う責任を負い、損害を賠償しなければならない。

2. 土地使用权、建物、生産工場、その他の生産資材である財産の処分は、構成員全員の文書による合意がなければならない；その他の財産の処分は、異なる合意がある場合を除き、構成員の代表者が決定する。
3. 構成員全員の合意がある場合を除き、組合契約終了前に共有財産を分割することはできない。

この項に定める共有財産の分割は、財産分割の時点より前に確立し、実現した権利、義務を変更又は終了させない。

第 507 条 組合構成員の権利と義務

1. 組合活動で得られた天然果実、法定果実を享受する。
2. 組合契約の実現に関係する問題についての決定、組合活動の監察に参加する。
3. 自己の故意過失により生じさせた損害を他の構成員に賠償する。
4. 契約に基づくその他の権利、義務を実施する。

第 508 条 民事取引の確立, 履行

1. 各組合構成員が代表者を選定した場合, その者が民事取引の確立, 履行における代表者である。
2. 各組合構成員が代表者の選定をしない場合, 各構成員は民事取引の確立, 履行に共同して参加しなければならない。ただし, 異なる合意がある場合を除く。
3. この条第 1 項及び第 2 項に規定する主体が確立, 履行する民事取引は, 組合構成員全員の権利, 義務を生じさせる。

第 509 条 組合構成員の民事責任

各組合構成員は, 共有財産により民事責任を共同で負担する; 共有財産が共同義務の履行に十分でないときは, 組合構成員は, 自己の拠出分に対応する部分に従い, 自己の財産により責任を負わなければならない。ただし, 組合契約又は法律に異なる規定がある場合を除く。

第 510 条 組合契約からの離脱

1. 構成員は, 次の場合において組合契約から離脱することができる。
 - a) 組合契約において合意された条件による。
 - b) 正当な理由があり, 組合構成員総数の過半数の同意がある。
2. 組合契約から離脱する構成員は, 拠出した財産の返還を請求し, 共有財産における持ち分を分割する権利を有するとともに, 合意に基づき義務を弁済しなければならない。財産の現物による分割が組合の活動に影響を与える場合, その財産は分割するために金銭的価値で計算することができる。

組合契約からの離脱は, 組合契約からの離脱時点の前に確立, 履行された, 離脱者の権利, 義務を消滅させない。
3. この条第 1 項に規定される場合に属さない組合契約からの離脱のときは, 契約から離脱する構成員は契約違反当事者であると確定され, 本法典, その他の関係法律の規定に基づき, 民事責任を履行しなければならない。

第 511 条 組合契約への加入

組合契約が異なる規定をしない場合, 個人, 法人は, 構成員の過半数の同意を得れば, 組合の新たな構成員となる。

第 512 条 組合契約の終了

1. 組合契約は, 次の場合において終了する。
 - a) 各組合構成員の合意に基づく。
 - b) 組合契約において記載された期限が満了した。

- c) 組合の目的が達成された。
 - d) 権限のある国家機関の決定に基づく。
 - d) 本法典，その他の関係法律の規定に基づくその他の場合
2. 組合契約の終了時に，契約から生じた債務は弁済されなければならない；共有財産が債務の弁済に不十分なときは，本法典第 509 条の規定に基づき，組合構成員個人の財産をもって精算に充てなければならない。
- 債務の精算を終えてもまだ共有財産が残っている場合，それぞれが拠出した部分に対応する比率に従って各組合構成員に分配する。ただし，異なる合意がある場合を除く。

第 9 節 役務契約

第 513 条 役務契約

役務契約とは，役務提供者が役務使用者のために仕事を実施し，役務使用者が役務提供者に報酬を支払う旨の各当事者間の合意である。

第 514 条 役務契約の対象

役務契約の対象は，実施可能で，法令の禁止事項に違反せず，社会道徳に反しない仕事である。

第 515 条 役務使用者の義務

1. 合意がある又は役務実施のため必要なときは，役務提供者に仕事の履行に必要な情報，資料及び各機材を提供する。
2. 合意に基づき，役務提供者に役務報酬を支払う。

第 516 条 役務使用者の権利

1. 役務提供者に品質，数量，期限，地点及びその他の合意のとおりに仕事を実施するよう請求する。
2. 役務提供者が義務に著しく違反した場合，役務使用者は，契約の履行を一方的に終了し，損害賠償を請求する権利を有する。

第 517 条 役務提供者の義務

1. 品質，数量，期限，地点及びその他の合意のとおりに仕事を実施する。
2. 役務使用者の同意なしに，他人に対して仕事を代わりに実施することを委ねることはできない。
3. 交付を受けた資料，機材を保管し，仕事を完了した後に役務使用者に返還しなければならない。

4. 仕事を完了するために情報、資料が不十分で、機材の品質が保証されていない場合、役務使用者に直ちに通知する。
5. 合意がある又は法令に規定があるときは、仕事の実施期間中に自己が知った情報の秘密を保持する。
6. 交付を受けた資料、機材を失い、損傷した又は情報の秘密を漏洩したときは、役務使用者に損害を賠償しなければならない。

第 518 条 役務提供者の権利

1. 仕事を実施するための情報、資料及び機材を提供するよう役務使用者に請求する。
2. 意見を待っていては役務使用者に損害が生じるときは、必ずしも役務使用者の意見を待たずに、役務使用者の利益のために役務の条件を変更することができるが、役務使用者に直ちに通知しなければならない。
3. 役務報酬を支払うよう役務使用者に請求する。

第 519 条 役務報酬の支払

1. 役務使用者は、合意に基づき役務報酬を支払わなければならない。
2. 契約締結時に、役務価格、役務価格の確定方策に関する合意がなく、役務価格に関するその他の案内も一切ないときは、役務価格は、契約締結の時点及び地点における同種の役務の市場価格に基づいて確定される。
3. 役務使用者は、役務が完了した時に役務を実施した地点において役務報酬を支払わなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。
4. 提供される役務が合意したとおりに達成されなかった又は仕事が期限どおりに完了されなかった場合、役務使用者は、役務報酬を減額し、損害賠償を請求する権利を有する。

第 520 条 役務契約の履行の一時的な終了

1. 仕事の実施の継続が役務使用者の利益にならない場合、役務使用者は契約の履行を一時的に終了する権利を有するが、合理的な期間を置いて事前に役務提供者に通知しなければならない；役務使用者は、役務提供者が実施した役務部分について労賃を支払い、損害を賠償しなければならない。
2. 役務使用者が義務に重大に違反する場合、役務提供者は、契約の履行を一時的に終了し、損害賠償を請求する権利を有する。

第 521 条 役務契約の継続

役務契約に基づく仕事の実施期間が終了したが、仕事が未だ完成しておらず、役務提供者が依然として仕事の実施を継続しており、役務使用者がそれを知って反対しない場合、役務契約は、合意した内容に従い仕事が完成するまで当然に引続き履行される。

第10節 運送契約

第1款 旅客運送契約

第522条 旅客運送契約

旅客運送契約とは、運送人が旅客、荷物を、合意した指定地へ運び、旅客が運送料金を支払う旨の各当事者間の合意である。

第523条 旅客運送契約の形式

1. 旅客運送契約は、文書、口頭によりなされ得る、又は具体的行為により確立され得る。
2. 切符は、各当事者間の旅客運送契約締結の証拠である。

第524条 運送人の義務

1. 旅客を、出発地から到着地まで、時間どおりに、合意した手段により、旅程に従って、安全に運送する；旅客に十分な席を保証し、積載量を超過して運送しない。
2. 法令の規定に基づき、旅客に対する民事責任保険を購入する。
3. 通知を受けた又は合意したとおりの出発時刻を保証する。
4. 荷物を運送し、時刻、旅程どおりに合意した地点において、旅客又は荷物を受領する権利を有する者に荷物を返却する。
5. 合意に基づき又は法令の規定に基づき、旅客に運送料金を返還する。

第525条 運送人の権利

1. 旅客運送料金、規定重量を超過した手荷物の運送料金を完全に支払うよう旅客に請求する。
2. 次の場合において、旅客の運送を拒否する。
 - a) 旅客が運送人の規定を執行しない、又は公共の秩序を失わせる行為をし、運送人の仕事を妨害し、他人の生命、健康、財産を脅かし、その他旅程の安全を保証しない行為をする；この場合、運送約款に規定があれば、旅客は運送料金の返還を受けることができず、違約罰を負担しなければならない。
 - b) 旅客の健康状態により、運送人が、旅程中にその旅客自身又はその他の旅客に危険を生じさせるおそれがあると明確に認識する。
 - c) 伝染病を防止するため。

第526条 旅客の義務

1. 旅客運送料金及び規定重量を超過した手荷物の運送料金を完全に支払い、手荷物を自ら

保管する。

2. 合意した時刻どおりに出発地に現れる。
3. 運送人の規定及びその他の交通安全の保障に関する規定を尊重し、正しく執行する。

第 527 条 旅客の権利

1. 合意した運送手段により、運送料金に従った価値どおりに旅程に従って運送されるよう請求する。
2. 合意又は法令の規定に基づく制限内で預かり荷物及び手荷物に対する運送料金を免除される。
3. 運送人の故意過失により合意した時間、地点のとおりに運送されないときは、生じた費用を弁済し、又は損害を賠償するよう運送人に請求する。
4. 本法典第 525 条 2 項 b 号及び c 号に規定する場合及び法令が規定する又は合意に基づくその他の場合に、運送料金の全部又は一部の返還を受ける。
5. 時刻、旅程どおりに合意した地点において荷物を受領する。
6. 法令が規定する期間中に手続に従い、旅程の中断を請求する。

第 528 条 損害賠償責任

1. 旅客の生命、健康及び荷物が損害を受けた場合、運送人は、法令の規定に基づき損害を賠償しなければならない。
2. 生じた損害が完全に旅客の故意過失によるときは、法令に異なる規定がある場合を除き、運送人は、旅客の生命、健康及び荷物に関する損害を賠償しなくてよい。
3. 旅客が合意した運送条件、運送約款の規定に違反し、運送人又は第三者に損害を生じさせた場合、賠償しなければならない。

第 529 条 旅客運送契約の履行の一方的な終了

1. 運送人は、本法典第 525 条 2 項に規定する場合において、契約の履行を一方的に終了する権利を有する。
2. 旅客は、運送人が本法典第 524 条 1 項、3 項及び 4 項に規定する義務に違反した場合において、契約の履行を一方的に終了する権利を有する。

第 2 款 財産運送契約

第 530 条 財産運送契約

財産運送契約とは、運送人が財産を合意により定められた地点に運び、その財産を受領権者に引き渡す義務を負い、運送注文主が運送料金を支払う義務を負う旨の各当事者間の合意である。

第 531 条 財産運送契約の形式

1. 財産運送契約は、口頭、文書によりなされ得る、又は具体的行為により確立され得る。
2. 貨物引換証又は同等の運送証書は、当事者間の契約締結の証拠である。

第 532 条 運送人への財産の引渡し

1. 運送注文主は、合意した時点、地点において規格どおりに梱包した財産を運送人に引き渡す義務を負い、異なる合意がある場合を除き、財産を運送手段に積み込み、積み下す費用を負担しなければならない。
2. 運送注文主が合意とは異なる時点、地点において財産を運送人に引き渡す場合、運送人に対し、待機費用及び契約中で合意した地点までの財産運送料金を支払わなければならない。

運送人が合意した地点において財産の受領を遅滞するときは、受領遅滞によって生じた費用を負担しなければならない。

第 533 条 運送料金

1. 運送料金の額は、各当事者の合意による。法令に運送料金の額に関する規定があるときは、当該料金額が適用される。
2. 運送注文主は、異なる合意がある場合を除き、財産が運送手段に積み込まれた後に運送料金全額を弁済しなければならない。

第 534 条 運送人の義務

1. 期限どおりに定められた地点まで完全に安全に財産を運送することを保証する。
2. 受領権者に財産を引き渡す。
3. 異なる合意がある場合を除き、財産の運送に係る費用を負担する。
4. 法令の規定に基づき財産に対する民事責任保険を購入する。
5. 運送人が財産を失い、又は損傷した場合において、運送注文主に損害を賠償しなければならない。ただし、異なる合意がある又は法令に異なる規定がある場合を除く。

第 535 条 運送人の権利

1. 財産及び貨物引換証又はその他の同等の運送証書の確実性を検査する。
2. 契約中で合意した財産の種類と異なる財産の運送を拒否する。
3. 運送注文主に期限どおりに運送料金全額を支払うよう請求する。
4. 運送人が知り又は知るべきであるときは、取引禁止財産、危険性、害毒のある財産の運送を拒否する。

第 536 条 運送注文主の義務

1. 合意した期限，方式のとおり運送料金全額を運送人に支払う。
2. 運送財産の安全を確保するために運送財産に関係する必要な情報を提供する。
3. 合意があれば，運送中の財産を見張る。運送注文主が財産を見張る場合，財産が失われ，損傷したときに賠償を受けることができない。

第 537 条 運送注文主の権利

1. 合意した地点，期限のとおり財産を運送するよう運送人に請求する。
2. 直接又は第三者を指定して運送を注文した財産を受領する。

第 538 条 財産受領者への財産の引渡し

1. 財産受領者は，財産の運送注文主又は運送注文主の指定により財産を受領する第三者である。
2. 運送人は，合意に基づき，財産を完全に，かつ期限及び地点どおりに財産受領者に引き渡さなければならない。
3. 財産が期限どおりに財産引渡地点に運送されたが，財産受領者がいない場合，運送人は，その財産を寄託所に預けることができるが，運送注文主又は運送注文主に財産を受領するよう指定された第三者に対し，直ちに通知しなければならない。運送注文主又は運送注文主に財産を受領するよう指定された第三者は，財産の寄託により生じる合理的な費用を負担しなければならない。

財産が寄託され，運送注文主又は運送注文主に財産を受領するよう指定された第三者が寄託に関する通知を受けた時に，財産引渡義務は完遂する。

第 539 条 財産受領者の義務

1. 運送人に貨物引換証又はその他の同等の運送証書を提示し，合意した期限，地点のとおり財産を受領する。
2. 運送財産の積み込み，積み下ろしの費用を負担する。ただし，異なる合意がある又は法令に異なる規定がある場合を除く。
3. 財産の受領が遅滞したことにより生じた合理的な費用を弁済する。
4. 財産受領者が，運送注文主に財産を受領するよう指定された第三者である場合，運送注文主の請求に基づき，財産の受領及びその他の必要な情報を注文主に通知しなければならない。

第 540 条 財産受領者の権利

1. 運送されてきた財産の数量，品質を検査する。
2. 運送されてきた財産を受領する。

3. 運送人が引渡しを遅滞したときは、運送人に対し、財産の受領を待たなければならないことにより生じた合理的な費用の弁済を請求する。
4. 運送人に対し、財産が失われ、損傷されたことによる損害賠償を請求する。

第 541 条 損害賠償責任

1. 運送人は、財産が失われ、損傷したときは、本法典第 536 条 3 項に規定する場合を除き、運送注文主に損害を賠償しなければならない。
2. 運送注文主は、運送財産が危険性、害毒を有するのにより、運送過程中的の梱包、安全担保措置がないことによる損害を運送人又は第三者に賠償しなければならない。
3. 不可抗力により運送過程中的に運送財産が失われ、損傷し又は破壊された場合、異なる合意がある又は法令に異なる規定がある場合を除き、運送人は、損害賠償責任を負わない。

第 11 節 加工契約

第 542 条 加工契約

加工契約とは、加工引受人が加工注文主の請求に基づく製品を作り出すために仕事を実施し、加工注文主が製品を受領し、工賃を支払う旨の各当事者間の合意である。

第 543 条 加工契約の対象

加工契約の対象は、各当事者が合意する又は法令が規定する見本、基準に従って確定される物である。

第 544 条 加工注文主の義務

1. 合意した数量、品質、期限及び地点どおりに原材料を加工引受人に提供する；加工に係る必要書類を提供する。
2. 契約の履行を加工引受人に指導する。
3. 合意どおりに工賃を支払う。

第 545 条 加工注文主の権利

1. 合意した数量、品質、方式、期限及び地点のとおり加工製品を受領する。
2. 加工引受人が契約に著しく違反したときは、契約の履行を一方的に終了し、損害賠償を請求する。
3. 製品が品質を担保されていなかったものの加工注文主が製品の受領に同意し、修繕を請求したが、加工引受人が合意期間内に修繕することができない場合、加工注文主は、契約を解除し、損害賠償を請求する権利を有する。

第 546 条 加工引受人の義務

1. 加工注文主から提供された原材料を保管する。
2. 原材料が品質を担保されていないときは、他の原材料に交換するため加工注文主に通知する；原材料の使用が社会に危害を与える製品を作り出し得ることを知り又は知るべきであるときは、加工の実施を拒否する。
3. 合意した数量、品質、方式、期限及び地点のとおり加工注文主に製品を引き渡す。
4. 加工工程及び作り出した製品に関する情報の秘密を保持する。
5. 製品が加工注文主が提供する原材料により又は加工注文主の不合理な指導により品質を担保されない場合を除き、製品の品質について責任を負う。
6. 契約完了後、加工注文主に残った原材料を返還する。

第 547 条 加工引受人の権利

1. 合意した品質、数量、期限及び地点のとおり原材料を提供するよう加工注文主に請求する。
2. 指導が製品の品質を低下させる可能性があると認めるときは、契約履行過程における加工注文主の不合理な指導を拒否する。ただし、加工注文主に対し、直ちに通知しなければならない。
3. 合意した期限及び方式により工賃を全額支払うように加工注文主に請求する。

第 548 条 危険負担の責任

異なる合意がある場合を除き、製品を加工注文主に引き渡す時まで、いずれの当事者であれ原材料の所有者は、原材料に対する又は当該原材料から作り出された製品に対する危険を負担しなければならない。

加工注文主が製品の受領を遅滞するときは、異なる合意がある場合を除き、製品が加工引受人の原材料から作り出された場合を含め、受領遅滞の期間中危険を負担しなければならない。

加工引受人が製品の引渡しを遅滞し、加工製品に対する危険が生じたときは、生じた損害を加工注文主に賠償しなければならない。

第 549 条 加工製品の引渡し、受領

合意した期限及び地点のとおり、加工引受人は製品を引き渡し、加工注文主は製品を受領しなければならない。

第 550 条 加工製品の引渡し、受領の遅滞

1. 加工引受人が製品の引渡しを遅滞する場合、加工注文主は、期限を延期することができる；その期限が満了しても加工引受人が依然として仕事を完成しないときは、加工注文主

は、契約の履行を一方的に終了し、損害賠償を請求する権利を有する。

2. 加工注文主が製品の受領を遅滞する場合、加工引受人は、その製品を寄託所に預けることができ、加工注文主に直ちに通知しなければならない。合意した各条件を満たし、加工注文主が通知を受けた時に、製品の引渡義務は完遂する。加工注文主は、寄託から生じた費用をすべて負担しなければならない。

第 551 条 加工契約の履行の一方的な終了

1. 契約の履行の継続が自己に利益をもたらさないときは、異なる合意がある又は法令に異なる規定がある場合を除き、各当事者はともに、加工契約の履行を一方的に終了する権利を有するが、合理的な期間を置いて事前に相手方当事者に通知しなければならない。
2. 加工注文主が契約の履行を一方的に終了するときは、異なる合意がある場合を除き、完了した仕事に相当する工賃を支払わなければならない。加工引受人が契約の履行を一方的に終了する場合、異なる合意がある場合を除き、工賃の支払を受けることができない。
3. 契約の履行の一方的な終了により相手方当事者に損害を生じさせた当事者は、賠償しなければならない。

第 552 条 工賃の支払

1. 加工注文主は、製品を受領する時点で工賃を全額支払わなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. 工賃の額に関する合意がない場合、加工の地点及び工賃支払の時点における同種の製品を作り出すことに対する平均的な工賃額に従う。
3. 加工注文主は、自己が提供した原材料又は自己の不合理な指導により製品が品質を担保されていないときは、工賃を減額する権利を有しない。

第 553 条 原材料の整理

加工契約が終了する時は、加工引受人は、異なる合意がある場合を除き、加工注文主に残った原材料を返還しなければならない。

第 12 節 財産寄託契約

第 554 条 財産寄託契約

財産寄託契約とは、受寄者が寄託者の財産を受領して保管し、まさにその財産を契約期間が満了した時に受寄者に返還し、労賃の支払なしで寄託する場合を除き、寄託者が受寄者に労賃を支払う旨の各当事者間の合意である。

第 555 条 財産寄託者の義務

1. 財産を引き渡す時に、財産の状態及び寄託財産に適合する保管措置を受寄者に直ちに通知しなければならない。通知せず、適切に保管されないことにより寄託財産が滅失され、又は損傷された場合、寄託者は自ら負担しなければならない。損害が生じたときは、賠償しなければならない。
2. 合意した期限、方式のとおり労賃を全額支払わなければならない。

第 556 条 財産寄託者の権利

1. 寄託契約が期限を確定していないときは、いつでも財産の取戻しを請求することができるが、合理的な期間を置いて事前に受託者に通知しなければならない。
2. 不可抗力の場合を除き、受託者が寄託財産を失い、損傷したときは、損害賠償を請求する。

第 557 条 財産受託者の義務

1. 合意に基づき財産を保管し、受領した時と同じ状態で財産を寄託者に返還する。
2. 変更が財産のより良い保管のために必要なときにのみ、保管方法を変更することができるが、変更について寄託者に直ちに通知しなければならない。
3. 財産の性質により財産が損傷し、滅失する危険について寄託者に適時に通知し、一定の期間に解決方法を知らせよう寄託者に請求する。この期間が満了しても寄託者が回答しないときは、受託者は、保管のために必要な各措置を実施し、費用の弁済を寄託者に請求する権利を有する。
4. 不可抗力の場合を除き、寄託財産を失い、損傷したときは、損害を賠償しなければならない。

第 558 条 受託者の権利

1. 合意に基づき労賃を支払うよう寄託者に請求する。
2. 労賃の支払なしに寄託する場合、財産を保管するための合理的な費用を支払うよう寄託者に請求する。
3. 期限を確定せずに寄託する場合、いつでも財産を受領するよう寄託者に請求することができるが、合理的な期間を置いて事前に通知しなければならない。
4. 寄託者の利益を保障するために損傷又は滅失の危険がある財産を売却し、そのことを寄託者に通知し、財産を売却するための合理的な費用を控除した後に、財産の売却により得られた金員を寄託者に支払う。

第 559 条 寄託財産の返還

1. 受託者は、天然果実があるときは、異なる合意がある場合を除き、受領した財産そのも

の及びすべての天然果実を返還しなければならない。

寄託財産を返還する地点は、受託の場所である。寄託者が異なる地点で財産を返還するよう請求する場合、異なる合意がある場合を除き、寄託者は、その場所までの輸送費用を負担しなければならない。

2. 受託者は、期限どおり財産を返還しなければならず、正当な理由があるときのみ、期限前に寄託財産の取戻しを寄託者に請求する権利を有する。

第 560 条 寄託財産の引渡しの遅滞、受領の遅滞

受託者が財産の引渡しを遅滞する場合、引渡しを遅滞した時点から労賃及び保管に関する各費用の支払を寄託者に請求することができず、財産引渡しの遅滞期間中の財産に対する危険を負担しなければならない。

寄託者が財産の受領を遅滞する場合、受領の遅滞期間中の保管に関する各費用及び労賃を財産受託者に支払わなければならない。

第 561 条 労賃の支払

1. 寄託者は、寄託財産を取り戻す時に労賃を全額支払わなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. 各当事者が労賃の額について合意していない場合、労賃を支払う地点及び時点における平均的な労賃の額に従う。
3. 寄託者は、期限前に財産を取り戻すときでも、異なる合意がある場合を除き、依然として労賃を全額支払い、受託者が期限前に財産を返還することにより生じる必要な費用を弁済しなければならない。
4. 受託者が期限前に財産を取り戻すよう寄託者に請求する場合、異なる合意がある場合を除き、受託者は労賃を受領することができず、寄託者に損害を賠償しなければならない。

第 13 節 委任契約

第 562 条 委任契約

委任契約とは、受任者が委任者の名において仕事を実施する義務を有し、合意があれば又は法令に規定があれば委任者が報酬を支払う旨の各当事者間の合意である。

第 563 条 委任の期限

委任の期限は、各当事者の合意又は法令が規定するところによる；合意がなく法令の規定もないときは、委任契約は、委任を確立した日から 1 年間有効とする。

第 564 条 再委任

1. 受任者は、次の場合において他の者に再委任をすることができる。
 - a) 委任者の同意がある。
 - b) 不可抗力の事象のため、再委任を適用しなければ委任者の利益のために民事取引を確立、履行する目的が実施できない。
2. 再委任は当初委任の範囲を超えることはできない。
3. 再委任契約の形式は、当初委任の形式と合致しなければならない。

第 565 条 受任者の義務

1. 委任に基づき仕事を実施し、当該仕事の実施について委任者に通知する。
2. 委任を履行する関係にある第三者に対し、委任の期間、範囲及び委任の範囲の修正、補充について通知する。
3. 委任の履行のために交付を受けた資料及び機材を保管し、保存する。
4. 委任の履行において自己が知った情報の秘密を保持する。
5. 合意又は法令の規定に基づき、受領した財産及び委任の履行中に得た利益を委任者に返還する。
6. この条に規定する義務に違反したことによる損害を賠償する。

第 566 条 受任者の権利

1. 委任された仕事を実施するために必要な情報、資料及び機材を提供するよう委任者に請求する。
2. 委任された仕事を実施するために自己が支出した合理的な費用の清算を受ける；合意があるときは報酬を受ける。

第 567 条 委任者の義務

1. 受任者が委任の仕事を実施するために必要な情報、資料及び機材を提供する。
2. 受任者が委任の範囲内で実施した約束について責任を負う。
3. 受任者が委任された仕事を実施するために支出した合理的な費用を清算する；報酬の支払に関する合意があれば、受任者に報酬を支払う。

第 568 条 委任者の権利

1. 委任した仕事の実施について十分通知するよう受任者に請求する。
2. 委任した仕事の実施から得た財産、利益を引き渡すよう受任者に請求する。ただし、異なる合意がある場合を除く。
3. 受任者が本法典第 565 条に規定する義務に違反したときは、損害の賠償を受ける。

第 569 条 委任契約の履行の一時的な終了

1. 報酬付きの委任の場合、委任者は、いつでも委任契約の履行を一時的に終了することができるが、受任者が実施した仕事に相当する労賃を受任者に支払い、損害を賠償しなければならない；報酬なしの委任の場合、委任者は、いつでも委任契約の履行を終了することができるが、合理的な期間を置いて事前に受任者に通知しなければならない。
委任者は、契約の履行の終了を第三者に文書で通知しなければならない。通知しないときは、第三者との契約は、第三者が委任契約が終了したことを知っている又は知るべきである場合を除き、依然として効力を生ずる。
2. 報酬なしの委任の場合、受任者は、いつでも委任契約の履行を一時的に終了することができるが、合理的な期間を置いて事前に委任者に通知しなければならない。報酬付きの委任の場合、受任者は、いつでも委任契約の履行を一時的に終了することができるが、委任者に損害（もしあれば）を賠償しなければならない。

第 XVII 章 懸賞の約束、賞品付き競技

第 570 条 懸賞の約束

1. 懸賞の約束を公開的に行う者は、懸賞約束者の請求に基づき仕事を実施した者に懸賞を支払わなければならない。
2. 懸賞の約束の仕事は、具体的で、実施可能で、法律の禁止事項に違反せず、社会道徳に反しないものでなければならない。

第 571 条 懸賞約束宣言の撤回

仕事の実施期間が始まる前は、懸賞約束者は地震の懸賞約束宣言を撤回する権利を有する。懸賞約束宣言の撤回は、懸賞の約束が公表された方法及びメディアでなされなければならない。

第 572 条 懸賞の支払

1. 懸賞約束の仕事が一人によって実施された場合、その仕事を実施した者は、仕事が完了した時に報酬を受領することができる。
2. 懸賞約束の仕事が複数の者によって実施されたが、それぞれの者が相互に独立して実施した場合、最初に完了した者が懸賞を受領することができる。
3. 複数の者が懸賞約束の仕事と同時に完了した場合、懸賞は、これらの者のために平等に分割される。
4. 懸賞約束者の請求により複数の者が懸賞約束の仕事を実施するために共同作業をした場合、それぞれの者は自己が貢献した部分に相当する懸賞の部分を受領することができる。

第 573 条 賞品付き競技

1. 各文化、芸術、スポーツ、科学、技術及びその他の競技の組織は、法律の禁止事項に違反し、社会道徳に反してはならない。
2. 各競技の組織者は、応募者の条件、判定基準、各賞、各賞の賞品を公表しなければならない。
応募者の条件の変更は、競技が実施される前に合理的な期間を置いて、公表した方法に従ってなされなければならない。
3. 賞を得た者は競技を組織した者に対し、公表したとおりの賞品を請求する権利を有する。

第 XVIII 章 委任のない仕事の実施

第 574 条 委任のない仕事の実施

委任のない仕事の実施とは、仕事を実施する義務を負わない者が、実施を受ける仕事を有する者の利益のために、その者が知らない又は知っているが反対しない時に、自主的に当該仕事を実施することである。

第 575 条 委任のない仕事を実施する義務

1. 委任のない仕事を実施する者は、自己の能力、条件に合致する仕事を実施する義務を負う。
2. 委任のない仕事を実施する者は、自分自身の仕事のように仕事を実施しなければならない；仕事を有する者の意図を知っている又は推測することができるときは、その意図に合致するよう仕事を実施しなければならない。
3. 委任のない仕事を実施する者は、請求があれば、仕事を実施する過程、結果について実施を受ける仕事を有する者に通知しなければならない。ただし、仕事を有する者が既に知っている場合又は委任のない仕事を実施する者がその者の居所又は本店を知らない場合を除く。
4. 実施を受ける仕事を有する者が個人であれば死亡し、法人であれば存在を終えた場合、委任のない仕事を実施する者は、実施を受ける仕事を有する者の相続人又は代理人が引き受けるまで、仕事の実施を継続しなければならない。
5. 委任のない仕事を実施する者が正当な理由により仕事の引受けを継続することができない場合、実施を受ける仕事を有する者、その者の代理人又は親族に通知しなければならず、あるいは自己に代わって仕事の実施を引き受けるよう他人に依頼することができる。

第 576 条 実施を受ける仕事を有する者の清算義務

1. 実施を受ける仕事を有する者は、委任のない仕事を実施する者が仕事を引き渡す時は、仕事が自己の希望する結果に達していない場合を含め、仕事を受領し、委任のない仕事を

実施する者が仕事を実施するために支出した合理的な費用を清算しなければならない。

2. 実施を受ける仕事を有する者は、委任のない仕事を実施する者が仕事を周到に実施し、自己に利益をもたらしたときは、委任のない仕事を実施する者が拒否する場合を除き、その者に報酬を支払わなければならない。

第 577 条 損害賠償義務

1. 委任のない仕事を実施する者が、仕事を実施する際に故意に損害を加えたときは、実施を受ける仕事を有する者に損害を賠償しなければならない。
2. 委任のない仕事を実施する者が、仕事を実施する際に故意なくして損害を生じさせたときは、仕事を引き受けた事情に基づき、その者は損害賠償額の減額を受けることができる。

第 578 条 委任のない仕事の実施の終了

委任のない仕事の実施は、次の場合に終了する。

1. 実施を受ける仕事を有する者の請求による。
2. 実施を受ける仕事を有する者、実施を受ける仕事を有する者の相続人又は代理人が仕事を引き受けた。
3. 本法典第 575 条 5 項の規定に基づき、委任のない仕事を実施する者が仕事の実施を継続することができない。
4. 委任のない仕事を実施する者が、個人であれば死亡し、法人であれば存在を終えた。

第 XIX 章 法的根拠のない財産の占有、使用及び財産からの収益による返還義務

第 579 条 返還義務

1. 法的根拠なく他人の財産を占有する者、使用する者は、当該財産の所有者、その他の財産に対する権利を有する主体に返還しなければならない；当該財産の所有者、その他の財産に対する権利を有する主体を見つけることができないときは、本法典第 236 条に規定する場合を除き、権限のある国家機関に引き渡さなければならない。
2. 法的根拠なく財産から収益し、他人に損害を加えた者は、損害を受けた者に対し、当該利益を返還しなければならない。ただし、本法典第 236 条に規定する場合を除く。

第 580 条 返還財産

1. 法的根拠なく他人の財産を占有する者、使用する者は、集めた財産全部を返還しなければならない。
2. 返還財産が特定物である場合、その物自体を返還しなければならない。その特定物が失われ又は損傷された場合、異なる合意がある場合を除き、金銭により賠償しなければならない。

3. 返還財産が同類物であり、失われ又は損傷された場合、異なる合意がある場合を除き、同類物を返還し、又は金銭により賠償しなければならない。
4. 法的根拠なく財産から収益した者は、損害を受けた者に対し、当該財産からの収益を現物又は金銭により返還しなければならない。

第 581 条 天然果実、法定果実の返還義務

1. 法的根拠なく、善意無過失でなく財産を占有する者、使用する者及び財産から収益する者は、法的根拠なく財産を占有、使用し、財産から収益した時点から、得ることができた天然果実、法定果実を返還しなければならない。
2. 法的根拠なく善意無過失で財産を占有する者、使用する者、財産から収益する者は、その者が財産の占有、使用、財産からの収益に法的根拠がないことを知った又は知るべきであった時点から、得ることができた天然果実、法定果実を返還しなければならない。ただし、本法典第 236 条に規定する場合を除く。

第 582 条 第三者に対する返還請求権

法的根拠なく財産を占有する者、使用する者が財産を第三者に引き渡した場合、財産の所有者、財産に対するその他の権利を有する主体が返還を請求する時は、本法典に異なる規定がある場合を除き、第三者は当該財産を返還する義務を負う；当該財産が金銭により返還された又は賠償されたときは、第三者は、財産を自己に引き渡した者に対し、損害賠償を請求することができる。

第 583 条 清算義務

所有者、財産に対するその他の権利を有する主体、損害を受けた者は、財産の返還を受けたときは、法的根拠なく善意無過失で財産を占有する者、使用する者、財産から収益する者が財産の保管、価値の増加のために支出した必要な費用を清算しなければならない。

第 XX 章 契約外の損害賠償責任

第 1 節 総則

第 584 条 損害賠償責任の発生根拠

1. 他人の生命、健康、名誉、人格、威信、財産、権利、その他の合法的な利益を侵害して損害を加えた者は、賠償しなければならない。ただし、本法典、その他の関係法律が異なる規定をする場合を除く。
2. 加害者は、生じた損害が不可抗力による又は完全に被害者の故意過失による場合には損害賠償責任を負わなくてよい。ただし、異なる合意がある又は法律に異なる規定がある場

合を除く。

3. 財産が損害を生じさせた場合、財産の所有者、占有者は損害を賠償する責任を負わなければならない。ただし、損害がこの条第2項の規定に基づき生じた場合を除く。

第 585 条 損害賠償の原則

1. 実際の損害は、全部、速やかに賠償されなければならない。各当事者は、法令に異なる規定がある場合を除き、賠償額、金銭、現物、又は仕事の実施による賠償の形式、一回又は複数回の賠償方式について合意することができる。
2. 損害賠償責任を負う者は、故意過失がなく又は過失によるときであって、損害が自己の経済的な能力と比較して極めて大きいときは、賠償額を減額することができる。
3. 賠償額が実際に合致しなくなった場合、被害者又は加害者は、裁判所又は権限のある国家機関に対し賠償額を変更するよう請求する権利を有する。
4. 損害が生じたことについて被害者に故意過失があるときは、自己の故意過失により生じた損害分の賠償を受けることはできない。
5. 侵害された権利、利益を有する者は、自己に対する損害を阻止、抑制するための必要かつ合理的な各措置を適用しないことにより損害が生じたときは、賠償を受けることはできない。

第 586 条 個人の損害賠償責任負担能力

1. 満十八歳以上の者が損害を加えた場合、自ら賠償しなければならない。
2. 満十五歳未満の者が損害を加え、父母が生存している場合、父母が損害全都を賠償しなければならない。父母の財産が賠償に十分でなく、損害を加えた未成年の子が固有の財産を有する場合、本法典第 599 条に規定する場合を除き、当該財産をもって不足部分を賠償する。

満十五歳から満十八歳未満までの者が損害を加えた場合、自己の財産により賠償しなければならない。財産が賠償に十分でないときは、父母が自己の財産により不足部分を賠償しなければならない。

3. 後見人のいる未成年者、民事行為能力喪失者が損害を加えた場合、当該後見人は、賠償のために被後見人の財産を用いることができる；被後見人が財産を有しない又は財産が賠償に十分でないときは、後見人は、自己の財産により賠償しなければならない；後見人は、後見について自己に故意過失がないことを証明したときは、自己の財産をもって賠償しなくてよい。

第 587 条 複数の者がともに与えた損害の賠償

複数の者がともに損害を加えた場合、これらの者は、連帯して被害者に賠償しなければならない。ともに損害を加えた者ごとの賠償責任は、それぞれの者の故意過失の程度に応じて

確定される；故意過失の程度を確定することができない場合、互いに等しい割合で損害を賠償しなければならない。

第 588 条 損害賠償請求の提訴時効

損害賠償請求の提訴時効は、請求権者が自己の権利、合法的利益が侵害されたことを知り又は知るべきであった日から 3 年である。

第 2 節 損害の確定

第 589 条 財産の侵害による損害

財産の侵害による損害は、次のものからなる。

1. 失われ、破壊され又は損傷された財産
2. 財産の使用、開発に結び付いた利益の喪失、減少
3. 損害の阻止、抑制及び克服のための合理的な費用
4. 法律が規定するその他の損害

第 590 条 健康の侵害による損害

1. 健康の侵害による損害は、次のものからなる。
 - a) 被害者の失われ、減少した健康及び機能を治療し、改善し、回復するための合理的な費用
 - b) 被害者の失われた又は減少した実際の収入；被害者の実際の収入が不安定で、確定することができない場合、同種の労働の平均収入額に従う。
 - c) 治療期間中、被害者を看護する者の合理的な費用及び失われた実際の収入；被害者が労働能力を失い、常時看護する者を必要とする場合、損害は、被害者を看護するための合理的な費用すべてを含む。
 - d) 法律が規定するその他の損害
2. 他人の健康が侵害された場合において、賠償責任を負う者は、この条第 1 項の規定に基づく損害及びその者が負う精神的な損失を補てんするためのその他の金銭を賠償しなければならない。精神的な損失を補てんする賠償額は、各当事者の合意による；合意することができないときは、一人の健康を侵害された者に対する最高額は、国家が規定する基礎賃金額の五十倍を超えないものとする。

第 591 条 生命の侵害による損害

1. 生命の侵害による損害は、次のものからなる。
 - a) 本法典第 590 条の規定に基づく健康の侵害による損害
 - b) 埋葬のための合理的な費用

- c) 被害者が扶養義務を負う者に対する扶養金
 - d) 法律が規定するその他の損害
2. 他人の生命が侵害された場合において、賠償責任を負う者は、この条第1項の規定に基づく損害及び第一相続順位に属する被害者の親族に対する精神的な損失を補てんするためのその他の金銭を賠償しなければならない。これらの親族がいないときは、被害者が直接養育していた者、被害者を直接養育していた者がその金銭を受け取ることができる。精神的な損失を補てんする賠償額は、各当事者の合意による；合意することができないときは、一人の生命を侵害された者に対する最高額は、国家が規定する基礎賃金額の百倍を超えないものとする。

第 592 条 名誉、人格、威信の侵害による損害

1. 名誉、人格、威信の侵害による損害は、次のものからなる。
- a) 損害の制限、回復のための合理的な費用
 - b) 失われ又は減少した実際の収入
 - c) 法律が規定するその他の損害
2. 他人の名誉、人格、威信が侵害された場合において、賠償責任を負う者は、この条第1項の規定に基づく損害及びその者が負う精神的な損失を補てんするためのその他の金銭を賠償しなければならない。精神的な損失を補てんする賠償額は、各当事者の合意による；合意することができないときは、一人の名誉、人格、威信を侵害された者に対する最高額は、国家が規定する基礎賃金額の十倍を超えないものとする。

第 593 条 生命、健康の侵害による損害賠償の享受期間

1. 被害者が労働能力を完全に失った場合、被害者は、労働能力を完全に失った時点から死亡するまで賠償を享受する。ただし、異なる合意がある場合を除く。
2. 被害者が死亡した場合、その者が生存中に扶養義務を有していた者は、生命を侵害された者が死亡したときから、次の期間、扶養金を享受する。
- a) 未成年者、又は成胎した死亡者の子であり出生後まで生存している者は、満十八歳まで扶養金を享受する。ただし、満十五歳から満十八歳までの者が労働し、自活に十分な収入がある場合を除く。
 - b) 成年者であるが労働能力のない者は、死亡するまで扶養金を享受する。
3. 死亡した者の成胎した子については、扶養金は、その者が出生して生存した時点から計算される。

第 3 節 いくつかの具体的な場合における損害賠償

第 594 条 正当防衛の限度を超えた場合の損害の賠償

正当防衛の場合において損害を生じさせた者は、被害者に賠償する必要はない。

正当防衛の限度を超えたことにより損害を生じさせた者は、被害者に賠償しなければならない。

第 595 条 緊急事態の要請を超えた場合の損害の賠償

1. 緊急事態の要請を超えたことにより損害が生じた場合、損害を生じさせた者は、緊急事態の要請を超えたことにより生じた損害部分を被害者に賠償しなければならない。
2. 緊急事態を引き起こし、損害を生じさせた者は、被害者に賠償しなければならない。

第 596 条 刺激物を用いた者が与えた損害の賠償

1. 飲酒し、又はその他の刺激物を用いて、行為認識制御能力を失った状態に陥り、他人に損害を加えた者は、賠償しなければならない。
2. 故意に酒又はその他の刺激物を用いて他人を行為認識制御能力を失った状態に陥らせ、損害を加えた者は、被害者に賠償しなければならない。

第 597 条 法人の従業員が加えた損害の賠償

法人は、自己の従業員が法人が与えた任務を実施する際に加えた損害を賠償しなければならない。法人が損害を賠償したときは、法令の規定に基づき、損害を加えたことにつき故意過失がある従業員に対し、一定額の返還を請求する権利を有する。

第 598 条 公務執行者が加えた損害の賠償

国家は、国家賠償責任法の規定に基づき、公務執行者の不法行為が生じさせた損害を賠償する責任を有する。

第 599 条 十五歳未満の者、民事行為能力喪失者が学校、病院、その他の法人が直接管理する期間中に加えた損害の賠償

1. 満十五歳未満の者が、学校が直接管理する期間中に損害を加えた場合、学校は、生じた損害を賠償しなければならない。
2. 民事行為能力喪失者が、病院、その他の法人が直接管理する期間中に他人に損害を加えた場合、病院、その他の法人は、生じた損害を賠償しなければならない。
3. この条第 1 項及び 2 項に規定する学校、病院、その他の法人は、自己に故意過失がないことを証明したときは、賠償する必要がない；この場合において、十五歳未満の者、民事能力行為喪失者の父母、後見人が賠償しなければならない。

第 600 条 被用者、実習生が加えた損害の賠償

個人、法人は、被用者、実習生が与えられた仕事を実施する際に加えた損害を賠償しなければならない。法令の規定に基づき、損害を加えたことにつき故意過失のある被用者、実習生に一定額の返還を請求する権利を有する。

第 601 条 高度危険源が生じさせた損害の賠償

1. 高度危険源は、機械化された交通輸送手段、送電システム、稼働している製造工場、武器、爆発物、可燃物、毒物、放射物、猛獣及びその他の法令が規定する高度危険源からなる。

高度危険源の所有者は、法令の規定に基づき、高度危険源の運行、使用、保管、保護、運送をしなければならない。

2. 高度危険源の所有者は、高度危険源が生じさせた損害を賠償しなければならない；所有者が他人に占有、使用させていたときは、異なる合意がある場合を除き、これらの者が賠償しなければならない。

3. 高度危険源の所有者、占有、使用者は、故意過失がないときも含め、損害を賠償しなければならない。ただし、次の場合を除く。

a) 完全に被害者の故意により生じた損害

b) 法令に異なる規定がある場合を除き、不可抗力又は緊急事態において生じた損害

4. 高度危険源が不法に占有、使用されている場合、高度危険源を不法に占有、使用する者は、損害を賠償しなければならない。

高度危険源の所有者、占有、使用者は、高度危険源が不法に占有、使用されていることにつき故意過失があるときは、連帯して損害を賠償しなければならない。

第 602 条 環境汚染による損害の賠償

環境を汚染し、損害を加えた主体は、当該主体に故意過失がない場合も含め、法令の規定に基づき損害を賠償しなければならない

第 603 条 動物が生じさせた損害の賠償

1. 動物の所有者は、動物が他人に生じさせた損害を賠償しなければならない。動物の占有、使用者は、動物を占有、使用している期間中の損害を賠償しなければならない。ただし、異なる合意がある場合を除く。

2. 動物が他人に損害を生じさせたことにつき第三者に完全に故意過失がある場合、第三者は、損害を賠償しなければならない。第三者及び所有者ともに故意過失があるときは、連帯して損害を賠償しなければならない。

3. 不法に占有、使用されている動物が損害を生じさせた場合、不法な占有、使用者は、賠償しなければならない。動物が不法な占有、使用されていることにつき動物の所有者、占

有、使用を委ねられた者に故意過失があるときは、連帯して損害を賠償しなければならない。

4. 慣習により放し飼いにされている動物が損害を生じさせた場合、その動物の所有者は、慣習に従って賠償しなければならない。ただし、法令、社会道徳に反してはならない。

第 604 条 樹木が生じさせた損害の賠償

所有者、占有者、管理を委ねられた者は、樹木が生じさせた損害を賠償しなければならない。

第 605 条 住居、その他の建築物が生じさせた損害の賠償

住居、その他の建築物の所有者、占有、管理、使用を委ねられている者は、当該住居、その他の建築物が他人に与えた損害を賠償しなければならない。

住居、その他の建築物が損害を生じさせたことにつき施工者に故意過失があるときは、連帯して賠償しなければならない。

第 606 条 死体の侵害による損害の賠償

1. 死体を侵害した個人、法人は、損害を賠償しなければならない。
2. 死体の侵害による損害は、損害を制限、回復するための合理的な費用を含む。
3. 死体の侵害により賠償責任を負う者は、この条第 2 項の規定に基づく賠償及び死者の第一相続順位に属する親族に精神的な損失を補てんするためのその他の金銭の賠償をしなければならず、これらの親族がいないときは、死者を直接養育していた者がその金銭を受け取ることができる。精神的な損失を補てんする賠償額は、各当事者の合意による；合意することができないときは、侵害されたそれぞれの死体に対する最高額は、国家が規定する基礎賃金額の三十倍を超えないものとする。

第 607 条 墓の侵害による損害の賠償

1. 他人の墓を侵害する個人、法人は、損害を賠償しなければならない。
2. 墓の侵害による損害は、損害を抑制、克服するための合理的な費用を含む。
3. 他人の墓を侵害する場合において賠償責任を負う者は、この条第 2 項の規定に基づく賠償及び死者の相続順位に従い親族に精神的な損失を補てんするためのその他の金銭の賠償をしなければならない；これらの親族がいないときは、死者を直接養育していた者がその金銭を受け取ることができる。精神的な損失を補てんする賠償額は、各当事者の合意による；合意することができない場合、侵害されたそれぞれの墓に対する最高額は、国家が規定する基礎賃金額の十倍を超えないものとする。

第 608 条 消費者の権利の侵害による損害の賠償

商品、役務を生産、経営する個人、法人は、商品、役務の品質を担保していなくても、消費者に損害を生じさせたときは、賠償しなければならない。

第四編 相続

第 XXI 章 総則

第 609 条 相続権

個人は自己の財産の処分のために遺言を作成し、法令に基づいて相続人に自己の財産を残し、遺言又は法令に基づいて遺産を享受する権利を有する。

個人でない相続人は遺言に従って遺産を享受する権利を有する

第 610 条 個人の相続に対する平等権

すべての個人は、自己の財産を他人に残す権利、遺言又は法律に基づいて遺産を享受する権利に関して平等である。

第 611 条 相続開始の時点・場所

1. 相続開始の時点は、財産を有する者が死亡した時点である。裁判所が人の死亡宣告をした場合、相続開始の時点は、本法典第 71 条 2 項で確定される日である。
2. 相続開始の場所は、遺産を残した者の最後の居所である。最後の居所が確定されない場合、相続開始の場所は、遺産の全部がある場所又は大部分がある場所である。

第 612 条 遺産

遺産は、死亡した者の固有の財産、他人との共有財産のうち死亡した者の財産持分から構成される。

第 613 条 相続人

個人である相続人は、相続開始時点において生存している者又は遺産を残した者が死亡する前に胎児となって相続開始時点の後に出生し生存している者でなければならない。遺言に基づく相続人が個人でない場合、相続開始時点において存在していなければならない。

第 614 条 相続人の権利と義務の発生時点

相続開始時点から、相続人は死亡した者が残した財産に対する権利、義務を有する。

第 615 条 死亡した者の残した財産的義務の履行

1. 他の合意がある場合を除き、相続人は、死亡した者の残した財産の範囲内で財産的義務を履行する責任を負う。
2. 遺産が分割されていない場合、死亡した者の残した財産的義務は、遺産管理者によって、死亡した者の残した財産の範囲内で、各相続人との合意に基づいて履行される。
3. 他の合意がある場合を除き、遺産が分割された場合、各相続人は、死亡した者の残した財産的義務を、自己が受け取った財産部分を超えないように履行する。
4. 個人でない相続人が遺言に基づいて遺産を享受する場合、個人の相続人と同じように死亡した者の残した財産的義務を履行しなければならない。

第 616 条 遺産管理者

1. 遺産管理者は、遺言により指定された者又は各相続人との合意により選定された者である。
2. 遺言で遺産管理者を指定せず、各相続人がまだ遺産管理者を選定できない場合、遺産を占有し、使用し、管理している者は、各相続人が遺産管理者を選定できるまで、その遺産を引き続き管理する。
3. この条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき相続人がまだ確定されず、遺産管理者がまだいない場合、その遺産は権限のある国家機関によって管理される。

第 617 条 遺産管理者の義務

1. 本法典第 616 条 1 項、3 項に規定する遺産管理者には、次の義務がある。
 - a) 遺産のリストを作成する；法律の他の規定がある場合を除き、他人に占有されている、死亡した者の遺産に属する財産を回収する。
 - b) 遺産を保管する；文書による各相続人の同意を得なければ、財産の売却、交換、贈与、質入れ、抵当の設定又はその他の形式による財産の処分をすることができない。
 - c) 各相続人に遺産の状態について通知する。
 - d) 自己の義務に違反して損害を加えた場合、損害を賠償する。
 - d) 相続人の請求に基づき遺産を引き渡す。
2. 本法典第 616 条 2 項に規定する遺産の占有者、使用者、管理者には、次の義務がある。
 - a) 遺産を保管する；財産の売却、交換、贈与、質入れ、抵当の設定又はその他の形式による財産の処分をすることができない。
 - b) 各相続人に遺産について通知する。
 - c) 自己の義務を違反して損害を加えた場合、損害を賠償する。
 - d) 遺産を残した者との契約による合意又は相続人の請求に基づき遺産を引き渡す。

第 618 条 遺産管理者の権利

1. 本法典第 616 条 1 項, 3 項に規定する遺産管理者は, 次の権利を有する。
 - a) 相続財産に関係する第三者との関係において相続人を代理する。
 - b) 各相続人との合意により報酬を得る。
 - c) 遺産の保管費用の支払いを受ける。
2. 本法典第 616 条 2 項に規定する遺産の占有者, 使用者, 管理者は次の権利を有する。
 - a) 遺産を残した者との契約による合意又は相続人の同意に基づき, 遺産を引き続き使用することができる。
 - b) 各相続人との合意に基づき報酬を得る。
 - c) 遺産の保管費用の支払いを受ける。
3. 各相続人間で報酬額について合意に達しない場合, 遺産管理者は合理的報酬額を得る。

第 619 条 同時点に死亡した互いの遺産の相続権を有する複数の者の相続

互いの遺産の相続権を有する複数の者が, 同時点で共に死亡したか, いずれの者が先に死亡したか確定できないことにより同時点に死亡したと見なされる場合 (以下, 「同時点で共に死亡した」と総称する。), それらの者は, 互いの遺産を相続することができない。各自の遺産は, その者の相続人によって受け取られる。ただし, 本法典第 671 条の規定に基づく代襲相続の場合を除く。

第 620 条 遺産受領の拒否

1. 相続人は, 遺産の受領を拒否する権利を有する。ただし, その拒否が他人に対する自己の財産に関する義務の履行を逃れる目的である場合を除く。
2. 遺産受領の拒否は, 文書によりなされ, 周知のため遺産管理者, 他の各相続人, 遺産分割の任務を引き受ける者に通知されなければならない。
3. 遺産受領拒否は, 遺産分割前に表明されなくてはならない。

第 621 条 遺産を享受する権利のない者

1. 次の者は, 遺産を享受する権利がない。
 - a) 遺産を残した者に対する故意による生命・健康の侵害行為又は著しく苛め, 虐待する行為, その者の名誉, 人格を著しく侵害する行為に関して有罪判決を受けた者
 - b) 遺産を残した者に対する扶養義務に著しく違反した者
 - c) 他の相続人が享受する権利のある遺産の一部又は全部を得る目的で, 他の相続人の生命を故意に侵害した行為に関して (有罪) 判決を受けた者
 - d) 遺産を残した者の意思に反して遺産の一部又は全部を得る目的で, 遺言の作成において, 遺産を残した者に対して詐欺, 強迫又は妨害; 遺言の偽造, 遺言の変造, 遺言の破損, 遺言の隠匿をする行為をした者

2. 遺産を残した者が、この条1項に規定する者の行為を知っているが、そのまま遺言に従って遺産をそれらの者に提供する場合は、それらの者は、遺産を享受する。

第622条 実際に相続する者²⁴がない財産

遺言、法令に従った相続人がいない場合、又は相続人がいるが、遺産を享受する権利がないか、遺産の受領を拒否する場合、財産に関する義務を履行した後に残った、実際に相続する者がいない遺産は国家に属する。

第623条 相続の時効

1. 相続人の分割請求の時効は相続開始から不動産につき30年、動産につき10年である。この期間が満了したときは、遺産はその遺産を管理している相続人に属する。遺産を管理している相続人がいない場合、遺産は次のように解決される。
 - a) 本法典236条の規定に基づき遺産を占有する者の所有権に属する。
 - b) この項第a号に規定する占有者がいない場合は、遺産は国家に属する。
2. 相続人が自らの相続権の確認又は他人の相続権の否認を請求する時効は、相続開始から10年である。
3. 相続人に対する死亡した者が残した財産についての義務履行請求権の時効は、相続開始から3年である。

第XXII章 遺言による相続

第624条 遺言

遺言は、死亡時に、他人に自己の財産を移転することを目的とする個人の意思を表明するものである。

第625条 遺言者

1. 本法典第630条1項a号の規定に従った条件を十分に備える成年者は、自分の財産を決定するため遺言をする権利を有する。
2. 満十五歳から十八歳未満の者は、遺言をするにつき父、母、又は後見人の同意を得たときは、遺言をすることができる。

第626条 遺言者の権利

遺言者は、次の権利を有する。

1. 相続人を指名する。相続人の遺産を享受する権利を排除する。
2. 各相続人に対する遺産の分け前を決める。

²⁴ 「実際に相続する者」は、原文では“người nhận thừa kế”である。相続人の資格を有し、かつ実際に相続財産を受領する者を意味する。

3. 遺贈，祭祀のために遺産における財産の一部を保存する。
4. 相続人に義務を引き受けさせる。
5. 遺言保管者，遺産管理者，遺産分割者を指名する。

第 627 条 遺言の形式

遺言は文書によりなされなければならない；文書により遺言することができないときは、口頭で遺言することができる。

第 628 条 文書による遺言

文書による遺言は、次のものからなる。

1. 証人のない文書による遺言
2. 証人のある文書による遺言
3. 公証された文書による遺言
4. 確証された文書による遺言

第 629 条 口頭による遺言

1. ある者が、死亡の危急に迫っており、文書による遺言をすることができない場合、口頭による遺言をすることができる。
2. 口頭による遺言をした時点から 3 か月の後、遺言者が存命で意識がはっきりする場合、口頭による遺言は当然取り消される。

第 630 条 合法的な遺言

1. 合法的な遺言は、次の条件を満たすものである。
 - a) 遺言者は、遺言作成時において、意識がはっきりしていて、詐欺、強迫、強制を受けていない。
 - b) 遺言の内容が法律の禁止事項に違反せず、社会道徳に反しない。遺言の形式が法律の規定に反しない。
2. 満十五歳から満十八歳未満の者の遺言は、文書によりなされなければならないが、父、母、あるいは後見人の遺言作成についての同意を得なければならない。
3. 身体障害者又は識字できない者の遺言は、証人が文書で作成して、公証あるいは確証されなければならない。
4. 公証、確証のない文書による遺言は、この条第 1 項に規定される各条件を全て満たす場合に限り、合法的と看做される。
5. 口頭で遺言をする者が少なくとも二人の証人の前で最後の意思を表明して、その表明の日の後に証人が筆記してその文書に共に署名するか又は指印を押した場合、その口頭による遺言は、合法的なものとして看做される。口頭で遺言をする者が最期の意思を表明した日

から 5 営業日以内に、遺言は公証人あるいは確証権限を有する機関により証人の署名又は押印を確認されなくてはならない、

第 631 条 遺言の内容

1. 遺言は、次の主要な各内容からなる。
 - a) 遺言をした年月日
 - b) 遺言者の氏名と居所
 - c) 遺産を受領する、個人の氏名、機関、組織の名称
 - d) 残した遺産と遺産の存在場所
2. この条第 1 項で規定する各内容のほか、遺言はその他の各内容を有することができる。
3. 遺言を略字や記号で書くことはできない。遺言が複数の頁により構成されているときは、各頁に番号を記し、遺言者が署名又は指印する。

遺言が消去、修正された場合、遺言を自ら書いた者又は遺言の証人は、消去、修正の隣に、名前を記載しなければならない。

第 632 条 遺言の証人

次の場合を除き、何人も遺言の証人となることができる。

1. 遺言者の遺言又は法令による相続人
2. 遺言の内容に関係する財産の権利、義務を有する者
3. 未成年者、民事行為能力喪失者、行為認識制御困難者

第 633 条 証人のいない文書による遺言

遺言者は、自筆で遺言書を書き、署名しなければならない。

証人のいない文書による遺言は、本法典第 631 条の規定を遵守しなければならない。

第 634 条 証人のいる文書による遺言

遺言者が自筆で遺言書を書かない場合、遺言書を自らタイプ打ちをする、又は他人に書くこと若しくはタイプ打ちをすることを依頼することができるが、少なくとも二人の証人がいなければならない。遺言者は、証人の前で遺言書に署名し、又指印をしなければならない。証人は、遺言者の署名又は指印を確認し、その遺言書に署名する。

証人のいる文書による遺言をするにあたっては、本法典第 631 条及び第 632 条の規定を遵守しなければならない。

第 635 条 公証又は確証のある遺言

遺言者は、遺言書の公証又は確証を請求することができる。

第 636 条 公証営業組織又は社級人民委員会における遺言の作成の手続

公証営業組織又は社級人民委員会における遺言の作成は、次の手続を遵守しなければならない。

1. 遺言者は、公証人又は社級人民委員会の確証権限者の前で、自分の遺言の内容を宣言する。公証人又は社級人民委員会の確証権限者は、遺言者が宣言した遺言の内容を書き取らなければならない。遺言書が、正確に書き取られ、自分の意思が適切に表明されたことを確認した後、遺言者は、その遺言書に署名し、又は指印を押す。公証人又は社級人民委員会の確証権限者は、遺言書に署名する。
2. 遺言者が遺言書を読めない、又は聞けない、署名できない、指紋を押すことができない場合、証人を依頼し、その証人は、公証人又は社級人民委員会の確証権限者の面前で、確認署名をしなければならない。公証人又は社級人民委員会の確証権限者は、遺言者及び証人の面前で遺言書を認証する。

第 637 条 遺言を公証し、確証することのできない者

公証人、社級人民委員会の確証権限者が次の各場合のいずれかに属する場合、遺言を公証し、確証することができない。

1. 遺言者の遺言又は法令に基づく相続人
2. 遺言又は法令に基づく相続人である父、母、妻又は夫、子がいる者
3. 遺言の内容に関係する財産の権利、義務を有する者

第 638 条 公証され、確証された遺言と同一の価値を有する文書による遺言

1. 公証又は確証を請求することができない場合に、大隊以上の隊長に確認される軍人の遺言
2. 船、飛行機に乗っている者の、その船、飛行機の長によって確認される遺言
3. 病院、治療施設、その他静養施設で治療している者の、病院、施設の責任者に確認される遺言
4. 山岳地帯、島嶼部において考察、探査、研究をしている者の、部門責任者によって確認される遺言
5. 外国滞在中のベトナム人の、その国のベトナムの領事機関、外交代表者に承認される遺言
6. 臨時的に拘置されている者、暫定留置されている者、監獄にいる者、教育施設、治療施設において行政処罰措置を受けている者の、その施設の責任者に確認される遺言

第 639 条 公証人によって遺言者の所在地で作成される遺言

1. 遺言者は、公証人に対し、自己の所在地に来て遺言を作成するよう請求することができる。

2. 遺言者の所在地で作成する手続は、本法典第 636 条の規定に基づき公証営業組織における手続と同じように行われる。

第 640 条 遺言の修正，補充，代替，撤回

1. 遺言者は、いつでも遺言を修正し、補充し、代替し、撤回することができる。
2. 遺言者が遺言を補充する場合、作成済みの遺言と補充した部分は、同等の法的効力を有する。作成済みの遺言の一部と追加した部分が矛盾するときは、追加した部分のみ、法的効力を有する。
3. 遺言者が新遺言を遺言に代替する場合、前の遺言は撤回される。

第 641 条 遺言の寄託

1. 遺言者は、公証営業組織に対し、遺言書を保管するか、他者に遺言を寄託するよう請求することができる。
2. 公証営業組織が遺言書を保管する場合、本法典又は公証に関する法令の規定に基づき保管、保存しなければならない。
3. 遺言書を保管する者は、次の義務がある。
 - a) 遺言の内容の秘密を保持する。
 - b) 遺言書を保存、保管する；遺言書を紛失し、破損した場合、遺言者に直ちに通知しなければならない。
 - c) 遺言者が死亡した時、遺言書を相続人又は遺言を公表する権限を有する者に引き渡さなければならない。遺言書の引渡しは、文書によりなされなければならない。少なくとも二人の証人の前で、引渡人と受取人に署名される。

第 642 条 紛失し、破損した遺言

1. 相続開始の時点以降、遺言書が紛失又は破損して、遺言者の意思が十分に表明することができず、遺言者の願望を事実どおりに証明する証拠がない場合、遺言がないと看做され、法定相続に関する規定を適用する。
2. 遺産がまだ分割されないうちに遺言が見つかった場合、遺産は、その遺言に従って分割される。
3. 遺産分割請求の時効期間経過前で、遺産分割後に遺言を見つけた場合、遺言に従った相続人が請求すれば、遺言に従って再分割しなければならない。

第 643 条 遺言の効力

1. 遺言は、相続開始の時点から効力を有する。
2. 遺言は、次の場合において、全部又は一部の効力を有しない。
 - a) 遺言に従った相続人が、遺言者より前に又は同時に死亡した

b) 相続人であると指定された組織、機関が相続開始時に存在しない。

遺言に従った相続人が複数いるが、その中に遺言者より前に若しくは同時に死亡した相続人がいる、又は遺言に従った相続人であると指定されたいずれかの機関、組織が相続開始時に存在しない場合、その個人、機関、組織に関する遺言の部分のみが効力を有しない。

3. 相続人に残された遺産が相続開始の時点において存在しない場合、遺言は効力を有しない;相続人に残された遺産の一部だけが存在する場合、存在する遺産に関する遺言の部分は効力を有する。
4. 遺言に合法でない部分があるが、残りの部分に影響を与えない場合、その合法でない部分のみが効力を有しない。
5. 一人の者が、一つの財産に対して複数の遺言書を残した場合、最後の遺言書のみが効力を有する。

第 644 条 遺言の内容にかかわらない相続人

1. 遺言者から遺産を享受させてもらえない又は遺産が法律に基づき分割された際の法定相続人の一人分の三分の二より少ない遺産の分しか享受することができない場合、次の者は、法定相続人の一人分の三分の二と同等の遺産の分を享受することができる。
 - a) 未成年の子、父、母、妻、夫
 - b) 成年者となっているが、労働能力がない子
2. この条 1 項の規定は、本法典第 620 条の規定に基づき遺産受領を拒否した者、又は第 621 条 1 項の規定に基づき遺産を享受する権利を有しない者に対しては適用されない。

第 645 条 祭祀に用いられる遺産

1. 遺言者が遺産の一部を祭祀用に残した場合、その遺産の分は相続の対象にならず、遺言で指定された者に引き渡され、祭祀のために管理される;指定された者が遺言を適切に、又は各相続人の合意に基づいて実施しない場合、各相続人は、祭祀用の遺産を祭祀のために管理するその他の者に引き渡す権利を有する。

遺言者が祭祀用の遺産管理者を指定しない場合、各相続人は、祭祀用の遺産管理者を選任する。

遺言に従った相続人全てが死亡した場合、祭祀用の遺産は、法定相続人の中でその遺産を合法的に管理している者に属する。

2. 死亡した者の全財産がその者の財産義務を精算するのに十分ではない場合、祭祀用の遺産を残すことができない。

第 646 条 遺贈

1. 遺贈とは、その他の者に贈与するために、遺言者が遺産の一部を残すことである。遺贈

は遺言に明確に記載されなければならない。

2. 受遺者が個人の場合、相続開始時点において生存している又は遺産を残した者が死亡する前に胎児になって相続開始の後に出生し生存していなくてはならない。受贈者が個人でない場合、相続開始時点で存在していなくてはならない。
3. 受遺者は、遺贈される遺産の分に対する財産義務を履行しなくてもよい。遺言者の全財産が遺言者の財産義務を精算するのに不足している場合、遺贈用の遺産は遺言者の残りの義務履行に用いられる。

第 647 条 遺言の公表

1. 文書による遺言が公証営業組織に保管される場合、公証人が遺言の公表者となる。
2. 遺言者が遺言の公表者を指定した場合、その者は遺言を公表する義務を負う；遺言者が遺言の公表者を指定しない又は指定したが指定された者が遺言の公表を拒否する場合、残りの相続人が合意により遺言公表者を選定する。
3. 相続が開始した後、遺言の公表者は、遺言を複製して、遺言の内容に関係するすべての者に送付しなければならない。
4. 遺言の写しを受け取った者は、遺言の原本との対照を請求する権利を有する。
5. 遺言が外国語で作成される場合、その遺言書はベトナム語に翻訳され、公証又は確認されなければならない。

第 648 条 遺言の内容の解釈

遺言の内容が明確でなく、相互に異なる複数の理解方法がある場合、遺言に従った相続人は、死亡した者の生前の事実どおりの願望に基づき、死亡した者と遺言による相続人との関係を考慮して、遺言の内容を解釈する。それらの者が、遺言の内容の理解方法について一致しないときは、裁判所に対し、解決を請求する権利を有する。

遺言の内容の一部を解釈することができないが、遺言の残りの部分に影響を与えないときは、解釈できない部分のみが無効となる。

第 XXIII 章 法定相続

第 649 条 法定相続

法定相続は、法令が規定する相続の順位、条件と相続の順番に従った相続のことである。

第 650 条 法定相続のいくつかの場合

1. 法定相続は、次の場合に適用される。
 - a) 遺言がない。
 - b) 遺言が合法でない。

- c) 遺言による相続人が全員遺言者より前に死亡した又は遺言者と同じ時点で死亡した；遺言による相続人である機関，組織が相続開始の時点において存在しない。
 - d) 遺言による相続人と指定された者が遺産を享受する権利を有しない又は遺産受領を拒否した。
2. 法定相続は，次の遺産の部分に対しても適用される。
- a) 遺言において処分されない遺産の部分
 - b) 遺言の無効な部分に関する遺産の部分
 - c) 遺産を享受する権利を有しない，又は遺産の受領を拒否した，遺言者より前又は同じ時点で死亡した遺言による相続人；相続開始の時点において存在しない，遺言により遺産を享受する機関，組織，に関する遺産の部分。

第 651 条 法定相続人

1. 法定相続人は，次の順序に従って規定される。
- a) 第一相続順位は，死亡した者の配偶者，実父，実母，養父，養母，実子，養子からなる。
 - b) 第二相続順位は，死亡した者の父方の祖父母，母方の祖父母，実の兄弟姉妹，父方の祖父母，母方の祖父母である死亡した者の実孫からなる。
 - c) 第三相続順位は，死亡した者の曾祖父母，死亡した者の伯父・伯母，叔父・叔母，死亡した者の実の甥・姪，死亡した者の実の曾孫からなる。
2. 同じ相続順位にある複数の相続人は，相互に均等の遺産部分を享受する。
3. 死亡したか，遺産を享受する権利を有しないか，相続権を取り消されたか，遺産の受領を拒否したかの理由で先相続順位の者がいない時のみ，次相続順位の者は相続を享受することができる。

第 652 条 代襲相続

遺産を残した者の子が，遺産を残した者より先に死亡した又は同時に死亡した場合，遺産を残した者の孫は，自分の父又は母が存命していれば享受する遺産の部分を受領することができる；遺産を残した者の孫も，遺産を残した者より先に死亡した又は同時に死亡した場合，曾孫は，自分の父又は母が存命していれば享受する遺産の部分を受領することができる。

第 653 条 養子と養父，養母と実父母との相続関係

養子と養父，養母は，互いの財産を相続することができ，また本法典第 651 条，第 652 条の規定に基づき遺産を相続することもできる。

第 654 条 継子と継父，継母との相続関係

継子と継父，継母は，親子のように面倒をみて，扶養している関係であるときは，互いの

財産を相続することができ、加えて本法典第 652 条、第 653 条の規定に基づき遺産を相続することもできる。

第 655 条 妻、夫が共有財産を既に分割した；妻、夫が離婚申請中である、又は他の者と結婚した場合における相続

1. 婚姻している間に妻、夫が共有財産を既に分割し、その後、一方が死亡した場合、存命者は、遺産を相続することができる。
2. 妻、夫が離婚申請中であるが未確定である又は離婚を認めた裁判所の判決、決定に法的効力が生じていない間に、一方が死亡したときは、存命者は、遺産を相続することができる。
3. 死亡した者の寡婦又は寡夫は、別の者と結婚しても遺産を相続することができる。

第 XXIV 章 遺産の精算と分割

第 656 条 相続人の集合

1. 相続開始が通知された、又は遺言が公表された後、相続人は、次のことを合意するために集合することができる。
 - a) 遺産を残した者が遺産管理人と遺産分割人を指定しない場合、遺産の管理人と遺産の分割人の選定、それらの者の権利と義務の確定
 - b) 遺産の分割方法
2. 相続人の全ての合意は、文書によりなされなければならない。

第 657 条 遺産分割人

1. 遺産分割人は、同時に、遺言で指定された又は相続人の合意によって選定された遺産管理人であってもよい。
2. 遺産分割人は、遺言どおりに、又は法定相続人の合意どおりに、遺産を分割しなければならない。
3. 遺産を残した者が遺言で許可した、又は相続人の合意がある場合には、遺産分割人は報酬を受け取ることができる。

第 658 条 精算優先順位

財産義務及び相続に関する費用は、次の順序に従って精算される。

1. 慣習に従って死亡した者の埋葬にかかる合理的な費用
2. 未済の扶養料
3. 遺産の保管費用
4. 死亡した者に依存している者に対する支援金

5. 労働賃金
6. 損害賠償金
7. 税金, 国家予算に納入しなければならない他の金額
8. 個人, 法人に対するその他の債務
9. 罰金
10. その他の各費用

第 659 条 遺言による遺産の分割

1. 遺産の分割は, 遺言者の意思に基づいて行われる; 遺言が相続人ごとの相続分を明確に確定していないときは, 遺産は, 遺言に指定された者に対して均等に分割される。ただし, 他の合意がある場合を除く。
2. 遺言が現物による遺産の分割を確定している場合, 相続人は, 現物とその現物から生じる天然果実と法定果実を受け取るものとし, 現物が遺産分割の時点で価値が減少していてもその現物を引き受けなければならない; 他人の故意過失によって現物が滅失した場合, 相続人は, 損害賠償を請求する権利を有する。
3. 遺言が財産の総価値に対する比率で遺産の分割のみを確定している場合, この比率は, 遺産の分割時点における遺産の残存価値に基づいて決められる。

第 660 条 法令による遺産の分割

1. 遺産を分割するとき, 同相続順位の相続人が胎児で未出生であっても, 他の相続人の享受する分と同じ遺産の部分を取っておかななければならない。その相続人が出生後も生きていれば, その遺産の分を享受する。出生前に死亡したならば, 他の相続人が享受する。
2. 相続人は, 遺産の現物分割を請求する権利を有する; 現物で均等に分割できない場合, 相続人は, 現物を価格鑑定すること及び現物を受け取る者について合意することができる; 合意できなければ, 現物は売却され, 分割される。

第 661 条 遺産分割の制限

遺言者の意思又は相続人の全ての合意により, 遺産が一定期間の後に分割される場合, その期限が満了した後にのみ, 遺産は分割される。

遺産相続の分割請求で, 遺産分割が存命している妻又は夫及びその家族の生活に著しく影響を与える場合, 存命当事者は, 裁判所に対し, 相続人が享受する遺産の部分の確定と一定期間において分割させないよう請求する権利を有する。この期限は相続開始の時点から 3 年を超えない。3 年の期限が満了しても, 存命当事者は, 遺産分割が依然として家族の生活に著しく影響を与えることを証明することができれば, 裁判所に対し, 3 年を超えない期間の一回延長を請求することができる。

第 662 条 新しい相続人が出現する又は相続権が取り消される相続人がいる場合の遺産の分割

1. 遺産の分割後、新たに相続人が出現した場合、遺産の現物による再分割はしないが、遺産を受け取った相続人は、受け取った遺産分に相当する割合で遺産分割時点における新相続人の遺産分に相当する金額にて新相続人に対して清算を行わなければならない。ただし、他に合意がある場合を除く。
2. 遺産の分割後相続権が取り消される相続人がいる場合、その者は遺産を返還し、又は遺産分割時点に享受した本人の遺産の価値に相当する金額を他の相続人に対して清算しなければならない。ただし、他に合意がある場合を除く。

第五編 外国的要素を持つ民事関係に適用する法令

第 XXV 章 総則

第 663 条 適用範囲

1. この編は、外国的要素を持つ民事関係に適用する法令について規定する。
その他の法律に外国的要素を持つ民事関係に適用する法令に関する規定があり、本法典第 664 条から第 671 条の規定に反しない場合は、その法律が適用される。反する場合は、本法典第五編に関連を有する規定が適用される。
2. 外国的要素を持つ民事関係とは、次のいずれかに属する民事関係をいう。
 - a) 参加する少なくともいずれか一方の当事者が外国の個人、法人である。
 - b) 参加する各当事国はともにベトナムの公民、ベトナムの法人であるが、当該関係の確立、変更、実施、消滅が外国において生じている。
 - c) 参加する各当事者はともにベトナムの公民、法人であるが、当該民事関係の対象が外国に所在する。

第 664 条 外国的要素を有する民事関係に適用する法令の確定

1. 外国的要素を有する民事関係に適用する法令は、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約又はベトナム法に従って確定される。
2. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約又はベトナム法に、各当事者が選択権を有するとの規定がある場合、外国的要素を有する民事関係に適用する法令は、各当事者の選択に従って確定される。
3. この条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき適用する法令を確定できない場合、適用法令は、その外国的要素を有する民事関係と最も密接に関係する場所を有する国の法令である。

第 665 条 外国的要素を有する民事関係に対する国際条約の適用

1. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約が、外国的要素を有する民事関係に参加する各当事者の権利義務に関する規定を有する場合、その国際条約の規定を適用する。
2. ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約が、外国的要素を有する民事関係に適用する法令について、この章の規定及び他の法律と異なる規定を有する場合、その国際条約の規定を適用する。

第 666 条 国際慣習の適用

本法典第 664 条 2 項が規定する場合において、各当事者は国際慣習を選択することができる。その国際慣習の適用結果がベトナム法令の基本原則に反する場合には、ベトナム法令を適用する。

第 667 条 外国法令の適用

適用する外国法令に相互に異なった理解の仕方がある場合、その国において権限を有する機関の解釈に従って適用しなくてはならない。

第 668 条 参照²⁵法令の範囲

1. 参照法令は、この条第 4 項に規定する場合を除き、適用法令の確定に関する規定及び民事関係に参加する各当事者の権利義務に関する規定からなる。
- 2²⁶. ベトナム法令を参照する場合、適用する民事関係に参加する各当事者の権利義務に関するベトナム法令の規定を適用する。
- 3²⁷. 第三国の法令を参照する場合、適用する民事関係に参加する各当事者の権利義務について第三国の法令の規定を適用する。
- 4²⁸. 本法典第 664 条 2 項に規定する場合、各当事者が選択する法令は、民事関係に参加する各当事者の権利義務に関する規定であり、適用法令の確定に関する規定を含まない。

第 669 条 複数の法令体系を持つ国の法令の適用

複数の法令体系を持つ国の法令が参照される場合、適用法令はその規定の国の法令が規定する原則に基づいて確定される。

第 670 条 外国法令を適用しない場合

1. 参照される外国法令は、次の場合には適用することができない。

²⁵ 「参照」は、原文では“dẫn chiếu đến”である。本文脈においては、適用可能性があるが、適用結果のベトナム法の基本原則違反による排除の可能性が抽象的にあり得る状態を意味するとの理解ができる。

²⁶ この項は、いわゆる反致を規定する。

²⁷ この項は、いわゆる転致を規定する。

²⁸ この項は、当事者が選択できる法令はいわゆる実質法であり、抵触法でないことを規定する。

- a) 外国法令の適用結果がベトナム法令の基本原則に違反する。
 - b) 訴訟法の規定に基づき必要な各措置を適用したにもかかわらず、外国の法令の内容を確定することができない。
2. この条第1項の規定に基づき外国法が適用されない場合、ベトナム法令が適用される。

第671条 時効

外国的要素を有する民事関係の時効は、当該関係に適用する法令に基づき確定される。

第XXVI章 個人、法人に適用される法令

第672条 無国籍の者、多国籍の者に対する適用法令確定根拠

1. 参照される法令が個人が国籍を有する国の法令であるが、その者が無国籍である場合、適用法令は、外国的要素を持つ民事関係が生じた時点でその者が常住していた地の国の法令である。その者が外国的要素を持つ民事関係が生じた時点で複数の居所²⁹を有していた、又は居所を確定することができない場合、適用法令は、その者が最も密接な関係を有する地の国の法令である。
2. 参照される法令が個人が国籍を有する国の法令であるが、その者が多国籍者である場合、適用法令は、その者が外国的要素を持つ民事関係が生じた時点で国籍を有し、常住していた地の国の法令である。その者が外国的要素を持つ民事関係が生じた時点で複数の居所を有していた、居所を確定することができない、又は居所と国籍を有する地が相互に異なる場合、適用法令は、その者が国籍を有し、かつ、最も密接な関係を有する国の法令を適用する。

参照される法令が個人が国籍を有する国の法令であるが、その者が多国籍者であり、その中にベトナム国籍がある場合、適用法令はベトナム法令である。

第673条 個人の民事法律能力

1. 個人の民事法律能力は、その者が国籍を有する国の法令に従う。
2. ベトナムに所在する外国人は、ベトナム法令が他の規定を有する場合を除き、ベトナム公民と同じ民事法律能力を有する。

第674条 個人の民事行為能力

1. 個人の民事行為能力は、この条第2項に規定する場合を除き、その者が国籍を有する国の法令に従う。

²⁹ 「居所」は、原文では“*noi cư trú*”である。第40条1項に定義があり、これによれば国際私法上の「常居所」概念と同義と思われるが、原文で同一の用語が用いられている事実を重視し、本法典第五編でも「居所」の用語を充てた。

2. 外国人がベトナムにおいて民事取引を確立、実施する場合、その外国人の民事行為能力はベトナム法令に従って確定される。
3. ベトナムにおける個人の民事行為能力喪失、行為認識制御困難又は民事行為能力制限の確定は、ベトナム法令に従う。

第 675 条 失踪又は死亡した個人の確定

1. 失踪又は死亡した個人の確定は、この条第 2 項に規定する場合を除き、その者に関する最後の情報があった時点の前にその者が国籍を有していた国の法令に従う。
2. 失踪又は死亡した個人のベトナムにおける確定は、ベトナム法令に従う。

第 676 条 法人

1. 法人の国籍は、法人が設立された地の国の法令に従って確定される。
2. 法人の民事法令能力；法人の名称；法人の法定代表者；法人の組織、再編、解体；法人与法人構成員の関係；法人及び法人構成員の法人の義務に対する責任は、この条第 3 項が規定する場合を除き、法人が国籍を有する国の法令に従って確定される。
3. 外国法人がベトナムにおいて民事取引を確立、実施する場合、その外国法人の民事法令能力はベトナム法令に従って確定される。

第 XXVII 章 財産関係と身分関係に対して適用される法令

第 677 条 財産の分類

財産の動産、不動産への分類は、財産がある地の国の法令に従って確定される。

第 678 条 所有権及び財産に対するその他の権利

1. 所有権及び財産に対するその他の権利の確立、履行、変更、消滅は、この条 2 項が規定する場合を除き、財産がある地の国の法令に従って確定される。
2. 輸送中の動産に対する所有権及び財産に対するその他の権利は、その他の合意がある場合を除き、動産の輸送先の地の国の法令に従って確定される。

第 679 条 知的所有権

知的所有権は、知的所有権の対象が保護を求められる地の国の法令に従って確定される。

第 680 条 相続

1. 相続は、相続される遺産を残した者が死亡の直前に国籍を有していた国の法令に従って確定される。
2. 不動産に対する相続権の行使は当該不動産の所在する地の国の法令に従って確定される。

第 681 条 遺言

1. 遺言の作成，変更又は撤回の能力は，遺言作成，変更又は撤回の時点で遺言作成者が国籍を有する国の法令に従って確定される。
2. 遺言の形式は，遺言が作成された地の国の法令に従って確定される。遺言の形式も，次の各国のいずれかの法令と合致する場合，ベトナムにおいて公認される。
 - a) 遺言を作成した時点又は遺言作成者が死亡した時点で，遺言作成者が常住していた地の国
 - b) 遺言を作成した時点又は遺言作成者が死亡した時点で，遺言作成者が国籍を有していた地の国
 - c) 相続遺産が不動産である場合，不動産の所在地。

第 682 条 後見

後見は，被後見人が常居する地の国の法令に従って確定される。

第 683 条 契約

1. この条第 4 項，第 5 項及び第 6 項に規定する場合を除き，契約関係における当事者は，契約に対する適用法令の選択につき合意することができる。適用法令につき各当事者間に合意がない場合，その契約と最も密接な関係を有する国の法令が適用される。
2. 次の国の法令は，契約に対して最も密接な関係を有する国の法令と看做される³⁰。
 - a) 商品売買契約につき，個人であれば売主が常居する地，法人であれば設立地の国の法令
 - b) 役務契約につき，個人であれば役務供給者が常居する地，法人であれば設立地の国の法令
 - c) 使用権移転契約あるいは知的財産権譲渡契約につき，個人であれば権利受領者³¹が住する地，法人であれば設立地の国の法令
 - d) 労働契約については，労働者が常時，仕事を行う地の国の法令。労働者が常時仕事をする場所が複数の場合又は確定できない場合，労働契約と最も密接な関係を有する国の法令は，使用者が自然人の場合はその常居する地の，使用者が法人の場合は設立地の国の法令である。
 - d) 消費者契約については，消費者が常居する地の国の法令

³⁰ 「看做される」は，原文では“*đượ coi*”である。反証を許さない，日本法でいうところの「看做す」を意味する言葉であるが，この条においては，3 項の存在により反証を許容することになる。

³¹ 知的財産権移転契約については，権利を手放す側の住所地が最密接関係地と推定されるのが国際的な通例とされている。それに関わらず，権利受領者の住所地を最密接関係地と看做すのは，現在のベトナムでは知的財産権の受領側になることが圧倒的に多い状態に鑑み，立法政策としてベトナム法の適用範囲を広げようとしたためと考えることができる。

3. この条第2項が記載する法令と異なる国の法令が契約と最も密接な関係を有すると証明された場合、適用される法令は、その国の法令である。
4. 契約が不動産を対象とする場合、不動産に対する所有権、その他の権利の移転、不動産賃借又は義務履行のための不動産の使用³²に対する適用法令は不動産所在地の国の法令である。
5. 労働契約、消費者契約において各当事者が選択した法令が、ベトナム法令が規定する労働者及び消費者の最低権益に影響を与える場合、ベトナム法令が適用される。
6. 各当事者は、契約に対する適用法令の変更を合意することができるが、第三者が同意した場合を除き、その変更は第三者が適用法令変更前に得た権利及び合法的利益に影響を与えることができない。
7. 契約の形式は、その契約の適用法令に従って確定される。契約の形式が、その契約の適用法令に従った契約の形式に合致しないが、契約締結地の国の法令又はベトナム法令に従った契約の形式に合致する場合、その契約の形式はベトナムにおいて公認される。

第 684 条 一方的法律行為

一方的法律行為に適用される法令は、その行為を確立する個人が常居する地、又はその行為を確立する法人の設立地の国の法令である。

第 685 条 法令の根拠がない財産の占有、使用、受領利益の返還義務

法令の根拠がない財産の占有、使用、受領利益の返還義務は、法令の根拠なく財産の占有、使用を実施した地又は享受した利益の生じた地の国の法令に従って確定される。

第 686 条 事務管理

各当事者は事務管理の実施に対して適用する法令選択の合意をすることができる。合意がない場合、適用法令は事務管理が実施された地の国の法令である。

第 687 条 不法行為による損害賠償

1. この条第2項に規定する場合を除き、各当事者は、不法行為による損害賠償についての適用する法令選択を合意することができる。合意がない場合、損害を生じさせる出来事の悪影響が生じた地の国の法令を適用する。
2. 加害者及び被害者が、自然人であれば居所、法人であれば設立地を同一国内に有する場合、その国の法令を適用する。

第六編 施行条項

³² 「義務履行のための不動産の使用」とは、不動産使用権に担保を設定することを意味する。

第 688 条 経過規定

1. 本法典が効力を有する日の前に確立された民事取引については、次のように規定される法令を適用する。
 - a) まだ実施されていないが、内容、形式が本法典の規定と異なる民事取引については、取引主体は引き続き民法典 33/2005/QH11 及び民法典 33/2005/QH11 を詳細に規定する各法規範文書の規定に基づき実施する。ただし、民事取引当事者が取引の内容、形式を本法典に合致させ、本法典を適用するために修正、補充する合意を有する場合を除く。
実施中の民事取引で内容、形式が本法典と異なる場合、民法典 33/2005/QH11 及び民法典 33/2005/QH11 を詳細に規定する各法規範文書の規定を適用する。
 - b) まだ実施されていない又は実施中であるが、内容及び形式が本法典の規定と合致する民事取引は、本法典の規定を適用する。
 - c) 本法典が効力を有する日の前に実施が完了したが紛争が生じている民事取引は、民法典 33/2005/QH11 及び民法典 33/2005/QH11 を詳細に規定する各法規範文書の規定を適用して解決する。
 - d) 時効は、本法典の規定に基づき適用する。
2. 本法典が効力を有する日の前に民事に関する法令の規定に基づき裁判所が解決した事件の、監督審、再審の手續に従った異議申し立てのために、本法典を適用しない。

第 689 条 施行効力

本法典は、2017年1月1日から施行効力を有する。

民法典 33/2005/QH11 は、本法典が効力を有した日から効力を失う。

本法典は、ベトナム社会主義共和国第 13 期国会第 10 会期において、2015 年 11 月 24 日に採択された。

国会議長
グエン シン フン